第13回「日の丸・君が代」問題等

全国学習・交流集会　記録集

実施日：２０２３年7月２３日・２４日

会　場：日比谷図書文化館ホール・他

主　　催

第13回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会

【 目 次 】

◇ プログラム
◇ 7月２３日（日）　全国集会の記録
　１．開会挨拶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　２．児美川孝一郎さんの講演 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
　３．報告（Ⅰ）東京の闘い ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
　４．報告（Ⅱ）大阪の闘い ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
　５．特別報告　国際人権の闘い ・・・・・・・・・・・・・・ ２１
　６．報告（Ⅲ）全国の闘い ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４
　７．報告（Ⅳ）市民・諸団体から ・・・・・・・・・・・・・ ２６
　８．集会決議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３０
◇ 7月２４日（月）　文科省交渉の記録
　Ⅰ．「日の丸・君が代」に関する質問 ・・・・・・・・・・・ ３１
　Ⅱ．教育政策一般に関わる質問＜Ａ＞ ・・・・・・・・・・・ ３６
　Ⅲ．教育政策一般に関わる質問＜Ｂ＞ ・・・・・・・・・・・ ４２
◇ 賛同団体・個人一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５２

全国から集う！　全国で闘う！

第１３回　『日の丸・君が代』問題等
全国学習・交流集会　プログラム

２０２３年　7月２３日（日）　全国集会　時程

１０：１５　開場　　日比谷図書文化館　地下ホール
１０：３０　開会　　開会挨拶
１０：４０　講演　　児美川孝一郎さん （法政大学教授）
　　「公教育の転覆を図る教育ＤＸ
　　－市場化、デジタル監視、新たな戦前」
１１：５０　質疑
　　＜昼食休憩　１２：００～１３：００＞
１３：００　ジョニーＨさんのミニライブ
１３：１５　報告（Ⅰ）　　東京の闘い
１３：３５　報告（Ⅱ）　　大阪の闘い
１４：２０　特別報告　　国際人権の闘い
１４：５０　報告（Ⅲ）　　全国の闘い
１５：３０　報告（Ⅳ）　　市民・諸団体の闘い
１６：００　全体討論
１６：２０　集会アピール採択　行動提起
１６：３０　閉会挨拶
１６：４５　銀座・数寄屋橋デモ出発　（京橋・紺屋橋児童遊園で解散）

２０２３年　7月２４日（月）　文科省交渉　時程

◇　場所：衆議院第２議員会館　第３会議室（地下１階）
　９：３０～　　玄関で、通行証手渡し
１０：００～１１：３０　　地下第３会議室で、文科省交渉
１１：３０～１２：００　　まとめと諸連絡

開会挨拶

根津公子(実行委員)

みなさん、おはようございます。これから第13回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会を開催します。「日の丸・君が代」問題等というのは、日本の戦後教育は民主教育と言われながらも実はそうではなかった。文部省は「日の丸・君が代」にずっとこだわり続けてきて、そして現在に至っている。その「日の丸・君が代」問題等、それをテーマとした集会の第13回目になります。

今、「新たな戦前」ということが言われるようになっています。「戦場に行く」子どもたちをつくるために歴代の自民党政権は「日の丸・君が代」、愛国心の刷り込みを教育の中の大きな柱としてしてきたことが良くわかります。今後、自衛隊のさらなる派兵、それから一般にどういう形かでの徴兵制、これは絵空事ではなくなっています。自分の頭で考えずに指示・命令にしたがうことを、学校教育でたたきこんだ、若い人たちがこれを拒否できるのか私は大変に心配です。

そこで、「日の丸・君が代」による弾圧を振り返ってみようと思いますが、1989年の学習指導要領の改定が「国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するものとする」としました。しかし、それ以前の1985年に北九州市教委は「君が代」の徹底通知を出し、起立を拒否した教員17人を処分しました。この17人は徹底的に闘いましたが、日教組は闘わず、それにまったく関与しないできましたが、それに加えて、多くの教員にとっては対岸の火事であったわけです。もしもここで全国的な闘いになっていたら、その後の広島、東京、大阪の処分には至らなかったのではないのか、と私は思います。

沖縄では87年の沖縄国体の前年に文部省は圧力をかけてきました。この時も同様です。文科省が圧力を加える前は、「君が代」斉唱は小中高ゼロ、「日の丸」についても小中は６%、高校は０%でしたが、文科省が本腰を入れた２年後には、ほぼ100%となりました。広島には98年に文部官僚が乗り込んでいって教育長となり、「適正指導」と言って「君が代」の指導を行い、そのことによって世羅高校の校長が自殺に追い込まれました。

圧力によって「日の丸・君が代」をすべての公立学校で実施するようになったのが現実です。「日の丸・君が代」は処分による圧力によって「定着」したのですけれども、そのことを私たちは、子ども保護者、市民に伝えてくることが出来なかったのではないか、今となっては遅いかもしれないけれど、それこそ子どもたちが徴兵されかねない事態になった今だからこそ、その事を伝えていかなければならない。「日の丸・君が代」は圧力によって行われている、教員たちはそれには反対だという声を届けていかなければと思います。わが子を戦場に行かせたくないのは保護者のだれも思うことですが、教員も送り出すことは拒否する、そう考えて「日の丸・君が代」に反対してきたのだということを再び大きな声で訴えていきたいと思っています。

私はもう定年退職して10年以上になりますけれども東京の「君が代」処分で停職処分を受けてきました。停職処分の間、停職にされた事実を子どもたちに伝えようと思って、私は毎日校門の前に立ちました。そのことによって生徒たちは、根津がいるから「日の丸・君が代」処分がどういうことなのか、それから都教委は何を考えているのかが良くわかった。だけど校門の前に立つ人がいなければ、訴える人がいなければ考えることすらできなかったと、多くの子どもたちが言いました。そういうことを子どもたちから聞いて、そういう働きかけを積極的に退職教員を含めてやっていかなければならない、と思います。「日の丸・君が代」にとどまらず、日常の中でも自分の頭で考えるということを多くの日本に住む人達がしてこなかった、それをこのコロナ禍で私は感じました。職場でワクチン接種をしてこなければだめだ、接種は本人が希望して行うはずなのに、ワクチンによる死亡が多いのに、そのことは報道されませんから、そこで疑問を持つ、自分で考えるということをしてこなかった、日常的に自分の頭で考えることによって、学校の中で行われている「日の丸・君が代」問題も考えると思うので、やはりそうしたことも訴えて行きたいです。それから学校教育の中でそれをしていかなければいけない、と思います。

今、政府が GIGA スクール構想、ICT 教育を大きく打ち出していて、個別最適化された学びと言っていますが、それは能力主義にほかならないし、個別ばらばらですから、皆が共同で考える機会を奪っているわけです。その「恐ろしさ」は、団結して皆で闘うということをさせないことになると私は思っています。

児美川さんがこれから「公教育の転覆を図る教育 DX」というしてくださいますが、事前に私の方に講演についての問い合わせがいくつもありました。「恐ろしい」タイトルの講演ですが、たいへんに楽しみにしています。きょう一日よろしくお願いします。

講演「公教育の転覆を図る教育DX―市場化、デジタル監視、新たな戦前―」

児美川孝一郎　法政大学教授（教育学）

1　見取り図

〈全体の見取り図〉

法政大学の児美川です、きょうは講演の機会をいただきましてありがとうございます。70分という時間ですが、資料が多いので途中急ぎながら講演をしていきたいと思います。タイトルが刺激的だとか、こわいとかいろいろ言われてましたけれど、本当にそういうことが進みつつある、これを放置しておくととんでもないことが起こると思っていて、その辺がお話しできれば良いと思っています。

スライドをご覧ください。サブタイトルが「市場化、デジタル監視、新たな戦前」となっていますが、６つのことをお話ししたいと思います。なぜその６つなのかは、最後までお聞きいただければおわかりいただけます（資料集 p1下）。

最初に大枠をつかんでいただいて、今日の改変がそもそもどこからきているのか、そうとう経済的な事情というか財界の思惑というか、そこに国家も相乗りしているのだという話をして、経産省の改革のバージョンと文科省の考えていることがやや違うので、その分岐点を話し、現在はどこへ来ているのか、現状はそれを越えてもっと上の首相官邸や内閣府というところで動いてますので、その現在状態を確認して私たちどうしたら良いのか、という話をしたいと思っています。

この間、何が進んできているのかということを、第１段階、第２段階、第３段階、第４段階というふうに描いてみますと(p2下)、最初の第１段階は教育基本法改正から新学習指導要領まで、高校が2018年３月に告示されましたので、そこまでがひとつの大きな流れであって、新自由主義と新国家主義との両方を上手に改定教育基本法の条文中に入れ込んで、新指導要領が教育課程の形にしたという、通常であればそこまでで、やりたいことをやったわけですから、あとは着実にそれを実施するフェーズに入っていってもおかしくなかったんです。

ところが、今回だけは指導要領が告示されてまだ全面実施がはるか先の2018年の６月ころから違う動きが、第２段階の Society5.0に向けた教育改革の動き、が出てきます。新指導要領をまだやってもないのに、次の

ことを考え始めている。しかも、この時には文科省の政策として基本法改正から指導要領改正までは来ていたと思いますが、その次を引っ張るのが経済産業省です。文科は何とかそれについていった。その次に今度はコロナが来ますので、経産省の方は急進派として勢いづいてきます。他方で文科の方は、ちょっと待てよ、このまま経産省について行ってしまうと日本の公教育はなくなってしまう、という危機感を持つようになってやや違うポジションをとるようになります。だから、コロナ禍の中でその二つがややせめぎ合いを始めるわけですけれども、ただし、ここで放置はしていない。

現在の政権からしたら、同じ政権内で文科と経産とで考えていること、目ざす方向が違うのは困るので、何とか調整・統合を図ろうとした、それがいちばん最後の段階です。内閣府のもとで CSTI、総合科学イノベーション会議があるのですけれど、そこに調停役をまかせようとしたのです。そこの会議にワーキンググループをつくって内閣府のもとでの CSTI がつくった政策提言というのが、今現在直近の日本の公教育の変革についての公認の政策というふうになってます。めまぐるしく担い手が変わってきますし、わずか４、５年の間にこれだけ局面が変わってきています。

《前面（文科）と水面下（経産）》

何が今起きているのか、２つあるのです。ひとつは、現状は今のところ法律とか制度の枠組みは変わってませんから、文科省が「令和の日本型学校教育」という路線が今のところ行われています。これはパンパンに詰め込んだ学習指導要領をさらにＩＣＴとかデータ活用を入れ込んでやっていこうという、ある種のパンクする過剰な学校、その中で教育そのものが内実を失っていく、そういう危険性が現状あるわけです。でも実はそれは前面で、よく見えているところです。現状は文科の路線で、学校現場ではそれが見えているのですけど、それは前面でしかなくて水面下では、下の部分ですでに始まっている。それがきょうの話のメインになるものです。

短期的にはまだ制度など変えられていないので、文科省の路線で行きますけども、中長期的にはむしろ経産省が考えているようなことが、現在の公教育ではなく民間教育と言った方がいいのではないか、といったものへ差し替える、そういう方向が起こりつつある。

そちらで考えているのが、「過剰な学校」ではなくて「過小な学校」、つまり教師も減らしてかなりの部分は AI ドリルとかにやらせて、人間が教える部分は相当少なくなる、という話なので、そういう教育になっていく、その２つの困難が実は今、両方重複している。で、上の方が（p3上）より見えているからそこに反応するのですが、反応すべきなのですけど、水面下でさらに進んですることを見ておかないと後でとんでもないことになります。

たとえば次回の指導要領改訂は27年と予告されてますから、たとえばその27年以降どのようになっていくのかということを、今から考えておく必要があります。今そのような動きになっているのは実は日本だけではなく世界中の話なのです。要するに、IT 産業とか教育関係とかいうものは、経済成長のもとになっていて、企業が稼ぐところはここだということなのです。実はもう10年くらい前からやっていることです。日本ではそれをやりたかったのですが、公教育の枠が厳しくてできなかった、それを一気に外してやろうとしているのが今の教育 DX みたいな話しだと考えると、世界的な動向ですので、わかりやすくもあるし現代の資本主義とはこうなっているという話なのだろうと思います。そういうふうに考えたとき、今の日本の教育改革はどこから来ているのかということは、極めてわかりやすい話です。

2　今日の教育改革はどこから来たのか？

《ねらわれた公教育の経済効果》

たとえば、GIGA スクール、これは日本の学校教育における ICT 環境を整備しようという発想によって登場したものではないのです。ネットで拾ったものですが、「GIGA スクールで令和の教育が劇的に変わる」と書いてあるものですが（p4下）、そのページの下の方に「エレコムの豊富なアイテムで現場の課題解決」とあります。エレコムとは、パソコンの周辺機器をつくっている会社です。そのページの右上を見ると、文科省のページなのです。デバイス・パートナーと連携して GIGA スクール対応機種を提供します、とあります。つまり、文科省が８メーカー17機種を推奨しているわけです。

そして、GIGA スクールとはどこから出てきたのかと考えてみたら、令和元年の補正予算ですね、「…総

合経済対策」が作られます。令和元年2019年は消費税率10%が実施された年です。要するに消費が落ち込むことを想定して、そのための補正予算が組まれます。各省庁いろいろ出しますが、文科省が出したのがGIGAスクールなのです。小中学生１人１台のタブレットをお買い上げしますよ、という話なのです。

通常に学校における機器の購入でしたら、補正予算ではなくて、正規の経常予算の中に入れるべきものです。古くなったら買い替えを含めた持続可能な形にしなければならないはずです。でも、補正予算だから１回限りです。じゃあ5年後どうするのって議論になっているのはそういうことです。しかし、景気対策的には必要だったのです。実際、見てください(p5上)。上段の国内パソコンのルート別出荷台数、法人向けの出荷台数が2019年度から2020年度で飛躍的に伸びているのです。まさに経済効果です。法人向けは勿論教育委員会が入ってます。学校の子どもたちのためにタブレット・PC を買ったから、国内のパソコンの出荷台数はこんなに伸びたのです。だから21年度は減っています。

《公教育が民間企業の草刈り場へ》

GIGA スクールというのは、なんだそこから来たのかということになりますが、しかも、生徒ひとり１台端末を配って、学校をネットワークで結びますけれど、あとは現場の自由になるのかというとそうではありません。校長によっては、毎時間使えと指示している校長も出ました、教育委員会によっては、この企業のソフトを買うから全部の学校で使いなさい、ということをやっているところもあるし、環境を整えたからあとは現場の先生の総意工夫でお願いしますではまったくなく、自分たちがやらせたい教育、Society5.0へ向けた教育、それは民間の企業をフル活用した教育なのですけど、それをやるためには１人１台が必要だという理屈だったということがわかります。

「GIGA スクール構想(2019. 12)」(p6上)には、「AI ドリルなど先端技術を活用」としっかり書いてあります。だから、今学校現場で使っているところが随分出てきています。右側の「ICT 支援員」というのは企業が学校に送ってくる（ベネッセなんかも当然）ものです。企業から外部人材が「支援員」という形で入ってきます。要するに改革を先取りする形のものであって、しかもこの構想を言い出したのは文科ではないんです（p6下)。

発表された時には文科省の政策として発表されましたから、文科大臣がうれしそうに記者会見してましたが、これは文科省のアイディアではないのです。文科省は2019年の１年前の2018年には、日本の学校のパソコンは３クラスに１クラス分だけで、その配備計画を立てて、予算請求しているのです。だから文科の発想はパソコン教室です。学校のパソコン教室を増やして３クラスに１クラスはパソコン教室で授業をしようという、それだったわけで、予算請求しているその整備計画中なのに、突然１人１台のタブレットなどということは文科省が言うはずがない。

もちろん首謀者はほかのところにいるわけですけど、では誰がそれ進めようとしたのかというと。それが経産省なのです（p7上)。浅野大介・井上義和「なぜ経産省は教育に乗り出したのか」という文章がありますが、井上義和という研究者が浅野大介にインタビューしたものです。浅野大介という人物は経産省の中で教育産業室、教育産業を管轄してこのGIGAスクールやりまくったところの課長さんですけど、彼もこの時にはっきりと、正直に言っていて、2019年10月に消費税増税する。だったら絶対年末に景気対策する。要するに補正予算が来る。だったらそこの前提に内閣官房とか内閣府とか、与党の自民党とか総理官邸とかへ根回ししておきました。そして文科省は３クラスに１クラスが必要というプランがあったので、そこに縛られている文科省を経産省の側が説得をして、１人１台ということにしたのですよ。年末の補正予算の規模によってどれだけ請求するか、ということが言われていて、だから本当に勘違いしてはいけないのは、GIGA スクール構想ってだれが持ってきたのかというと経産省がもってきたのです。

《「Society5.0」で、公教育の枠組みの改変をねらう》

そういう目でみると経産の動きは早いのです。GIGA スクールは2019年ですけど17年から準備していたのです（p7下)。２０１７年というのは Society5.0というものが政府公認の日本の成長戦略になった年です。そのときから経産はわかっていて、これからは教育人材育成で絶対に金が落ちるぞ、だから省内に教育サービス産業室、後の教育産業室をつくり、有識者の研究会を設置して、「未来の教室」っていう彼らが考える未来の教育像、education と technology を合体させた EdTech（エドテック）を提言します。

技術でもって教育にイノベーションをおこしていくというものです。研究会を設置して、提言が二次にわ

たって出ています。あいだの１８年７月には「実証授業」を実施します。補助金授業ですが、現場の学校と組んで、様々な教育サービス、教育パッケージ、学習ソフトを使わせるという、それも始めてました。で、１９年の６月に第２次提言の「未来の教室」ビジョンというものが出て、その12月には GIGA スクールです。まさに経産省の思った通りのちょうど良いタイミングで消費税の増税があったわけです。

しかももちろん、経産省が独自でやったというよりはその背後に財界があるのです。経団連もたとえば19年11月には Society5.0時代には義務教育の抜本的なＩＣＴ化をめざす、という提言を出しているのです。抜本的なＩＣＴ化というのは１人１台のパソコンが前提です。しかも19年11月の提言のすぐあと、12月に補正予算で GIGA スクール。これは本当に財界と経産省が示し合わせるようにこういう流れを作っていって、そして補正予算の時に一気に要求するという、そういうことなのです。

文科省は必死になってそれについていって、そして形だけは学校教育においてタブレットを配るという、文科の政策として発表せざるをえないのでしたが、実態はそうだったということです。背後にあるのは、この Society5.0というすごく怪しいのですけど、経済発展と社会課題が両立するというそういう政府の将来社会像、それに向けて教育を変えていかなければいけないというところが何よりも一番の中心となったということなのです。

Society5.0が本当に社会課題をすべて解決するのかと言ったら、それは嘘で、たとえばドローンが運んでくれれば、今の運転手不足は解決する、運転手のいない無人の公共交通機関とか、AI とかやロボットを使った生産管理とか、技術で以て解決する課題という話でしかなくて、たとえば今ロシアとウクライナで起きている紛争、戦争が、Society5.0でなくなるわけはないし、日本社会の格差や貧困もなくなるわけではないのですし、非正規雇用もなくなりませんよ。こういう社会になったらむしろ増えるでしょう。あそらく“すきま労働”がたくさんでますから正規のフルタイムで雇うという人の数は減らされるに違いありません。

そういうことも解決しないし、もちろん125位にまで落ちたジェンダーギャップ指数、日本における不平等も解決しないでしょう。だから、この社会構想というのは、本当に怪しくて、本来の社会課題は見ないことにして、テクノロジーが何か解決できるところだけをおおいに謳って、それを成長戦略にしようとし、子どもたちにも学ばせるというものです。あとで出ますけれど、STEAM 教育というものはそういうことです。STEAM という言葉は最近よく言われていると思いますが…、

それは技術でもって解決できるような解決学習を子どもにやらせようって話だから、本当の意味でのいま私たちが直面している課題を子どもたちも一緒に考えましょう、という話では全然ないっていうことです。

ちなみにこの Society5.0誰が言い出したかわかっています。後に経団連会長になった中西宏明さんという、彼が委員会の中で言いだしたんです。それが2016年4月なんです。で、この中西さんって、もうお亡くなりになりましたけど、割と正直な方なので記者会見とかの場で実は Society5.0ってただのアイディアなので学問的な根拠なんかありませんって言っているんです。すごい恥ずかしくないですか。世界中みてもこんなこと言ってるの日本だけなんですよ。本当に。しかも、学問的根拠ないわけでしょ。それなのにアホな政府がそれを公認して国家戦略にしちゃっているんです。ちゃんとした閣議で決定もされてるんです。Society5.0っていうのは。だからこれは何なんだ見たいな話なんですけども。

国際的には第四次産業革命って言うんです。これだったらどこの国も使ってます。ダボス会議とかでも言われています。だからこっちだったら恥ずかしくない概念なんですけど、日本の場合にはそこをさらに広げたかったんですね。Society5.0って言って、「社会」ってしたかった。つまり産業革命だと産業分野や経済活動だけみたいに見えてしまうのでそうではなくて従来の産業分野と思われていなかった医療・福祉・教育行政みたいなところも同じ原理でやりたかったので、中西宏明さんとしては拡張したかったわけです、この概念。産業革命ではなくて社会のバージョン5.0、そうすることで従来市場化できなかった領域で市場を拡大することができる。教育はまさにそこのど真ん中に入っている。教育市場ってでかいですから、それは世界中の国を見ててもそうですけど、そういうことがやりたかったから彼はこれを提唱した。

でももちろんですね、財界が言うだけではそれは国家戦略にならないです。飛びついた人がいるわけです。第二次安倍政権下でした。当時アベノミクスがある種の行き詰まりをしていましたので、困った当時の内閣が、財界が言ってきている Society5.0に飛びついて、それを日本の成長戦略にしていこう、とやったんです。で、未来投資戦略の2017とか骨太の方針の2017にこの Society5.0が入れ込まれました。そして、そこで教育や人材育成はそのためには大事だってことも書き込まれました。ここよく見てください（p10、下）。2017年６月です。経産省が省内に自分たちの教育産業サービスとして作ったのも同じ時期です。経産はこれを見た

んです。要するに、政府レベルでこれをやったんだから、出したんだから、当然この後は教育人材育成が来る、とわかっていて、であるなら将来これつくろうと、さっきの流れで動き出して GIGA スクールまでこぎつけたっていうことなんです。簡単に言うと。政権の手詰まりと財界の欲望が野合したものとして Society 5.0があって、いままで市場にならなかった分野や領域までもが市場化されていくという、そういう話だと思っていただければいいです。教育についてはこういう形ですから、一応経産省も自分たちだけが突出して出るのはまずいと思っているので文科省に声をかけて、並び立つように報告書を出したりとかするんです。そうなんですけど、この時期18年、19年ぐらいは誰がどう見ても経産省ラインで進んでいて19年の教育再生実行会議もその両者を橋渡ししようとしつつ、でも Society5.0型って方向に動いた。そういう政策のこの時点での流れがあります。

3　教育DXの急進派バージョン　―　経産省

《経産省の考える「未来の教室」とは》

ちょっと経産省が何を考えていて、どういうことやってるのかという、なにかだんだん背筋が寒くなってきますけど、一応お知らせをしておきましょう。一番簡単に言うとですね、この一次提言、二次提言のこれが経産省が考えている「未来の教室」ということになると思うんですけど（p12下）、ざっくりと言うと、学校がやるのは教科学習と STEAM 教育その２種類でいい、教科学習について言えば AI ドリルを使えば先生なんかいなくてもあるいは先生は横で励ます人になっていれば全部子どもたちは効率的に学んでいく、個別最適化された学びが実現すると言うわけです。本当か嘘か、ちょっと嘘だと思うんですけど、彼らはそういうわけです。評価についてはもう AI ドリルでいいでしょうって。そうすると残った時間があるはずで、そこは探究的な学びをしますけど、その探究的な学びはここでいうところの STEAM 教育、サイエンス・理科とテクノロジー・技術とエンジニアリング・工学とアートはデザインとか、リベラルアーツだっていういい方で説明もされたりしますけど、文系的な要素と数学を組み合わせて課題解決的、問題探究的に学ぶという、そういう教材を STEAM 教材といい、そういう教育を STEAM 教育というんですけど、残ったのはそれでいいというんです。これがやっぱり理科、テクノロジー、エンジニアリングにあるようにさっき言った Society 5.0とも連動しているような学びなんです。

もともと STEAM はどこから来ているかというとアメリカの産業政策で、要するに新産業を創出してそういうことやっていくためには学校にいるときからそこの産業につながるような学びを子どもたちにさせるべきだっていうのがアメリカ教育から流れて出て来て、そこで出たのが STEAM です。企業が教材開発するんです。それを学校で子どもたちが学校時代から学んでいく。

だから、有名なのはアメリカなのでボーイング社という世界中の飛行機の何割かをつくっているところがあって、そこが飛行機はなぜ飛ぶかみたいな教材を作るわけです。そうすると飛行機はなぜ飛ぶかに関しては物理学の抵抗という概念から始まりそういう理系的な説明が必要だし、飛行機は社会的な乗り物だからどういう運賃設定にしたらどういうふうに成り立つかとか、そこの人件費はどう、みたいなそういうのもありますよね。そうすると結構な、まあ総合学習的なことができるんです。それが教材なんです。じゃあ NASA があるからそこには宇宙の作られ方みたいなのをつくってもらおうとか、他の企業にはこれ、みたいなことをやって、そういうものを学校の教材にしていく。だからさっき私が申しあげたような戦争や紛争とか、貧困とか格差とかそういう問題はここにはのらないわけです。どう考えても。だからそういうところのやつをやれば、その二本柱でいいでしょうっていうのが経産省が考えている「未来の教室」です。

しかも、それは学校の教室でやる必要はないじゃないですか。一人一台タブレットと WiFi さえあれば家庭でも教科学習できてしまいますし、図書館でもフリースペースでもどこでもいい。STEAM 教育についても教材は企業さんが作ってくれますから、それがオンラインで流れてくるんだったら家庭でもできてしまうわけです。どこでもいいんです。あるいは、企業が展示ブースとか作ったら、そこに子どもたちで出かけていけば大掛かりな機械とかいろいろなのを見ながら学べる。で、そうやって社会の中にいろんな場所に学習の場ができていくことを彼らは「未来の教室」と呼んでいるんです。

《タブレットとWiFiがあれば学校はいらない？》

学校の教室が最新鋭の機器をそろえて未来型になるという話じゃないです。学校なんか減らしていくんで

す。これ学校の数なんか今みたいな数いらない。先生の数もいらない。だけどそのかわり学校からはみ出した社会の周りではそうやって学べる場があるよって、それが彼らの発想なんです。だからそれで言うと従来の学校の形が壊れていく。学年なんてないわけです。早い子はどんどん学んでいくし、遅い子はゆっくりずっとそこにいるかもしれない。

標準授業時数なんてナンセンスなので、この人たちから言わせれば。だって単元をどのくらいの時間でなんて、子どもによって違うのだから。だから先ほどの先生も言われてました本当に個別化された教育になっていく、そういうことなんですけども、こういうイメージです。今のを図にするとこれです（p13、上）。この図も経産省の「未来の教室」のホームページに載っています。細かいところは見えない方が多いかもしれませんが、見てほしいのは矢印の向きですね(p13下)。右側の民間の教育から学校の側にだけ矢印が向いています。逆の矢印がありません、これが経産の発想なんです。教育におけるイノベーションというのは民間が起こすのだっていうのが前提で、民間教育が培ったノウハウやイノベーションを学校教育に入れていく、だから右から左しか矢印は流れていない。その全体像を産業界が支えるってことで、一番下に産業界がある。こういうことを考えている。要するに公教育の学校なんていうのは旧態以前として画一的でイノベーションなんか絶対起こさない、そんなところなんだから民間の活力を入れなくてはって、そういう話ですよ。そういうことでこれ全体をやっている。で、さっき申し上げた実証事業やってますと言ったように、ここの左のモデル校っていうのは公教育の学校です。長野県坂城高校とか千代田区立の麹町中とかあるように普通の公教育の学校が民間企業と組んで AI ドリルだったりやる。あの「すららネット」にしても「コンパス」にしても AI ドリルつくっている会社ですのでそういうのを学校の授業の中でやらせるみたいな。しかも経産省の補助金でやりますので学校がもちろん無料で使えるということですけど。こんなことをはじめ、右の上の方はスチームライブラリーを日本の企業につくらせているんですね（p14上）。もう2019年度から23年度まで５年目ですのでかなり溜まってきています。今後一気にこれやるぞっていうふうになった時にすぐにはできない。現場では。だから今からこういうのを作っておいて教材データベースみたいになっていて、それをいずれ使ってやっていけば STEAM 教育できるでしょっていう体制を作ろうとしている。

《経産省にとってコロナはビッグチャンス》

その経産にとっては更にコロナが来たのは本当にビジネスチャンスとかビッグチャンスだったんです。つまり、公教育の学校は休校しました。最初、何か月かにわたって。その時に学校は休校して何もできなくてプリントをせいぜい配っているくらいだけど、私たちの民間教育を使えば、ちゃんと子どもたちの学びを止めないでやれますよっていう、ある種の大宣伝の場になったし、オンラインで教育を受けてみたりするような大実験場なったわけです。あの時期って。それを経産は十分に利用して加速させた。従来より速いペースで速いスピードで Society5.0型の改革をやろうとした。これが一つ目。

《学校の囲い込み》

学びをとめないというスローガンで公教育が休校しているときに民間教育産業に呼びかけて期間限定でいいから無料で自分たちの教材とかサービスを提供してくれって言った。かなりの企業が応じた。だからこのコロナの時の半年だけとか１年だけとかの限定付きですが、無料で家庭でも学校でも使えたはずです。大手の予備校とか授業動画を全部開放しました。だから受験生、本当に助かったっていう人いっぱいいました。あの時にはね。だって、学校の授業なくなっていたし何したらいいんだろうというような時でしたので。それは普段から使い込んで本当は有料でやっているやつをタダで見れるわけですから、それは助かったと思う子たちはいっぱいいるわけです。そういうことを最初にやり、で、民間教育産業があるから学び止まらなくてすんでるでしょうというような社会的な空気を作り、さらに補助金事業でこれも EdTech 企業さんが経産省に申請して経産が補助金を出したら、企業さんと組んでいる学校の方は利用料を払わなくて、その企業の学習パッケージ、教育教材が使えるという、そういう仕組みです。初年度だけで90件申請されたうちで69件が採択されて、その69件の事業者のもとでこれを実際に使った日本の学校数は4300になる。事業者の側は、何々市何々市と何々県とかと組んで申請を出しますので、それが通るとその市内の小中全部にその教材が下りるとか県内のここ全部に下りるとか、そういう仕組みでやっていますから芋づる式に増えるんですけど4300の学校はこれ使ったことに。この年度だけで、日本中の全学校数の12%、１割超えているんです（p15下）。この年だけですからね。その後を考えたらかなり日本の学校で民間企業初の学習教材をおそらく補助

金がらみとかで。そうじゃないと受益者負担になると家庭からお金を徴収しないといけませんので。なかなかそれ全部の学校ができると思えないから今は補助金頼みでそういうことが進んでるはずです。

《進められた教育の市場化、やせ細る学び》

20年度、コロナ禍になると実証事業はさらに枠を広げます。これがそのタイプですけど（p16下)、パッと見ていただいて、その前の年と変わったのは、一番下に早稲田大学見えます？ その上に岡山大学。右上のところに、ロゴちっちゃいですけど、東京大学ってあります。大学が参画しました。大学と企業が組んで学校向けの教材を作っているんです。２つ目の特徴は「コンパス」って左の方の２つ目のところ、これは AI ドリルとかを作っている会社で、まさに教育産業なのでこういうところがやりたがるのはわかるんですよ。あるいはシャープも IT とか売っているわけだからやりたがるのはわかるんです。だけどそうじゃない企業もここには参画しているんですね。ブリタニカもあるし JAL もあるしみずほ証券もある。これって今までにないことなんです。もちろんみずほ証券は金融教育やりたいんです。これを通じて。だから最初は経済の仕組みとかいうけどそのうちだんだん貯蓄じゃなくて投資みたいな話に最後は持って行きたいわけです。だから利害関係あるわけです。JAL だってもちろんお客様商売なので将来の航空産業のために今のうち伝えたいことあるわけです。こんなに飛行機は素晴らしいとやるし、安全だってやりたいんでしょうし、でそういう意味でいろんな企業いろんな業界のいろんな企業が学校教材つくり始めています、というのが現状です。だからかつて公教育と民間教育産業の関係って言ったらせいぜい塾、予備校、教材会社みたいにそのレベルでしたが今や違う。全産業の全企業が公教育に何かできることあるんだったらっていう風に関わろうとしている。この枠組みを作ったのが経産省。教育 DX って教育を ICT 化するとかデジタル化するだけじゃないんです。それを通じて教育のあり方を変える、根本から。だから、そこを今やろうとした。教育がどんどんサービス化していきますし、公教育が市場化していきますし、その一方で子供たちの学びと人間的成長は痩せ細っていくでしょ。こんな教育やっていたら。批判的な知性みたいなものは全然目的とされてないのでまあ一見合理的・効率的で早いかもしれないですけど、そんな程度の知性みたいなのの育成になっていて、本当に、なんていうのか顔が見えない人材なんですよね。つくろうとしてるのは。日本を支えるような人材を育てたいのでしょうが、なんか顔が見えない、人間臭くない。人と人が一緒になって共同して頑張ってやるみたいな、そういうイメージが全然つかめない、機械と一緒になってこう上手に何かやってるだけみたいな、そういうイメージの人材育成になっていくっていう、そんな感じだと思います(p17上)。

4　教育DXの漸進派　―　文科省

《経産省に追随していた文科省》

じゃあ文科省はどうだったのか、文科はですねさすがに教育を管轄する官庁だから経産省みたいなバカなこと言わないで欲しいと思うんですけど、18年・19年ぐらいは言ってました。18年の時にも公正にっていうふうにはついてますけど個別最適化された学びって経産省のあの個別最適化を採用してるわけです。文科省自体が。そして次のこれ見ていただくと（p18下）Society5.0になると学校が変わる学びが変わるって言って、文科省自身が一斉一律授業の学校から個人の進路や能力・関心に応じた学びの場へ、と文科が言ってるんです。一斉授業そんなになくなってしまうわけ、みたいな。同一学年集団の学習から、同一学年もあるけど異年齢異学年集団での協働学習へ、というふうに言ってましたし、学校での教室の学習から、大学研究機関もありますけど、企業ってはっきり書いてあるんです。企業等の施設を活用した多様な学びへ。だからこれ全部経産の路線を、文科省なのでもう少し教育的な用語に直して追随してるっていう、それだけの話なんですよね。自分で考えてるとは思えない感じです。こういうことを18年段階でやっていました。

《コロナで学校の存在意義を確認した文科省》

ただし、その文科省はコロナが来ることで変わります。これは皮肉なことなのですけど、要するにコロナは経産省にとってはビッグチャンスと思ったので彼らは急進派に化けていきますけど、文科にとっては逆に一斉休校のおかげで学校の役割とか存在意義っていうのが、世論の中でやっぱり再認識されたところがあると思う。行けなくなったら子どもたちだって学校行きたいよって、みんなと一緒に学びたいよ、しかも学校はオンラインで済んじゃうような学習だけ教えてる場じゃなくて、みんなが一緒になって協働で豊かな学び

をやったり、集団の活動の中で社会性を身につけたり、自治の力、将来の主権者になる力量をつけたり、そういうところだよねって。そういうことがだんだん、世論の中でもやっぱり再認識されたと思うんです。普通に通えてる時にはそんなに学校ありがたいと思わなかった人たちも、いざ通えなくなると、学校があったことがいかに大事だったのかってわかってくる。それがおそらく、40年ぶりに少人数学級が実現しましたけど、小学校だけ35人、35人ってちょっと中途半端ですが、まあの時の大きな世論が後ろ盾になったわけですよね。でそういうことがあったので、ようやく文科省は背中を押されたという感じで、経産省にただただついていくのではなくてちょっと独自の路線を考えようとするんですね。

〈文科の抵抗と独自路線〉

その文科の独自の路線を象徴したのがこれです（p19下）。「令和の日本型学校教育」。令和のってつけてるから GIGA スクールはやるんです。けど、下に赤丸つけてるように、でも日本型学校教育は守りますっていう宣言なんです。だから新指導要領は着実に実施っていう、そういう形で文科省として動こうとした。説明は一緒だと思うので飛ばしますけど society5.0は国家戦略なんで文科省としては従わないわけにはいかない。だから、GIGA スクールやるし、ICT やるし、デジタル教科書やるし、データ利活用もやります。そこはちょっとさすがに無理です。やらなきゃダメです。だけど他方伝統的な学校の形は壊したくないです。だからそこはしっかりやりますっていうようなことを文科省としては考え出した。だから個別最適化された学びの「化」じゃなくて個別最適な学びっていうふうに言い方を変え、しかもそれだけじゃなくて協働的な学びも大事ですよって急に言い出したわけです。しかも、個別最適な学びの説明の仕方を変えまして、従来の一斉授業でも個に応じた指導はしてたでしょ先生方は、だからそれは子どもの側からすれば個別最適な学びが実現してるという事になるんですよ、そういう言い方をして。何を言いたかったのかというと、一斉授業というあの授業スタイルを否定しないんですね。で、これで OK っていう。しかも個に応じただけじゃなくて協働的な学びもあるからそこも大丈夫ですよっていう、まあそういう宣言をした（p20下）。しかも協働的な学びを STEAM 教育と言わなかったところが文科省の1つの見識で。高校にだけは STEAM 教育は出るんです。小中は STEAM は言わなくてやっぱり協働的な学びにしてるというようなところで、ちょっとずつの抵抗しようとしている。ただし、あの society5.0は国是、国の方針ですのでそこは従うから ICT 活用はガンガンやりますよっていう、そういう感じでこっちも宣言をしておく。簡単に言うと下のところだけですけど（p21下）、society5.0型の教育に文科省も移るつもりではあるんですけど、ゆっくりやるってことと経産省のように学校をスリム化していき、後々は解体していくってことは考えない。そこは思考しないっていう、そういうことで文科省の場合はやろうとしました。

〈条件整備しないままの日本型教育の押し付け〉

ただこの「令和の日本型学校教育」って、めちゃめちゃもうパンク状態です。新指導要領自体は今パンク状態の教育過程なのに、そこに加えてデータ利活用をやれ、ICT 活用しろ、さらにはなにやれみたいなことなので、もうそもそも無理な感じ。しかも日本型学校教育っていいところばかりじゃなくて全然、国家主義とか道徳とか押し付けますし、あの競争や管理で持って縛り付けますし、評価でもって子どもたちも先生もそこに縛るわけですよね。そして、教師の長時間労働があるっていうのが日本型教育なのでここのところ抜本的に手をつけないでやろうってわけですから、それはそれで大問題なんですね、こっちはこっちで。まあ ICT 化に従う、データ利活用等々はやるっていうようなことですね。だから文科省、いつもの癖ですけど最後、困ったら学校現場と教師に丸投げするっていう、そうじゃないですか、いつも責任取らないじゃないですか。言うだけ言っておいて。だって「令和の日本型教育」とかあれだけのこと言っておいて実際やれる条件整備何もしていないわけですから無理なんです（p22下）。

5　現在地(内閣府、デジタル庁、子ども家庭庁)

〈経産と文科との調整で躍り出た内閣府〉

そのうえでいまご紹介したように、経産の構想と文科の構想はちょっと違いが出てきました。そうなんですけど政権サイドからすると、経産省と文科省が違う方向向いていて大丈夫かって、それは困るわけです。まあなんとかそこは一致させろって、今後どうするか決めるっていうふうになるわけで、そういう意味で、

現在地は内閣府みたいなところが一挙に躍り出てきて。内閣のもとにはデジタル庁もあれば子ども家庭庁もありますから、一挙に踊り出てきてこの教育 DX を進めようとしている。これが現在の形になる。ちょっと現在コロナ後ってところ注目しておきたいんですけど、まずは経産省です。

《部活の地域移行のねらいは民間委託》

細かいことは言いません。STEAM 化とか学びの自立、個別最適化とか相変わらず言ってますけど、ここでちょっと注目して欲しかったのは B です(p23下)。「地域 x スポーツクラブ産業研究会」って、いつの間にか立ち上げていたんです。これって要するに部活の地域移行ですね。これも全く一緒なんです。いま部活の地域移行が話題になっていて、文科省の政策のように見えてます。違うんですよ。最初に出したのと違うんです。この人たちが部活を民間委託したかったんです。部活を民間委託させたかった、それがまず最初にあって、どんどん出てきたから文科が慌てて地域移行みたいな言い方で、いまいろんな政策を打ち出したっていう、そういうことなんです。だからこの間の動きって本当にこっちの方見ておかないと何が出てくるかなかなかわからないっていうことなんです。

文科省の地域移行ってすごく曖昧な概念で､最初は何年度までと言っていたのを途中で取り下げたりして、なにか弱腰でやってますけど、こちらはもう最初からあの民間委託大前提でやればいいじゃないか、しかも部活だけを委託しても儲からないんですね。だから、たぶん報告書に書かれているようにセットで考えていて、例えば学校施設を複合化して民間が活用できるようにしながらやれば部活だけじゃないんで、そっちも含めたらなにか儲けが出るかもしれないとか、いま学校プールや水泳指導を委託し始めてる学校ってどんどん出てきてます。ああいう話です。学校の施設の開放や利用等を含めて民間に任せる、だったらセットで部活も同じところで引き受けてもらえれば、何とか回るとか。多分、狙いどころは学校施設でしょうね。それなりのものがあるので、面積もあるし、まあそういうのを含めて虎視眈々と考えてるのはこっちの側です

抽象的な理念で地域移行です、なんとかですっていっているのは文科省です。そういうことになってるのが現状。22年度になるとほら「未来のブカツビジョン」とあるじゃないですか（p24上)。で、こんなことも出てきたし、さらにテーマがいいです。「多様な個性・才能・創造性をサードプレイスで育みましょう」。サードプレイスって、ふつう家庭でも学校でもない第3の場所って言われていて普通は地域を指すんですね。経産省が言っているサードプレイスは地域の中にある企業を指している。子どもたちは学校、家庭だけじゃなくて地域の中にあるいろんな民間企業とか民間教育産業でスポーツクラブとかも含めてそこで育てましょう、っていうことを考えていて、その時に多様な個性って言い方をしてますけど、今すぐに手をつけようとしてるのは不登校の子ども向けの事業ですね。不登校向けメタバースを使うようなオンラインも含めてですけど、そういうのだったらもう学校に任せるんじゃなくて、民間にやらせればいいじゃないか、才能って書いてあるように特別な才能を持っているタレンテッドと言われている子って、いま一定数いるって言われていて、そういう子たちの面倒は学校じゃなくても民間企業でいいではないかっていう感じなんですよ。そういうのもいまや考えて、そこも商売にできるでしょうっていう、経産省の場合には。要するに教育をいかに市場化していくかってことを考えてますので、そういうふうになっている。

《学校教育の本丸に入り込む経産省、デジタル分野でも追い込まれる文科省》

しかも23年度に至ってはこっち実証事業の方じゃないですけどすごいですよ。探求的な学び支援補助金って制度始めたんです（p24下)。文科省のページじゃない、これ経済産業省なんですよ。経済産業省が学校における探究的な学びを支援します。これは要するに民間活用とセットなんですね。民間のサービスを利用しながら子どもたちの探求的な学びを支援しましょうって、そういう枠組みの補助金も始めていて、だからどんどんどんどん学校教育の本丸の中にこちら側は入ってきている。他方、文科省の方は、いくつかの拠点作ってると思うんですけど１つが CBT って言われてるコンピューターを通じてテストを受けるような方式に変えて行こうって話ですね（p25上)。MEXCBT というのを作っていて、あれが今だいぶ整備されてきていますけどもああいうようなものを睨みながら、今後はまずは全国学テなんかを CBT コンピューターで受けるようにしていく。これが実現すると学校って結局対応しなきゃいけないから、子どもたちに普段から使わせるようになるじゃないですか。そうしたら普段の学習もコンピューターを使って、というようにガーって変わると思うんです。しかも、全国学テだけじゃない。やってるのは。都道府県だって学力テストやってるし市町村だってやってる。そっちがもし CBT になったらそれは影響力すごい強いわけですよ。デジタル教

科書もあとでしゃべりますけど、教科書をデジタル化するだけなら大したことはないですが、リンク先にどんどん飛べるんですね。そこで民間の教材とかとの関係が出てくる。最後はデータ利活用で、こちらはもうデジタル庁が先にロードマップ敷いちゃいましたから、それに沿ってやらざるを得ないってところに追い込まれてるのは文科省っていう、そんな感じです。

《デジタル教科書を媒介にした民間会社には何の規制もない》

ちょっとデジタル教科書だけは、分かりやすいのがこれだなって思ったので持ってきました（p26上）。ど真ん中にデジタル教科書がありまして、あれはですね別に検定教科書と一緒なんですよ。違うことを書いちゃいけないわけですから。教科書として検定受けているわけですから。検定教科書が PDF みたいにデジタルになってるだけなんです。ただし、デジタル教科書になるとそのデジタル教科書上からリンクをクリック一つで民間会社の教材に飛んで行ったり、民間会社の学習支援ソフトウェアに飛んで行ったり、そこの往復ができるようになるって事なんですね。そこが大きいわけです。

いまの教科書、先生方ご覧になるとわかると思います。QR コードがいっぱいついてるでしょ。QR コードを押すとその先に飛んで行って、でもまだあれしょぼい感じなんですよ。それがもっと本格的に、どこのページからでも民間の教材に飛ぶみたいな、そういうことができて、ど真ん中の教科書部分は検定受けますけど、民間の教材は検定なんか受けませんから、もうやりたい放題なんですね。企業さん側が。しかも、小中学校であれば教科書は教科書無償制度の対象ですが、デジタルがちょっと無償になるかどうか、ちょっとわかんないですけど、少なくとも民間の教材はそんな無償制度にのるわけないから当然受益者負担になるわけです。ご家庭から徴収してください、みたいな話になりかねなくて。これはこれですごい。これがこのままいったらすごい大問題。デジタル教科書は便利になるだけじゃなくて、もうちょっと違うことが狙われているって事はよくよく考えた方がいいかもしれないです。

《内閣府の「総合科学技術イノベーション会議」が教育改革の司令塔》

データについては、デジタル庁がロードマップ敷いてますので、もうこの方式に基づいて基本的にやっていきましょうっていうことなんですね。で、この現在地ってことで絶対ご紹介しておかなくてはいけないのはこれなんです。冒頭ちょっと喋りましたけど、要は政権レベルで文科と経産の政策を少し統合・調整しようとしたのが内閣府のもとに置かれたあの内閣の中の総合科学技術イノベーション会議に置かれた「教育人材育成ワーキンググループ」なんですね。「総合科学技術イノベーション会議」というのは何かというと、会議ですからその議長が首相なんです。岸田首相が議長で、そのもとに委員がいてみたいなそういう会議です。だから文科省に中教審が、経産省のもとに産業構造審議会があるが、あのレベルの審議会よりは上なんです。だって、議長が首相なんだから。だからそこのレベルで経産と文科のところを調整しながら教育人材育成の政策を作らせたっていうのがあって22年４月にこれは案ですけど、６月に会議の総会で承認されましたので、現状ここに出ているのが今考えている最先端の政策なんですね。ちなみにこのワーキンググループの作り方もふるっていて（p27下）、下の方に“中”って書いたのは中教審委員、“産”って書いたのは産業構造審議会の委員ですけど、そういう人たちがずらーっと並んでいて両方の省庁からの審議会委員を入れたうえでこのワーキンググループで議論してるんだから、当然ここで決めたことはそれぞれ持ち帰って、従ってくださいね、ってそういう仕組みなんですよ。で、もっと驚いたんですけど、これを見た時に実は中教審の委員と産業構造審議会の委員を兼ねている人が３人もいたんです。実はすでにあのカタリバの今村さんはじめとして、岩本さん、中島さんあたり。通常僕らが政策を見ていると文科の政策と経産の政策ってかなり違う気がするんですけど、だけれども、この審議会の委員のレベルで兼ねてるような人がいるぐらいで、その意味で言うと、行くべき方向性はある程度見えてるというかそんな感じです。で、ここが何を出したか。このですね、ワーキンググループの出した報告書って文章化されていないんですよ。全部よくわからない図と文字みたいな感じで、そのうちの一つを持ってきましたけど、一番象徴的かなと思うところです。

《5つの転換　教師はTeachingからCoachingに》

この見方をご案内すると、ど真ん中見てください（p28上）。主体とか学校種、学年とか書いてある左側から右側に展開していて、今後はさらにそうなりますよっていうふうに考えていると思ってください。

一番上、主体で言うと、これまでは教師による一斉授業でしたけど、これからは子ども主体の学びになり

ますよっていう話です。2番目が、これまでは同一学年で学んでましたけど、これからは学年に関係なく学びますよ。3番目がこれまでは同じ教室でみんなが一緒に学んでましたけど、これからは教室以外の選択肢、それは企業とか地域社会の場を使うことができますよと。４つ目がこれまでは教科ごとに学んでいましたけど、これからは教科等横断・探究・STEAM です。STEAM という言葉が入りましたね。文科省の中教審は慎重に、この言葉なるべく使わないようにしていたはずですけどここでは STEAM の方向に学び方が変わりますよと。5つ目が、これがすごいんです。教師はこれまでは Teaching ＝教える人としての役割、になっていましたけど、これからの教師は Coaching ＝子どものそばにいて励ます人、子どもの能力を引き出す人、で十分ですよっていう話、最後、教職員組織については、従来は同質、均質な集団、いやらしい書き方ですよね。教員免許を持った専門職教師って意味なんですけど、教師は同質、均質って思われているわけです。で、これからは多様な人材による協働体制つまり民間から来る人とかも入れてチームで教育していきましょうね、っていう話です。これみてみると、どう考えても文科と経産の発想を調整すると言いながら経産省寄り、完全に、まあそうですよね。今の政府がどっち寄りかと言ったら、文科省じゃなくて経産省サイドにつくのは当たり前なので、でもこれが今の時点で公的に認められている教育政策の一番新しいところなんですね。時間がかかると思いますよ、制度を変えなくてはいけないとかいろんなことがあるので。時間はかかるかもしれないけど、いずれはこっちに行く可能性が強いっていうことです。

《学校の解体と自己責任論》

もうちょっと見ていただくと（p28下）左の方の図を見てほしいんですけど、大きなあれは学校のつもりです。学校という枠の中に学習、個別最適な学びとか協働的な学びとかいろんな活動とかいろいろなものがこれまでは入っていました。だけど、これからは右側になりますってわけですよ。つまり、学習にしても活動にしても福祉的なケアにしても部活動なんか特に学校の外に出ちゃってますけど、学校って枠じゃなくて外側、地域にある民間企業を含むそういう社会全体でやってきましょうって、そういう図なんですね。だから学校のところには少しだけ残って、あと大きく外にはみ出しています。こういう形で公教育を支えていきましょう、日本の教育をやっていきましょうというのがこの会議が考えてる将来像。だから「未来の教室」。学校の教室じゃなくて、社会全体で学べばいいではないか、そこで学ぶのは子ども自身なんだから、自分で学びをデザインしていけばいいんだ、ものすごくむちゃくちゃな自己責任論だと思うんですけど。学びを子どもが個別に自分でやっていけばいいでしょっていうことです。ちなみに、でもそういう教育が実現するためには、現行いろんな制度が邪魔です。指導要領、邪魔です。教員免許法、邪魔です。いろんなものがあります。だからそういうのは全部変えていきましょうっていうのが政策のロードマップになっています。一番上が教育課程のあり方の見直しで（p29上）、要するに指導要領改定ですけど、一番右のところ2027年「指導要領改定見込み」ってここに書き込まれていて、これ変な話じゃないですか。だって何で指導要領の改訂の年を文科省ではなくて内閣府の１委員会のワーキンググループが勝手に決めて、それでそれがお墨付きを得るわけ、って思いますけど、２番目に教員免許制度とか教員養成の改革です。今のような教師じゃなくてやっていこうって話なので。規制緩和を含めて。そういうこともやって、こういう枠組みが全部揃うと文科省型の「令和の日本型学校教育」ではなくて経産省型の「未来の教室」というようなスタイルに日本の教育制度が変わっていくかもしれないってことなんです。そこも私たち見通しながらやってかなくてはいけないっていうことです。

《内閣府のもとで進む子ども政策．支援の名で進められる個人情報収集》

その上で、いま内閣府が出てきたことからわかるようにさらにいま進んでいるのは経産・文科を超えたところで内閣府のもとでいろいろなものが進み始めてます。1つが子ども政策なんですが、子どもに関しては、もう生まれた時からの健康とかいろんな活動とか学習とかその他のことも全部の記録を総合データベース化していってきちんと蓄積していこうという大きな方向性は、もう21年の時に出されていて、これ子ども家庭庁、デジタル庁ができる前なんですね。

実はもう出されていてそういう方向でやろうということにすでになってきているんです。例えばこういう子どもに関する各種データを連携させてデータベースにしているっていう事についてはもうすでに先行自治体があっていくつもの自治体が、10個くらい例が載ってますけど、そういうことをやっている。一応理屈はこういうデータベースをつくることでどこに支援が必要な子どもがいるかを行政側が把握できるので、アウ

トリーチ型の支援ができるってそういう理屈なのです（p29下　30下）。だけどこれって個人情報の固有の細かい慎重にすべき問題をどうするのかとか、情報が漏洩したらどうするのかとかいろいろなことを考えなくてはいけないことがあるはずなんですけど、そういう議論よりも先に先行事例ありきみたいな形で走り出している。これの全国版をやろうと、いま子ども家庭庁とかは考えてるわけです。子ども家庭庁の今年度の予算の一番下のところはまさに潜在的に支援が必要な子どもをアウトリーチ的に支援するための子どもデータ、子どもデータベースの構築のようなことが予算化されてるように、そういう方向に行く。そうすると本当に生まれた時からの健康状態、病気のこととかいろんな活動とか外で何やったとか、学校の中での学習履歴とか試験の成績とか全部含めてまとまったものが1個出来上がってくるという話です。そんなのが出来上がってきたら、極論言えば入試なんかなくてもいいんですよ。そのデータさえ見ればその子の学習歴って全部わかるしレベルもわかる、みたいな話にもなるし、いろいろなところが世の中変わってきますが、でも果たしてそういうことで本当にいいのかってところをきっちりと問わなくてはいけないと思っています。

6　私たちはどうするか？

《子どもたちの学びと成長は大丈夫か？》

残りがほんのちょっとだと思いますので簡単に私たちはどう考えていったらいいのかということをお話しして終えようと思っています。何が問題かについてはもうかなり言ってきたつもりですけど、１つ目は、こんなことに本当になっていたら子どもたちの学びと成長は大丈夫なのか、要するに経産省は人間を育ててる感じがしないんですよね。彼らが必要としている効率的で薄っぺらな人材を育てようとしているみたいな感じなので。だけどそれじゃあ本当の成長ってできていかないでしょっていう。そこのところをどう考えるかっていうことはすごくあります。そもそも日本の学校には「特別活動」という世界中の学校を見てもなかなか珍しい活動があって、でもそれの意義ってすごくあると思うんですよね。人としての成長のためあるいは自分自身の力をつけるためには、みたいな。当然あると思うんでが、経産の中には要するに教科と探究しかないわけですから特別活動なんて発想にないんです。だって、部活動だって学校の外へ出しちゃえばいいみたいな話ですから、そういうので大丈夫？

《学びの自己責任化が、格差を拡大する！》

２つ目に子どもの学びや成長がもう完全に自己責任化されていくんですね。だって、やるのは子ども本人だし、それできなかったら自分のせいじゃないですかって話で終わっちゃいますから。そして、それは格差をすごく拡大する。日本で AI ドリルが最初にできてきたときに使い始めた東京の八王子の方の学習塾の話を聞いたことがあるんですけど、AI ドリルってなかなかこう理解が難しい子、つまずきがちな子、そういう子にとっては地獄だって言ってました。何度やっても次から次へと同じレベルの問題をひたすら出されてきて、できるまでそれやらなくてはいけないって、苦渋以外の何物でもない苦役だよ、って言ってる話を聞いたことありますけど。いや、そうなんですよ。それでやる気なくなっちゃったら余計やらないじゃないですか。意欲のところも。そういう意欲格差も含めた格差は拡大します。

《教師は分断され、脱専門職化される》

教師は明らかに脱専門職化される可能性が強いです。Teaching ではなくて Coaching ですから。そばにいて励ましてくれるか、子どもの学習状況を進捗管理してくれればいいみたいな感じ。もしかしたらごく一部のスーパーティーチャーは動画で授業を配信するために教師をやるかもしれないですけど、そんなのごく一部の人だけなので、分断されて、脱専門職化される。公教育は明らかにいまだってそうですが、どんどん民間サービス入ってきますので市場化していって、場合によっては民営化していく、部活はそうだし、プール指導はそうだし､いろいろあってそのうち探求学習も民営化するみたいなことだって無きにしもあらずです。

《公教育の市場化、民営化へ（企業はデータ利活用）》

そして、でもデータ等々はたまるので、その利活用について企業は割とやりたい放題でできる可能性が強いですね。いま日本のいろいろなこの手のデータ活用に関する審議会の記録とか読んでいると、個人情報についてはそれでも対象はその保護が意識されているように見えます。しかし個人データじゃなくて集合デー

タについては結構ゆるいんですよ。日本の場合。だから個人名を特定しないデータなんだから、それは吸い上げて企業が使ってもいいだろうみたいな話にもしかしたらなりがち。だけど、それって個人名がついてるから問題なんじゃなくて、集合データだってカテゴリがあるわけです。簡単に47都道府県を比較できちゃうし、市町村も比較できちゃうし、学校ごとも比較できちゃうし、みたいなことになるんです。学習ログが全部あれば。だからそういうことについてはどうなの？みたいなところも本来相当真剣に議論していかなくてはいけないんですけど、そういう問題が出てくる可能性がある。

《公教育の統治システム化へ（デジタル監視＋資源動員）⇒「新たな戦前」とのドッキング》

そこにさらにいま出てきている子どもデータベース等々の動きというのは、いったん公教育をこういうふうに市場化して民営化して学校解体するようにしておきながら同時にある種教育っていうのを統治システムの一環に据えていくっていうのかな、デジタル的に子供たちを監視して、資源動員というのはどこに優秀な子がいるかというのを発見する道具として、こういうものを使っていくってことが十分にある。

で、そのデジタル監視でもって統治をするっていうやり方は、それこそ今日もお話ありましたけど、いま「新たな戦前」みたいに言われてる状況と実はドッキングしているんだと思うんです（p32上）。ドッキングしているとは要するに、経済産業省型の改革やってたら、道徳教育とかできないんです。国家主義を教える場がないんです。それじゃあ困ると思ってるわけなので、そういうものをある部分最低限のところ残しつつ、でも足りない部分はデジタル監視で何とかそこを補足していくっていう、そういうやり方、ちょっと比喩的な表現で許していただきたいんですけど、中国を見ればよく分かって、一方で思想教育をガーンとやりながら、でもそれだけじゃ足りないって向こうはわかっているので国中に監視カメラをつけて全部監視するわけですね。教室にもカメラがついていてセンシングで子どもたちの状況がわかるみたいな、両方で攻めるわけです。日本もそれは同じことをやりかねないので、こういうふうになると確かに従来型の道徳や国家主義を教えるみたいなのをガツガツにはできなくなると思いますけど、しかしその分デジタルとかを使ってあるいはデータベースとかを使って、危険なやつは最初に割り出して、みたいなことやっていくんだろうなって、そんな感じだと思ってます。

そういう意味で言うと新自由主義みたいな市場化、民営化とかデジタル社会化をどんどん作っていこうとする流れと、ある種の国家主義というか、「新たな戦前」と言われてるような状況って全然矛盾しません。矛盾しなくてむしろドッキングしていて。そういうものがあるから。そもそも現代の戦争ですが、ロシアだって民間会社がウクライナに行ってたわけですから。民営化してるんです。すでに。そして彼らあの２か国は戦争が始まる２ヶ月ぐらい前からサイバー戦争やったみたいなんで。相手のネット上の拠点、全部攻撃してみたいな。だからもうサイバー化してるんですね。そういうところとは繋がるわけだし、そもそもこういうデジタル監視で国民を統合したり、動員したりするってことが「新たな戦前」みたいなものを用意する、準備する土台を作るってことになるわけです。だから、経産省がやってるから成長のことだけ考えていて、それはそれでひどい話ですけど、決してそっちだけじゃないんです。こういう話ともすごくリンクしているんだ、というところは是非抑えておかなければいけない話だと思ってます。

《これまでの教育実践･運動の遺産》

一方で今でも、学校現場には「令和の日本型学校教育」に基づく“なんたらかんたら”ってのがやたら降りてるんです。だからそこにも対抗しなきゃいけない、そんなのふざけるなっていうくらいに。本当にやらなくてはならないことはなんだってところを、過剰なところははぎ取って、やっていかなくてはならない。でも他方で当面は経産省の路線みたいなものが徐々に出てくるわけですので、そことの対応をどうするかってこともやっぱりやらなくてはならない。

その上で私たちがどういう学校と教育を作っていくのか、しかも子どもや保護者や市民と一緒にどう作っていくのかってことを本気で考えて対抗軸を出さないと､像を出さないとこれは本当にすごいことになるな、その際やっぱりこれまでの日本の学校教育というか、日本の教育には授業も含めて教育実践にはものすごい運動もこれまでの蓄積があるし遺産があるわけです。そこは本当に自信を持って、そういうものに依拠しながらより良い教育作っていくってことをやらなくてはいけない。

これで最後ですけど結局、問われてるのは学校って何をするところかっていうことだと思うんですね。AIドリルで分かったふりをして､そしてSTEAMで産業界に役立つような学習の練習をする場所なんだったら、

経産省のあれ（「未来の教室」）でいいんです。でも学校ってそういうところじゃないでしょ。本当はって考えたら、あれじゃダメなはずだっていうふうになるんだと思う。で、そうだとすると学校って何をするところか、いや集団で子どもたちがいるからこそ豊かな協働の学びがつくれる（p32下）。

《一斉授業は協働で思考を深める場》

一斉授業をいますごくバカにしたようなタームとして使われ出してますけど、そうじゃなくて一斉に機械的にやってるわけじゃないじゃないですか、先生たち。同じ場を共有しながら子どもたちが響きあって、それで共同の思考、集団思考しながら学びが深まっているって事をやってきたわけですよ、今までね。一斉だからだめなんていうのは本当にただのレトリックでしかないはずなのに、なんか一斉授業ってもう遅れてる古いことみたいに我々が思ってしまうのはまずくて、いやいや協働で豊かな学びを作る、あるいは集団があるんだから集団の中での人間的な能力をちゃんと獲得する市民になるためのシチズンシップの教育していていける、そういう力をつけられる、というようなことも含め、学校ってそういうところですよね。そのためには、自分たちが実現したい豊かな学びを作るために ICT うまく利用できるんだったらそれはそれで便利なところは使えばいいし、でも使わなきゃいけないから使うとか、企業と契約しちゃったから、市教委が契約しちゃったから使うとかじゃなくて、そこはそのためにこそ使わない時は使わない自由があるべき。AI ドリルとか STEAM では代替できない学びを作っていくべきだし、特別活動の意義みたいなことを本当に今こそ学校、多忙で大変ですけど先生方、だけどああいう活動こそが人をひととして育てているというところをやっぱり認識すべき。

《どんな学校と教育を、子ども・保護者・市民とつくっていくのか》

最後ですが、こういう状況の中で生徒も保護者も教育をサービスだっていうふうに思ってるとこあると思う。サービスを消費する、だからよい教育を選ぼうみたいに思っちゃう。でもそれは困るんですよね。そうじゃなくて、教育ってやっぱりサービス商品じゃなくて参加と協働の学校づくりってよく言いますけど、本当に一緒に作っていくものだ、そういう意識に立ってもらう、それができるのもやっぱり学校の良さだと思うんです。そういうところを是非とも考えていかなくてはいけないというふうに思います。すみません、ちょっと時間過ぎちゃったかもしれません。準備したのは以上になります。どうもご清聴ありがとうございました。

質疑応答

Q　新自由主義教育はアメリカやフランスでずいぶん失敗してきたと思います。その点について話していただけたら。もう１点は、「日の丸・君が代」だけでなく学校現場で教員がものを言えなくなっている。教科書も歴史修正主義の歴史教科書や道徳、教科書採択など、非常に厳しい状況にある。国定教科書に近づいている。その辺りに触れていただけたら。

A　大きな流れとして同じような改革をどの国もやっていて、背後にはグローバル産業、IT 産業みたいなところがあって、学校に導入するんです。ただし、日本より早くに始めたところが、教育上手くいってないよ、と言い始めた国が出ています。たとえば、スウェーデンは相当前から学校を IC 化しましたが、その結果、ピザの順位とかがどんどん下がったんですね。だから国内的には見直しをしていて、適切に使うところは使うけれど、やたら使うべきじゃないというところにきています。あるいは PISA をやっている OECD が PISA をたくさん使う学校とあまり使わない学校とで子どもの学力がどうかと調べているのですけど、全然使わないよりはちょっと使った方が上がる、使いすぎると下がるということもわかってきたんです。だから、やたら使えばいいのではないのです。有効なところでのみ使うんです。それを全部の時間で使うとなったら、子どもは操作の方に頭が行っちゃって自分の思考を深めるには行かないので、かえって逆効果ということもすでに分かってきているんです。そういうことは、我々後から来ているので学んで、「意味ないでしょ」と言

っていくことです。

Q　今教員の数が足りないと言われ続けていますが、先ほど言われました Teaching から Coaching という方法が出てくれば、10年後くらいには教員数これでいいのじゃないかと、あるいは公務員でなく派遣で十分じゃないかとなる、そんな危惧さえ覚えます。その辺、どんなご感想をお持ちですか。

A　経産省なんかはそこは全然意識していないですけど、経産省型の勝手にやらせるような教育が成り立つためには、「それじゃだめだ」というふうな声を押さえつけなきゃいけないんですよね。押さえつける力、常に残ると思います。今、これだけのことをやれちゃうのは、この間の「日の丸・君が代」問題を含めて学校を潰し統制して言うことを聞かせてもの言わないようにしきたから。そこの力がなくなっちゃったら反抗する人がまた出てくるから、そこは絶対残すんだと思うんです、ある程度の領域では。

よく、社会学なんかで言うと、昔の権力は起立訓練型の権力、要するに「日の丸・君が代」はまさにそうですけど、そういう起立訓練型の行動をさせながら価値観としても自分のものにさせるという。しかし今の権力は環境管理型の権力だと。環境が先のデジタルベースとか環境で管理すれば国民なんか統治できるんだという環境管理型の教育に変わってきているんだという議論を、社会学の人はされるんですけど、ぼくは環境管理だけでは成り立たないと思っていて、環境管理型の権力に反抗する人ってぜったいに出てくるんです。そこを押さえつけるような力が一方で必要で、だから、従来のように国民規模でがあーっと起立訓練型の教育はやらないにしても、あるところではそういうのを効かせてくると思うので、そこの両立かなと思います。

次は教師について。

経産省型の教育に完全になってしまったら、教師の数いらなくなる。教員不足なって解消すると思います。違うスタッフで十分いいわけですから。ですからそこをどう抵抗していくかだと思っていて、文科省の国家予算は半分以上が教員の人件費と国立学校の運営費なんですよね。だから文科省としては教員がいなくなるのは文科省が潰れるくらいきついことなんです。だから、そこは抵抗すると思います。ある程度まで。自分たちが省として成り立たなくなるので、それ以外に大した予算もっていません。そういう意味で文科相は政策官庁ではない。政策立案するのではなくて単に学校を管理しているだけなんです。学校と教員を管理しているだけの省なんです。学校と教員を管理している、その教員がいなくなっちゃったら困るわけだから、文科省は抵抗するでしょうけど、その先は政権の判断ですよ。より上のレベルがどこまで潰しちゃっていいかという判断ですよ。機械と派遣さんがいればいいでしょ、となるかもしれない。すぐにではないけれど、遠い見通しとしては持っていていいかなと思う。そんな感じです。

Q　私は全国学力テスト体制ともいえる、子どもへの直接的な支配、全国学力テストを心配しているんですけど、今日お話になった、文科省による教育デジタルトランスインフォメーション、全国学力テストの CBT 化は単に学力テストにとどまらず普段の学校の授業や活動にどんどん民間（教育産業）が入ってくることだと思うんです。それに抗していくためには市民としてどうしていけばいいかという、たかが行政調査じゃないですか、全国学力テストは。そうすると個人情報を護るために、データ化を避けるために子どもたちに「あれは行政調査だから受ける必要はない。受けることは危険だ」ということで進めることはできないかと思っているんです。学力テストは受ける必要ないですよね、ということを確認したくて質問しました。また、他にいい施策があれば教えてほしいです。

A　1950年代に全国学力テストを行なった時には全県が参加しましたけど、2000年代に入って復活した時には愛知県の犬山市は参加しませんでしたよね。それでも OK でした。自治体レベルで参加しなくていいのですから、当然個人は良心的拒否じゃありませんけど、「私受けません。拒否します」。ぜんぜんありだと思います。それを運動にすることだってありと思っています。そもそも、サンプル調査だったらまだわかるんです。子どもたちがわかっているのか、根づいたかならわかります。全員に受けさせる必要は本来ないわけですし、おっしゃる通り、その筋でいいのかなと思います。

Q　今の学校現場は“右へ倣え”にさらになっていると思います。テレビなんかで教室を見ても皆一斉に大きな声で「おはようございます」とか「ありがとうございます」、そういうことがなされている。それに対

して今、「個別最適化」、「一人ひとり違うんだよ」ということ産業界も言わざるを得ない。“ 右へ倣え ”では産業界が潰れると、そういう矛盾に気づいている。

ここのところを、現場の教員と子どもの声から出発して、文科省、行政がいろいろ口を挟む問題じゃないんだけど、いわゆる個別の子どもが不登校とか学びで苦しむ現状から考えれば、一人ひとりが学びたいことを学ぶと、逆にこれをこちら側が権利を取り戻して、現場の教員が声をあげて教員の数を増やしてもらったら、義務教育の自分が本当にやりたいことができると、これを対抗軸にできないかと思うのですが。

A　難しいところもあるんですが、今日の話は、経産省が考えているようなことを民間に丸投げすれば、本当にひどい教育にしかならないという話をしましたけれど、じゃあ私たちの側として本当に子どもたち一人ひとりを大事にする教育をしなくていいかというと、そんなことはないですよね。一人ひとりに向けた教育をやらなければいけないし、そこのところはコンピューターに任せる個別最適化じゃないけれど、どう個に落ちていくかということを、こちらはこちらで考えなければいけない。それを打ち出していかなければならない。そのためには1クラス40人いたらできないよ、とか言うべきことありますけど、そこの軸を出すことは賛成です。

同じことは今回の内閣府とか経産省が学校の役割を外に出していくとか言っていますけど、それもただ民間企業に丸投げするのは間違いですけど、じゃあ、私たちは学校や地域に譲り渡している機能をもう一度譲り渡していくというか、一緒にやる方がいいと思っています。日本の学校は過剰に引き受けているところがあって、もっと地域と一緒にやった方がいいところはあるはずで、それを乱暴に民間委託で企業に任せるというのは反対ですけど、学校を開いていくということに反対する必要はないと思います。そこらへんはすごく丁寧に、おっしゃられたように立論展開して我々のスタンスを決めていく必要があると思います。

Q　教科書の QR コード、非常に危険だと思います。教育出版の教科書は自衛隊の HP が見えてしまいます。しかし、文科省は検定の対象にしていません。QR コードは検定の対象ではないので。私は検定は嫌いですが、社会科については検定した方がいいという考えがありますが、いかがですか。

A　チェックを国の検定制度でやるのか、我々がチェックをかけるのか、もっと現場の先生方が、「これはまずいぞ、使えないぞ」とか、そのやり方には選択の余地があります。（検定した方がいいかについては）どちらかというと検定を任せる、検定制度を是認することに繋がるので、そんなに賛成できないところがあって、ただチェックしなくていいということではない。誰がどういう形でチェックしていくか、それぞれの学校が個別にチェックするのではなくて全国の教師たちが連帯して連携してチェックできれば、構わないわけで、そういうしくみも考えて行ければと思います。

報告（Ⅰ）東京の闘い

東京「君が代」裁判五次訴訟の経過　　五次訴訟原告団　鈴木毅

東京「君が代」裁判五次訴訟は、2021年３月31日に提訴され、原告15名で26件（戒告20件、減給１月６件）の処分取り消しを求めた。うち16件は「再処分」による戒告処分で、二重の懲罰の是非について判断を司法に求めている。第１回弁論は2021年７月に行われ、以後法廷での弁論は23年６月までに10回の口頭弁論が行われてきた。原告、被告側のやりとりはこれまでの10回の弁論で終了し、立証に入る段階となっている。

今訴訟において我々を勇気づける新たな出来事は、2022年11月に国連自由権規約委員会から新たな勧告が出たことである。委員会は勧告により「本件懲戒処分が条約不適合によって無効となるべき」と主張している。今後訴訟の中で重要な争点となる。

現在原告側は立証計画作成中であるが、学者証人３名（行政法、国際法、宗教学の専門家）と人事部職員課長を証人として要求していく。

とくに「再処分」は二重の懲罰に相当し、人権尊重の観点からも問題であり、行政法の観点からもその違法性を追及していきたい。

五次訴訟は10・23通達の違憲違法性を司法の場で訴える最後の闘いである。最終回の逆転勝利を目指して頑張る。10・23通達、職務命令、懲戒処分の違憲違法性を最後まで訴えていきたい。

再任用打ち切り事前告知問題について　　東京「君が代」裁判5次訴訟原告　川村佐和

私は、2019年１月に校長から３年後の再任用延長打ち切りを事前告知された。定年退職後３年間は任用の延長が行われたが、年金の支給開始年齢とともに延長が打ち切りとなった。都教委は、その理由を定年前の卒業式における起立斉唱の職務命令違反による懲戒処分にあるとしている。しかし、この懲戒処分は、明らかな不当処分であり現在司法で係争中である。

そもそも、再任用は年度ごとに、前年度の実績に応じて審査されるものであり、事前に年度をまたいで延長拒否を行うことはあり得ない。2022年１月に、再任用不採用を告げられた。年金支給開始年齢に達した者が再任用の申込をした場合、校長は申込書の記載内容を確認し、申込者と面談の上、推薦書を作成しなければならないが、私の場合、面談は行われていない。あきらかな手続き上の瑕疵である。

加えて、2022年秋に東京都の臨時的任用教員の採用に応募したが、２月末日になってから、制度が変わったので申込直してほしいというメールがあり、申込直したところ、「賞罰」の欄が「刑罰・処分歴」に変更されており、不採用となった。現在他県で時間講師をしているが、東京都の徹底した官僚主義による頑なで偏狭な姿勢には驚くばかりである。「日の丸・君が代」をはじめとする都教委の施策に疑問を持つものを徹底的に排除するその姿勢は到底許されるべきではない。

報告（II）大阪の闘い

大坂における裁判闘争の取り組み　　井前弘幸

大阪では2011年に「国旗国歌条例」「職員基本条例」で「君が代」不起立三回でクビという規定が入って以降、職務命令体制になった。（それ以降の被処分者はのべ67名。）2019年を最後に被処分者は出ていないが、不起立の可能性のある職員を会場に入れさせないようにしているからだ。そうした中で、梅原さんに対する再任用拒否取り消しの高裁での逆転勝訴があり、大阪府は上告を強行したが、最高裁はこれを不受理とし高裁判決が確定した。

全体としてモノが言えなくなってきている中で、卒・入学式でのビラ配布活動は10年以上継続している。その中で一番受け取りの悪いのは若い教員だ。年配の男子教員から、「彼らはチラシを手に取っているのを

他の人に見られることすら恐れている。モノを言えない体制になっている中で、我々はどうしたらいいか考えている」と言われた。私たちのビラまきがそうした教員にとって一つの力になっていることを確信できた。

昨年教育委員会は、「日の丸」を毎日揚げ降ろしするよう圧力をかけてきた。

子どもの人権が侵害されている事態が起きてきている。松田さんは、「君が代」強制は教育とは言えない調教であり、それに手を貸すことは子どもたちへの人権侵害になるとして、裁判闘争を闘っている（７月27日高裁で敗訴、８月最高裁に上告）。また奥野さん（特別支援学校）は、（「君が代」起立斉唱時）子どもたちのとっさの行動の際に、子どもたちの最善の利益を優先する「合理的配慮」も否定する職務命令の違法性を訴えて裁判闘争を闘っている。

学校と教員が権力の手先となって、圧力をかける側に回っている事件が吹田市の教育委員会の「君が代」暗誦調査である。子どもたちに手を上げさせ調べている。これに対し、保護者と共に抗議、申入れを始めている。

京都では「君が代私は歌わない12歳の選択」という記事が出た（朝日新聞・京都版。2023年６月16日）。母親が子どもの希望を担任に話したところ、担任は判断できず、校長が「みんなが困ります。みんなが迷惑するので立ってほしい」と2時間以上話したという。子どもが「強制しないで下さい」と言っているのに、従えといってと圧力をかけている。子どもの権利侵害である。

松田、奥野さんの主張が、裁判の中でしっかりと問われなければならない。

松田処分取消裁判　　松田幹雄

2015年「君が代」不起立で戒告処分を受け、人事委員会へ審査請求をした。５年ほど審理し、2020年６月の裁決で処分を「承認」したので、12月に大阪地裁に提訴した。2022年11月地裁判決で「棄却」となり、12月大阪高裁に控訴した。1回だけの弁論で結審となり、この７月27日に判決が出る。

地裁提訴の時に名前を付けようということになり、「「君が代」調教 NO ！松田処分取消裁判」と名付けた。現実の「君が代」の式の実態、指導の中味の全体が総体として、「君が代」の意味とか歴史とか具体的なことは何も伝えず、とにかくこうするのだということを徹底的に刷り込むことで、結局国に対して従順になれという。これは調教ではないかということでそういう名前を付けた。

人事委員会の裁決では、こちらが言ったことに対しほとんど反論もせず、中味は他の裁判での判例を引っ張って来るだけだった。こちらが一番言いたい子どもたちの人権侵害になっているとか、歴史などは一切無視をする。結局それが教育を破壊することになるのではないかということについては一切何も答えず、職務命令を出した、そして従わなかった、という事実関係だけを述べ、これまでの判例を引っ張って来るだけ。５年間やってきたことは何だったのか。

地裁では、もっと主張を明確にしようということで、根拠になる法律、一つは「子どもの権利条約」で、子どもの人権侵害は条約違反というもの。もう一つは国連の「人権規約」違反。しかし、判決では、経過、事実については書いてあるが、一番大事なポイントである「何故、起立斉唱しなかったのか」については一切触れずに、唯一書いてあるのは「『日の丸・君が代』について、否定的な考えを有する原告」という一言だけだった。要するに、何故反対しているのかとか、立たなかったのかについて、何も事実認定をせずに、今まで通りの判例を引っ張って来る。こういうやりかただった。「子どもの権利」について一番訴えたけれども、地裁判決は、それは処分に関係ない、これは処分の適否だけを争っているわけで、原告はこの裁判に関係ないことを主張できる立場にないと切り捨てるやり方だった。

控訴審の中では、起立・斉唱しなかったという動機、理由の重要な構成部分として、「子どもの権利侵害」があるということを認定した上で、「人権規約18条」にもとづいて判断してほしいと申し立てている。一回で結審だったが、どんな判決が出るか注目して頂きたい。

（補注：7月27日の大阪高裁判決は「棄却」であり、その理由もこれまでの最高裁判決をなぞったものだった。しかし、今回は判決文の中に「起立斉唱行為が生徒に対し特定の思想を押し付ける調教教育と評価されるものでもない」と書かざるを得なかった。これは「君が代」強制が「調教教育」と呼ばれることを恐れたからである。つまり、この裁判は「君が代」強制（＝天皇主権の思想を押し付ける調教教育）の核心をついた裁判であると言えよう。W）

「合理的配慮」無視の戒告処分取消裁判　　奥野泰孝

私の裁判は「『合理的配慮』無視の戒告処分取消裁判」と名付けている。起立斉唱の強制は人権無視で戦争の道具、兵士を作るものであり、今は「黙って考えない教師」を作るために強制している面が強くなっていると思う。この根本は、国家が決める型にはめて育成していくという考えがあると思う。特別支援学校で働いていて、いろんな個性のある子どもたちに、どんな配慮をしたらもっと生き生きするか、とか考えながら仕事をしてきた者にとって、一律に起立斉唱で卒業式をやること自体おかしかった。今回の生徒の場合、横で座っていることが「合理的配慮」であるということを主張し、その理由をちゃんと述べてきた。

今年の5月大阪地裁の判決が出た。判決理由を裁判長が述べたが、耳を疑った。怒りが起こった。「原告がてんかん発作の予防という A 君に対する合理的配慮をもって本件行為に及んだと認めることは困難であり、原告が A のてんかん発作の予防に仮託して本件卒業式の国歌斉唱時に起立斉唱することを回避しようとしたという疑いを払拭することはできないと言わざるを得ない」と述べた。被告大阪府はこんな言い方をしていなかった。裁判長はここまで言い切った。「叩きのめしてやる」と私には聞こえた。しかし、「認めることは困難」と言いながら、判決文にはその証拠は明示されていない。

卒業式前日に私を応援してくれている人が、府教委まで行き、支援教育課に相談した。「車椅子の生徒の横で国歌斉唱時に担任が座っていることは認められますか」と聞くと、主事は「その通りです。勿論です」と答えた。このやり取りを私が主張しているけれども、人事委員会でも裁判でも、私の処分を考えた府教委の会議でも取り扱われていない。無視されている。何故かというと、判決理由書では私の過去の処分歴が重視されていた。2回も出て来る。それは関係ないのだ。「てんかん発作の予防に仮託して」という決めつけ方、大阪府も言ってこなかった酷い言い方だ。私の受け持ちの生徒は、とくに顔、体の動き、表情でこちらの気持ちを伝えることが大事だと思った。3年間受け持ってきた生徒だ。周りが立った時に担任までも立ってしまったら本当に不安になると思った。こういう当たり前のことさえ認められない裁判というのは信じられない。私以外の教員が言えば考慮してくれたかもしれない。完全にこれは、「奥野を座らせてはならん」という府教委の意志の表れだったのかなと思う。

私が闘っている原動力の一つは、「信教の自由」の立場からであり、「障がいを持っている生徒に合理的配慮をする」ということはキリスト教では「となり人になる」ということと理解している。「となり人になる」ということが国家の強制により疎外されていると、この頃はっきりと気づかされた。闘い続けていきたいと思う。

「君が代」強制のその先にあった「全国学力テスト体制」

子どもをテストで追いつめるな！市民の会　志水博子

私は「君が代」不起立処分を受けたが、あれほどすさまじい「君が代」強制は、実は「全国学力テスト体制」とでも言うべき子どもたちへの直接的な支配体制を踏み出すためではなかったのかと考えている。

「琉球新報」（2023年６月20日）の「論壇」に長堂登志子さんが次のように書かれていた。「38年間の教員生活を送ってきたが、沖縄に国の政治の圧力が迫ってきたのは、日の丸・君が代の強制と学力向上のセット戦略だったと感じる。学力向上推進対策は、全国学力テストは都道府県の中では低かったんですが、その順位を上げることに特化されていると感じた。豊かな学びはテストでは測れないが、教師の人事評価が導入され、校長が評価し、給料に差がつけられるところまで来ている。いますぐ教育委員会がやることは、全国学力テストをやめることだと強く訴えたい」。私も同じ思いだ。

「日の丸・君が代」強制、その先にあったのが、今子どもたちがテスト、テストで苦しめられている「全国学力テスト体制」だ。これはすなわち、国の直接的な子どもに対する支配ではないかと考えている。かつて1960年代、「学テあって教育なし」とまで言われた「学力テスト」反対運動が、今なぜそれほどまでに起らないのか。組合の弱体化が一番大きな問題かも知れないが、それで仕方がないと済ませていい問題とも思わない。

2006年、安倍政権において、「教育基本法」が改悪された。その翌年、「学力テスト」が43年ぶり復活した。本年で17年目になる。たかが行政調査であるはずなのに、その域を越え、平均点競争に都道府県、市町村の首長までが政治的に介入し、それが学校に与える影響は計り知れない。一番問題だと思っているのは、学力

についての大きな勘違い。年に一度の、しかも限られた教科の点数を競う行政調査の点が今や学力、日本の子どもの学力と見なされている点だ。和光大学の教育行政学者の山本由美さんは、こういった学力テスト体制を教育への市場原理の導入だけにとどまらず、これは国家統制の仕組みであるとまで言われている。私も「全国学力テスト」は教員管理、学校管理を通して国家統制として機能していると思っている。また、別の側面から言えば、インクルーシブ教育に真っ向から反するとも思っている。すべての子どもに保障するというなら、なぜ知的障がいの子を排除するのか。制度上の大きな問題だと思っている。

そして「全国学力テスト」はCBT化（オンラインを利用して行う）により、新しい局面に入っている。2016年安倍政権において閣議決定された未来社会構想「Society5.0」。政府が発信している動画を見たがまるでマンガだ。これ本気で考えたのかなと思うくらいだ。2017年には「未来投資戦略2017」として閣議決定された。文科省のみならず、総務省・経産省、デジタル庁も加わり政治が引っぱっている。そして子どもの情報がデータ化され、民間企業が事実上のカリキュラムを作ることにもなりかねない。

旧学力テストは1961年から64年まで4年間しか続かなかった。教員が「学テあって教育なし」と、実力行使までして止めたからだ。資料に旧学力テストに対して起った裁判事例4を紹介した。福岡、大阪、旭川、仙台でも起き、地裁では教育基本法に違反し、違法であるとはっきり言いきっている。それが1976年の（旭川学テ）最高裁では、「教育基本法に違反するものではない」、となった。

大阪市教育委員会の「人事評価制度運用の手引き」には、＜目標設定・達成指標＞の記入例として、「今年度の全国学力・学習状況調査の平均正答率〇割以下の児童（生徒）を、前年度より〇ポイント減少させる」と書いてある。こんなことが行われている。私たち市民は、もう組合が弱体化したからしかたがない、など言うことはできない。「君が代」強制はまさに不当な支配だ。でも子どもたちはそれ以上に今「全国学力テスト体制」に直接的に苦しめられている。私たちが闘わなくてどうするんだと思う。

特別報告　国際人権の闘い

「日の丸･君が代」問題を明記した画期的勧告～自由権規約委員会第7回日本審査

「日の丸･君が代」強制反対大阪ネット　寺本勉

大阪ネット共同代表の寺本です。国連の自由権規約委員会はコロナの中で開催が停滞していましたがようやく再開することになりました。大阪ネットでは、東京の皆様に続き、レポートをまとめて、2020年11月25日、委員会にレポートを提出しました。大阪における「『国旗・国歌』強制の実態」というレポートです。この第７回審査に向けて提出しましたが、その提出とその結果の勧告の重要性について私の方から報告をさせていただきます。

私は、レポート提出とその審査についての英文を翻訳させていただきました。これは、大変な作業でしたが、今回の第７回審査にあたって、私たちの「レポートにも留意して」という文言が入ったことに成果があったと思っています。東京と大阪のレポートを「確かに見ましたよ」という文章が入っていることに力と勇気をえたという感じがしています。

大阪のレポートにつきましては、資料にも入れさせていただいていますが、２年前のこの集会でも報告させていただいたのでここでは割愛させていただきます。

昨年10月に第７回審査が行われ、11月４日に「総括所見」が公表されました。それは画期的な内容であったと思います。本日の資料に入っています「自由権規約第７回日本審査総括所見」について少し触れていきたいと思います。

まず、注目すべき点は、「総括所見」のパラグラフ37で「公共の福祉」について触れています。37の a で「『公共の福祉』を理由とした思想・良心・信教の自由および表現の自由のいかなる制約も規約で許容されている制約と一致するものとすること」と明確に示しました。

次にパラグラフ38をみますと、ここで「日の丸・君が代」について出てきます。３点について指摘してい

ます。重要ですので読みます。「当委員会は締約国における思想良心の自由の制約に関するレポートに懸念を持って留意する」。これは東京からのレポートのことだと思います。続いて「当委員会は学校の儀式において国旗にむかって起立し国歌を斉唱することに対する静かで破壊的でない不服従の結果、教師が最高６ヶ月の停職を含む処分を受けたことを懸念する。更に儀式において生徒に起立を強制するために物理的な力が用いられたという申し立てに対しても懸念を抱く」と示しています。これを受けてパラグラフ39では、「締約国は思想良心の自由の実質的な行使を保障し、規約18条で許容された制約の厳密な解釈を超えてその自由を制約するいかなる措置も控えるべきである。締約国は自国の法律とその運用を規約18条に適合させるべきである」と、法律のその運用ですね。法律、つまり「国旗国歌法」ですが、これは「『日の丸』と『君が代』が国旗・国歌である」と示しているだけですが、その運用についても勧告しています。自由権規約18条に適用させるべきだと示しています。「日の丸・君が代」問題が思想良心の自由の問題であることを明確に示しています。そして、根津さんらの停職６か月にも言及しています。そして、「日の丸・君が代」に対して「不起立」の問題が思想良心の問題であることが示されました。「静かで破壊的でない不服従」であるということが示され、日本政府は「思想良心の自由」であることを認めるべきだと示されています。日本政府と地方自治体に対して、明確にそれはアカンのだということを示した非常に画期的であると思います。

今後は、この勧告をどのように生かしていくのかが問われていると思います。大阪ネットでも検討していこうということになっています。東京でも全国でも生かしていくことが求められています。

自由権規約第７回日本政府報告審査「総括所見」　花輪紅一郎

私の資料は D-1です。このチラシを作ったのは、裏面の下に記載のある「東京・教育の自由裁判をすすめる会国際人権プロジェクトチーム」です。2008年第５回自由権審査に向けたＮＧＯレポート作成のために結成して、その後も、第６回審査・第７回審査と、レポートを出し続けてきました。

はじめは、君が代問題は中々取り上げてらえなかったのですが、ひとつ大きな転機となったのが、2012年の第６回審査でした。この時日本政府は、板橋高校卒業式事件最高裁判決文を、「公共の福祉」概念で自由権を適切に制約した事例として、引用したのです。実は第３回審査以来ずっと日本の憲法12条・13条の「公共の福祉」概念は、人権を無制限に制約する懸念がある、と繰り返し指摘され続けていました。それに日本政府が初めて反論を試みたのが第６回だったのです。

板橋高校卒業式事件とは、簡単に言えば、卒業式が始まる前の保護者席に向かって、「出来たら着席お願いします」と短い訴えをした元教員が、「威力業務妨害罪」で罰金20万円の有罪判決を受けた事件でした。

最高裁は、「憲法21条１項も、表現の自由を絶対無制限に保障したものではなく、公共の福祉のために必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表する手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されないと言うべきである。」と、判示して上告を棄却しました。この判示は、同じ時期に最高裁に係属した、立川反戦ビラ弾圧事件、葛飾政党ビラ弾圧事件と一字一句同じです。

これに対し私たちは、「公共の福祉」による「表現の自由」制限は、規約19条第3項に規定された厳しい条件のどれにも当たらないと、反論レポートを提出しました。ベルギーヘント大学のフォルホーフ教授という専門家の意見書も添えました。

「公共の福祉」をめぐる、政府報告と我々のカウンターレポートとの真っ向対立した主張に対して、自由権規約委員会が出した答が、今回の第７回総括所見と言えます。

まず、「公共の福祉」問題に対する勧告が、チラシ裏面にあるパラグラフ36と37です。ここでは、「公共の福祉」による人権制約を、規約19条3項の厳しい条件に適合させるよう、速やかな対応を迫っています。つまり、重ねて対応を求めているということは、政府回答は国際基準を満たしていないと言っているのに等しいです。

また、「10・23通達」に対しする勧告は、オモテ面のパラグラフ36と37ですが、見出しに抜き書きしたように、「君が代不起立処分は、規約18条に適合していない」「『10・23通達』は控えるべきである」とハッキリ言っています。規約委員会は、「違反だ」「撤回せよ」など決めつける表現はしませんが、内容的には私たちの全面勝利と言って良いと思います。

これをまともに受けるなら、日本政府も東京都も、直ちに是正に動かなければならないところ、これだけ明確な勧告を突きつけられても、鉄面皮にも全く動じないのが今の日本政府です。私たちは、昨年12月に文科省交渉を、今年1月に都教委交渉を持ちました。

まず文科省は、「勧告には法的拘束力がないので従う義務がない」と、勧告を尊重するどころか、まるで無視する対応でした。

次に都教委は、勧告は国に対して出されたもので都は答える立場にない、政府から何の連絡もない、としらをきる態度でした。

ここで、国から連絡がない、と言うのも問題で、総括所見では、この所見を全都道府県、全国民に周知徹底するよう求めているのに、11月に採択されて既に半年以上経っているのに何のアクションも起こしていません。まるで国民に、このような素晴らしい勧告が出たことを隠したいかのようです。前回第６回の時には、採択から３ヶ月後には翻訳が外務省ホームページに掲載されました。政府の怠慢はよりひどくなっています。

この背景にあるのが、今からちょうど10年前の2013年６月18日、安倍内閣の悪名高い閣議決定です。従軍慰安婦に関する「拷問禁止条約」の勧告への対応を国会で問われて、「国連人権勧告には法的拘束力がないので、従う義務なし」と閣議決定で答えたのです。その姿勢が今も踏襲されています。

しかし、どんなに無視しようと、採択された文書は、国際的な公文書です。近頃の日本政府は、平気で公文書を偽造したり廃棄したりしますが、さすがに彼らも、国際文書には手を出せません。

国際基準によるならば、君が代不起立処分は人権侵害に当たり、私たちの「思想良心の自由」は保障されると認定されたことに誇りを持って、これからも運動を続けていきたいと思います。

「日の丸･君が代」等問題全国学習交流集会でのスピーチ　横塚志乃

私は、横塚志乃と申します。今回は本集会に参加させていただきましてありがとうございます。簡単に自己紹介をさせていただきます。私は現在ボストンにありますマサチューセッツ大学のグローバルガバナンス・ヒューマンセキュリティ・紛争解決学部の博士課程後期課程に在籍しています。現在論文のデータ集めのために日本に一時帰国しており、今回「君が代」に関連する市民運動に携わっていらっしゃる皆様方にお会いできるのを楽しみにしておりました。日本も少子化で人口減となり外国人を受け入れていかなければならない社会になろうとしています。多様性が求められる社会になろうとしてきています。「君が代」強制の問題は多様性を求める社会を象徴していると思います。

私が「君が代」問題に関心を持つようになったのは、日本社会が抱える多様性と共生という問題があります。日本は政治家の方々などが「日本は（天皇を中心とした）単一民事族・単一文化の国だ」といっているのを耳にします。私は小さい時から「そんなことはない」と思ってきました。日本には、アイヌ民族や琉球人、在日韓国朝鮮人の方々が住んでおり、アメリカほどではないですが多様性が存在していることを知っていたからです。

私自身、日本の公立学校で９年間の教育を受けてまいりましたが、何とも言えない同調圧力といいますか、同じように行動するロボットのような人間を作り出す日本の教育に息苦しさを常に感じる毎日でした。米国に渡り、アメリカの学校で、他と「違うことを言っていいんだ」ということを経験して、「水を得た魚」の思いがしました。人と同じでなくなくていいのだ、とはじめて自分は自分のままでいいのだという開放感を感じることができました。

「君が代」強制の問題はこれと同等で、「君が代」の市民運動に携わってこられた先生方は主に「君が代」を歌わない自由を求めていられると聞いています。私も先生方のように人それぞれに「君が代」に解釈があってもよいのではないかと思います。それを互いに許し合うことができる多様性と共生の社会を目指すべきではないかと考えます。ただ、義務に従わないのは許容できないと罰するのではなく、なぜそのような相違が生まれているのか、歴史性や文化的な背景をみんなで考えていける社会が真の民主主義社会なのではないでしょうか。

アメリカの公立学校でも毎朝必ず行われることとして「忠誠の誓い（Pledge of Allegiance）という儀式があります。誓詞を生徒に読ませるのです。これはアメリカ合衆国への忠誠心への宣誓であり、政治色の強いものです。「（アメリカ合衆国）は神の下に（under God）」「（アメリカ合衆国は）万民のための自由と正義

を備えた一国家」などであります。しかし、これを拒否する自由があります。アメリカでは、アフリカンアメリカン、ネイティブアメリカン有色人種の中これに抵抗感を持っている人がいて、自分たちの差別的な境遇を見て忠誠を拒否する人もいます。しかし、1943年に宗教的な事情から偶像崇拝を行うことができず、忠誠の誓いを拒んだ公立学校の生徒と親が（忠誠の誓いを拒否した）学校に対して裁判を起こしたことがありました。この訴訟で、最高裁判所は強制をするのは言論の自由を侵害するし、違憲であるという判決（バーネット判決）を出しました。言論、内心、信教の自由の観点からそれ以降は強制ができなくなっています。日本はどうでしょうか。

グローバル化している世界では言われたことをそのまま受け入れずに自分自身でクリティカルに考える力が求められています（これはアメリカで教育をうけて身に染みて感じたこと）。権力者が道を外し始めたらそれを「おかしい」と声をあげることができるのは民主主義社会に必要不可欠なことです。私が専門としている紛争解決学ではナチスドイツの行ったホロコースト（ユダヤ人大量虐殺）がよく研究テーマに取り上げられますが、これは昨日まで仲の良い隣人だった人同士が権力に翻弄され、憎しみあい、殺し合うという服従の連鎖が引き起こした悲劇です。もし多くの人が一緒に立ち上がりおかしいと声を上げることができていればこの悲劇は止められたかもしれません。「君が代」に反対する運動は、これからの日本の民主主義を更に発展させていくために必要不可欠だと思います。だからこそ私は「君が代」強制に対する反対の運動のを博士論文の研究のテーマにしていきたいと思います。

博士論文はアメリカで大手の出版社で出版するつもりです。広く日本の状況を世界に知ってもらいたいと思います。学者のいいところはデータでものを語らせるところです。こういう事実がありますということで、世界のアカデミアの人たちに問いかけることです。これについてどうですか、という具合です。もしお許しいただければ皆様に研究へご協力いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

報告（III）全国の闘い

千葉の学校の現場から　　千葉高教組「日の丸･君が代」対策委員会　石井　泉

千葉高教組の石井と申します。県南部のマザー牧場のある富津市の県立高校、天羽高校の社会科教員です。今年３月に学年主任として卒業生を出して定年を迎えました。この学年は『コロナ学年』と言われ、生徒たちは臨時休校や行事中止など厳しく制限された高校生活を強いられました。教員も経験したことのない努力や工夫が求められました。三年次にようやく行事を経験でき沖縄修学旅行にも行けて良かったです。３年間の思いの詰まった卒業式も感動的でした。私は３学期の授業で「日の丸・君が代」問題学習を実施してます。卒業式の「国歌演奏（ＣＤ）」時が私の最後の教育活動の機会となりました。今年度は再任用フルタイムとなり、同じく天羽高校で働いています。

次に、高校現場の長時間労働の問題について紹介します。各県の勤務時間調査の結果では、小中学校と比べて高校の平均残業時間が短く「楽だ」と思われがちです。しかし、高校は、小中学校のように皆が平均して担任や部活動を分担して残業してるのではなく、毎日定時で帰る人と毎日遅くまで残業する人が併存しています。高校部活動こそ制限が難しく、近くの高校の平日夜や土日の風景を見ればすぐにわかります。配布資料には、県内で月残業199時間など380名以上が80時間超という調査結果が記されています。業務の公平分担が議論されず、個人の問題とされがちです。タイムカード打刻では月残業80時間超なのに県内で100名以上が80時間未満へ減じて修正し、過少申告が疑われます。また、タイムカードの打刻拒否が疑われる月残業0時間00分という人も140名以上存在します。

学校を生徒や若い教職員にとって「魅力ある職場」とするために共に頑張りましょう。

組合活動家排除のための「学習サポーター」不採用に対する損害賠償請求裁判　　吉田晃

《E-2》の報告をする千葉学校労働者合同組合の吉田晃です。日教組の連合加盟をめぐる分裂の中で、10人ほどの仲間と小さな組合を作りました。柏市の小学校教員が中心でした。

教育事務所の所長訪問の法的根拠の追及をする中で、大げさな訪問行事を簡略化させたり、休憩時間も取れない勤務時間を問題にしたり、結構いろいろ楽しく闘い続けてきました。この報告で被告になる東葛教育事務所とは、組合の代表として毎年４～５回は交渉してきました。

2020年の夏、新型コロナ対応で全国の学校現場が混乱状態の時、文部科学省が臨時学習サポーターの予算をつけました。千葉県の小中学校の場合880人分です。半年のみ、１週間15時間程度の労働ですので、募集しても定員は埋まりませんでした。

その募集に私は応募しました。後で分かったことですが、私が応募した東葛教育事務所では、263名の応募者で不採用は２名だけでした。その不採用の一人が私です。私は、2020年の３月まで学校で40年以上働き続けてきたベテラン教員でした。県教委が一番採用したかった人材の一人だったと思います。だけど、不採用でした。組合の活動家だったから拒否されたとしか思えません。

後に、情報公開で墨塗だらけの関係書類を手に入れました。その中で、ほとんどの人が採用されていることや私の採点が不当に低いことが分かってきました。２年後になりましたが、支援していただける弁護士さんが見つかり、2022年12月に提訴しました。

詳しい経過の報告の内容は、《E-2》のレポートをお読み下さい。

裁判で判明したことは、被告（千葉県）は、私の不採用理由で、印象的な記述はしても具体的な記述をせず、裁判長からも「具体的な記述をしなさい」と指導されていました。

一つだけ具体的だったのは、面接で「私の妻子が八千代市と習志野市の学校にいる」と私が言ったと、２人の面接官が12月になってから書面で残している報告でした（面接は８月）。ところが、私には妻子はいないので、そんな発言はするはずがないのです。面接記録票に片方の面接官が「八千代市と習志野市の学校に親族がいる」と書いてしまったのですが、私の訂正要求に慌てて口裏合わせでそんな報告書を書いたようです。

県教委のめちゃくちゃさが裁判で明らかになってきました。注目と傍聴をお願いします。

神奈川からの報告　　個人情報保護条例を活かす会（神奈川）　外山喜久男

１.「日の丸・君が代」強制問題

一昨年の県教委の回答では “「よろしければご起立ください」と事前にアナウンスしている学校は２,３校ではなくもっと多くある”、“これは強制していない証だ”、“式の形態について県教委は各学校で工夫できる”などの回答があったが、昨年は特に前進した回答はなかった。

今年度、生徒指導提要が改訂になり「子どもの権利条約」が入った。「日の丸・君が代」強制は「子どもの権利条約」に反しており、これを活用した取り組みが求められる。

２.「個人情報保護条例」廃止、「個人情報保護法」へ一元化

私たちの会（「活かす会」）として抗議声明を発した。個人情報の本人同意原則、要配慮個人情報の取扱い原則禁止、オンライン結合に対する一定の制限などの規制がなくなり、教育データが金儲けの手段にされる。文科省だけでなく経産省や教育産業などがねらっている。

３．機械による人間評価は許されるのか？

東京都「教育データ利活用検討委員会」第４回（6/30）をみると、推進校19校で９月から「オプトアウト」方式で生徒の個人情報を収集し分析を始めるとある。分析を拒否することもできる。EU では子どものデータの取扱いについては、GDPR の前文38条で、プロファイリングなどについて特別の保護が要求されている。こういうものを参考にした取り組みが求められる。

４．個別、最適な学びは究極の差別選別

「MEXCBT(国、文科省)」 ⇔ 学習 e ポータル（民間、一部自治体） ⇔ 一人一台の端末（児童生徒）」が動き始めた。生徒が直接文科省の MEXCBT（問題バンク）にアクセスして、ネット上で問題を解くような CBT が全国学テで実施された。文科省の図では「学習 e ポータル」には様々な民間教育産業などがアク

セスできるようになっており、子どもたちの個人情報が蓄積され利活用されることになる。AI による「個別最適な学び」とは、格差を容認するシステムだ。

「日の丸･君が代」強制による学校教育支配･もの言わぬ教員作りと、民族排外主義による「ウィシュマさん名古屋入管死亡事件」･「改悪入管法」は、戦時体制のために一体のものである

小野政美(「憲法と教育を守る愛知の会」;「入管の民族差別･人権侵害と闘う全国市民連合･東海」)

私は、愛知の学校現場で35年間「日の丸・君が代」強制に不服従を貫いてきた退職教員です。本日の報告では、「日の丸・君が代」強制による学校教育支配・もの言わぬ教員作りと民族排外主義による「ウィシュマさん名古屋入管死亡事件」、「入管法改悪」は、戦時体制のために一体で進められていると捉えることが重要であることを訴えます。

スリランカ人女性のウィシュマさんは、2021年３月６日、餓死寸前なのに点滴も入院も行われないまま名古屋入管で死亡しました。死亡事件名古屋地裁は、６月21日と７月12日に法廷内で、ウィシュマさんの死亡までの入管施設内の260時間分の映像の５時間分を公開しましたが、嘔吐場面など、衰弱場面の映像音声を消去しています。入管施設で収容中に死亡した外国人は、統計開始の2007年以降でウィシュマさんを含めて18人にも上ります。日本社会は、自民族優先主義、外国人嫌悪、外国人敵視、民族排外主義が歴史的に根強く存在しています。「日の丸・君が代」強制による学校教育支配・もの言わぬ教員作りと「ウィシュマさん名古屋入管死亡事件」、「入管法改悪」は、民族排外主義と「新しい戦時体制」と一体です。戦争を行うためには、軍備、軍隊、戦時法制のみでなく、愛国心教育、メディア統制、そして、民族排外主義・外国人排除が必要です。

入管施設の長期収容解消を目的に難民申請中の強制送還停止を原則２回に制限する「改正入管難民法」が成立しました。現行法では申請中は送還を何度でも停止できましたが、今回の改悪法は、2005年から2021年に２回目以降の難民申請認定者は47人で、「改悪入管法」により命の危険の待つ国に強制送還させられ、本国で迫害を受ける可能性がある人を帰せば命を危険にさらすことになる人道に反する改悪です。日本の入管難民行政は、入国させたくない外国人排除を狙う出入国管理と難民認定を入管庁が一手に所管しています。外国人敵視の全件収容主義、長期収容、無期限収容、第三者チェックのない「入管法体制」。法律も裁判所の命令がなくても、無期限に入管局長指示を根拠文書として収容できる、戦時中の「治安維持法」の予防拘禁よりも酷い身体拘束が現在も続いています。日本で働く外国人労働者の数は、2022年10月末現在で182万人を超え、難民申請は急増し、2017年に過去最多の約２万件で、難民申請者には、３回以上の難民申請を行って人も多い状態です。日本の難民認定率は2021年では0.7%（74人）で、イギリス63.4%（１万3703人）、カナダ62.1%（３万3801人）、ドイツ25.9%（３万8918人）と、他のＧ７の国よりも異常に低いです。

報告（IV）市民・諸団体から

問題点は残したまま！2年目を迎えた英語スピーキングテスト　　東京教組　片桐育美

中学で社会科を教えている。今年で２年目を迎えている英語スピーキングテストは大きな問題を抱えている。大学入試で民間テストが導入されようとしたが反対が多く中止になった。これが東京に入って来た。
７月13日の教育委員会で来年度は「ベネッセ」が撤退し「ブリティシュカウンシル」が運営を担うことになった。しかし契約があと１年残っているので今年が最後になる。民間に流れた点では同じだ。
問題点
１．都立入試は1000点満点だがこのテストが20点満点としてプラスされる。内申点５の場合換算点が23点。比重が高すぎる。
２．東京都は「ベネッセ」に丸投げしている。事業は「ベネッセ」が行うので約８万人分の個人情報や顔写

真などが「ベネッセ」に流出している。これは怖い。
３．受験生はヘッドホンを付けて口元のマイクで回答するが、隣の子の声が入ってきている。情報公開したが隣の受験生の声が入っていたことを認めた。
４．テストの返却は１月中旬で入試直前なのでアチーブメントテストになっていない。
５．受験校は自分の学校ではない。二週間前に知らされる。遠いので受験生は１時間以上もかけて受けに行く子もいる。５分で行く子もいる。交通費は自分で支払う。平等性が担保されていない。また前半・後半のどちらかで受験するのだが、会場に着いてから知らされる。後半の受験生はその場でずっと待たされる。自習課題をやれと言われていたが出来なかったという声があった。トイレで前半の問題が漏れたという話もある。
６．試験官は全員アルバイト。5000人必要。アルバイトサイトに「ゆるキャラバイト」「簡単なお仕事です」として募集がかけられていた。それでも人が集まらなくて直前にろくな研修も行われなかった。試験管がもたもたしていた。
７．今年度から１・２年もやることになった。「ブリティシュカウンシル」が行う。１月～３月の間にやると言っている。どこでやるかも分からない。「訳がわからないよ、都教委。」現場の教員から文句が挙がっている。
「学校や保護者がやるもんだ」となっているが問題だ。都議会はさっぱりダメだ。都議会では公明党は都民ファーストが「子どもを政治の道具に使うな」などと言っているがお前達が使っているだろう。私たちの税金35億が使われている。これからも闘い続けていく。署名や抗議活動宜しくお願いします。

小中学校にも浸透してきている自衛隊　　学校と地域をむすぶ板橋の会

抗議の声を届けているだけだが、2004年３月都立板橋高校の卒業式での元教員への刑事弾圧、４月の区立小学校での「君が代」不起立教員への処分を契機に地域の市民労働者が結成した会だ。

2005年以来「日の丸・君が代」強制に反対のつどいを開いてきた。
2015年・16年の都立高校「自衛隊」宿泊訓練の報告を受けた。16年に板橋区議会で区立中３校が「自衛隊職場体験」したことが判明。その動きにストップをかけたいと思い板橋区への働きかけを開始した。

自衛隊でのパワハラ・セクハラ・自殺などの多発を踏まえ軍事訓練のギャップを訴える。

18年は[1]自衛隊への住民基本台帳閲覧承認・資料提供について、[2]小中学校と自衛隊の連携について質問した。

[1]には閲覧承認のみ、[2]には小学生の自衛隊基地訪問や小中学校に自衛官訪問はない。「職場体験」として生徒の希望に基づいて自衛隊基地を訪問する中学校はある。15年度３校・16年度２校・17年度１校。

21年から「自衛隊職場体験」が復活した。22年度は2校に増えた。学校長に申し入れを行ったが反応が無い。

小学校では給食に「海軍カレー」が登場した。教育委員会は海軍を肯定的に考えていないと言うが、海軍と名前がついた給食が復活は心配だ。

某小学校の総合的学習で「人権を守るために働いている人々の話を聞こう」で自衛隊職員が話しに来た。学年便りには「子どもたちは興味津々、今後この学習がどのように進むのか楽しみ」とあった。広がりが心配だ。

教科書採択で教育出版6年の社会科教科書。QR コードで「初めての防衛白書」が登場した。子どもに手渡されていくことが心配。

隊員不足に自衛隊募集の自衛隊が高等学校案内15歳男子、18歳、22歳には防衛大学校生募集の案内が届いている。板橋区は昨年度から18歳22歳には住民基本台帳の情報提供を自衛隊に始めた。

戦争反対の私たちは、自衛隊が学校を使ってリクルートすることに断固反対する。

教育に携わる人々が子どもを戦場に送る手助けをしないで欲しい。これからも人権が尊重され、命が何よりも大切にされる教育・学校を求めていきたい。

川崎市･教科書採択音声データ開示拒否取消し請求裁判　　畑山　裕

川崎の教育がおかしなことになっている。私たちは現在、教育委員会議と教科用図書選定審議会の音声データを開示させるための裁判に取り組んでいる。本日の資料は12日に川崎市役所で６名の仲間と撒いたビラだ。

2014年、2016年の教科書採択で、実教出版「高校日本史 A」の採択を拒否し、その会議を記録した音声データを教育委員会事務局が廃棄した。その後、事務局は会議の音声データを開示したが、提訴後は再び開示拒否を行っている。

2020年９月からの裁判で教育委員会は開示を拒否する理由を「自由・かっ達な議論が行われなくなるおそれ」や「事業の適切な遂行に影響をおよぼすおそれ」があるとし、「おそれ」だけを繰り返し主張している。東京都・神奈川県・藤沢市などは採択審議の教育委員会議はもちろん、教科用図書選定審議会を原則公開する。選定審議会は非公開だが音声データを開示する自治体も存在する。川崎市でも音声データを開示できない理由はないはずだ。

開示拒否の取消しを求め、公平な第三者機関である「川崎市情報公開・個人情報保護審査会」に審査請求を行い、審査会から「拒否処分の一部は取り消し、開示すべきである（教科用図書選定審議会の音声データ）」・「（公開の会議なので）全面的に開示すべきである（教育委員会議の音声データ）」との答申を得た。

しかし、教育委員会はこの２つの答申に対し、非公開とした教育委員会議で答申拒否の採決をした。この会議の議事録もノリ弁にして開示拒否している。

川崎市ではこの10年間で77件の審査会答申が出されている。しかし答申拒否の採決はこの裁判の２件だけだ。

川崎市教育委員会は、日本の戦争加害の事実をきちんと記載した教科書に対する攻撃を正当化し採択から排除し、そのたくらみを秘匿するため音声データの開示を拒否した。このような不当な事態をこれ以上許さないため提訴した。

審議は５月に終了している。10月４日に横浜地裁で判決が申しわたされる。

この判決は、教科書採択の透明性と公正性を高め、川崎の教育行政を立て直すものになると信じている。

これからも全国の皆さんの闘いに学び、頑張っていこうと思う。

世田谷地域の「こどもいのちのネットワーク」　　星野弥生

1996年に「世田谷こどもいのちのネットワーク」を立ち上げてから、27年間ずっと活動に関わってきた。その頃、子どもの自殺という痛ましい事件が全国で起こり、なんとしてでも子どもたちのいのちは守りたい、という思いでネットワークが生まれた。ネットワークに加わったのは、子どもの現場に身を置く児童館やプレーパーク、若者の居場所作りや支援を行っている仲間たち、親や教師、行政に関わる人たち。ネットワークの代表は俳優で世田谷ボランティア協会の理事長だった故牟田悌三さん、事務局長は現世田谷区長の保坂展人さんだった。プレーパークを日本で初めて誕生させたのも世田谷だった。

親は「学校がわるい」といい、教師は「親のしつけがなっていない」という。教師と親がお互いを非難しあっていても子どもは救われない。そうではなく、子どもたちをまんなかにし、子どもを中心に、大人達が何を出来るか、立場を超えて考えたいと思った。

私たちは「いじめよ、とまれ！」というシンポジウムを一年に３回行った。教育委員会も関わり、第一回目には世田谷区内でこども、子育て、教育などに関わるさまざまな団体や個人がブースを作って、こんな場所があるよ、と親や子どもたちにアピールした。

第三回目のシンポジウムでは、「大人の生き方が問われている」というタイトルのもと、子どものために地域からできることは何だろう、と考えた。当時衆議院議員となっていた保坂展人さんがジャーナリスト時代に訪れたイギリスで実践を知った「チャイルドライン」がそのヒントとなった。97年にイギリスを訪れ、経験を学び、規模は全然ちがっても世田谷でまず立ち上げたのが、子どもの声を聴く電話「せたがやチャイルドライン」だった。その後、この活動は全国に広まり、今では全国70ヵ所ほどでこどもの声、気持ちを受け止める活動が行われている。

2011年３月11日の東日本大震災と原発事故に衝撃を受けた私たちは、「こどもいのちのネットワーク」で

放射能による海や魚の汚染の問題などの学習会を行ってきた。たくさんの親たちが集まってきた。そこから、福島で作られた電気を使っている世田谷の私たちは、いわれのない原発の被害をもろに受けている福島の子どもたちのためにいったい何ができるだろう、何をすべきなのか、を考え、子どもたちを世田谷に呼ぶ、というプロジェクトに思い至った。そして、2012年、「福島のこどもたちとともに・世田谷の会」を立ち上げ、「ふくしまっこ・リフレッシュ in　世田谷」という「保養」の活動を始めた。福島から保護者と子どもたちを春・夏・冬の長期の休みに世田谷に招き、約50人～60人が参加したこともあった。東京も決して安全なところではないが、福島では出来ない外遊びができる公園があり、親たちも「これをしてはダメ！」と子どもたちに言わざるを得ない現状から少し解放され、リラックスできるのもいいかもしれない、と考えたのだ。立ち上げたのはいいが、私たちには意志、気持ちはあっても、実行するためのお金も、場所もない。そこで、区長も含めた世田谷区に相談し、その結果、世田谷区の共催をえることができた。世田谷区に宿舎を提供してもらい、６万枚のチラシを区内の全部の小中学校、保育園、幼稚園に配布する便宜をはかってもらった。チラシを通じて募金やボランティアの呼びかけをするのに、チラシはとても役に立ち、この活動が広がっていった。行政による協力、これは全国的にもなかなか無い取り組みだったと思う。また、世田谷ボランティア協会は、ボランティア・バスを提供し、世田谷区社会福祉協議会は、街頭カンパで活動への支援金を集めてくれた。このようにこのプロジェクトは世田谷全体で取り組むものとなっていった。

「こどもいのちのネットワーク」は、今も細々と続き、毎月「子どもいのちのネットワーク通信」（こいのち通信）を出している。この中に告知板というコーナーがあり、子どもにかかわる活動を紹介していて、今日の集会のこともここに載せている。

そんな縁で、お仲間に入れていただいたことを感謝します。

世田谷区音楽教諭採用問題　　ふじのまい

2017年４月に世田谷区 K 小の音楽専科教員として着任し、2018年３月に免職処分になった。６年間裁判で闘っている。公判は40回以上やっている。先日の口頭弁論で管理職の不当なパワハラについて陳述した。裁判官も良く聞いてくれた。皆さんの傍聴を期待している。

６年間の裁判で、地裁の判決書に書かれているのは「私に繰り返し指導したけれど、全く改善されていない」と都教委や校長の証言が全面的に受け入れられていたことだ。不当判決だ。

管理職から指導されたのは一度だけだ。くりかえし指導されたことなど無い。業績評価が恣意的にされ、この人、気に入らない、そして業績評価Ｄがつけられ不採用にされたことは間違えで、許せない。

在職中は２つの教職員組合に所属していた。在職中は相談に乗っていただき大変心強く感じていた。辞めさせられてから遠くなってしまったが、組合員の方々にはこの裁判に関心を持っていただきたい。

毎日、児童生徒のために働いている教職員が沢山いる。働く中で不安を持ち、悩んでいる方も多くいる。その中で校長の恣意的評価で免職に追い込まれていく人も多くいる。

みんなで重大に受け止めてほしいと思う。闘っていこうという気持ち、思いがないと、東京の教育は死んでしまうと思う。危惧している。

2018年以降、東京では校長の感情的な恣意的評価により免職に追い込まれる事件が多発している。

私はたとえ一人でも闘っていくつもりだ。全員が敵であったとしても一人で闘っていくつもりだ。

これからも私の事件のように簡単に首を切られることが繰り返されないように、職場の状況が改善されるように、働いている教職員のために少しずつ闘い続けていくつもりだ。

最後に、この裁判は「支援者の会」がないので傍聴者が少ない。裁判費用も300万以上かかった。カンパの収益があがらないのでカンパを要請したい。

関心を持っていただけるかたは、私のメールアドレスに、連絡してほしい。

最悪の校長の恣意的な評価で免職にされるというのは二度とあってはならない。今後とも関心を持って裁判に関わってご支援頂けることをお願いしたい。

第１3回「日の丸･君が代」問題等全国学習･交流集会決議
「新たな戦前」への動きを学校現場から止めよう！

安倍政権での２０１５年戦争法「成立」を突破口に岸田政権は昨年１２月には安保関連３文書及び敵基地攻撃能力の保有を閣議決定のみで「成立」させました。これに応じて、５年間で４３兆円もの軍事費を投入し、憲法９条「戦争放棄」を実質反故にする政治を行なっています。今、まさに「新たな戦前」です。

戦争は軍備だけでは成立しません。成立させるためには、若い人たちに「お国のために」役立ちたいと思わせることが必要となります。そのために歴代自民党政権は、「日の丸・君が代・愛国心」の刷り込みを学校教育で行なってきました。ここに来て、「日の丸・君が代」の完全実施が、「お国のために」戦場に赴きたい「人材」を育成するためであったことが、明白になってきました。東京の２００３年１０・２３通達による、大阪の２０１２年「君が代」条例による「君が代」不起立処分、もっとさかのぼれば、1985年からの北九州市の「君が代」不起立処分は、その前哨戦でした。

学校教育が、教育の主権者である子どもたちに、人格形成の場ではなく、戦場に赴きたい「人材」育成の場となっていることを、私たちは外に向かって訴えていきましょう。「あなたはお子さんを戦死させてもいいのですか。ともに声をあげましょう」と。

コロナ禍の２０２１年、オンライン授業を強要する大阪市の教育行政について、松井市長に宛てた久保敬校長（ともに当時）の「提言」は、子どもたちに「生まれてきてよかった」と思わせ、教員たちには働く喜びをかみしめることのできる学校の在り方を示します。「（競争で）『生き抜く』世の中ではなく、『生き合う』世の中」を学校教育の場で実現しようというもので、上からの指示命令にしたがわせる教育に加担してはならないと考え行動してきた私たちの教育観と相通じます。教員が国家のエージェント・訓導になってはならないことを日々の仕事の中で確認していきたいものです。

一人一台の端末を支給して（高校では購入させて）GIGA スクール構想の下、文科省は ICT 教育を推進しています。文科省が謳う「個別最適化され、創造性を育む ICT 教育」とは、個々別々の課題を学習させる差別選別教育であり、教材の外注化・市場化です。と同時に、政権に都合の悪い自主教材を教員に使わせないことにもなります。教員の働きを監視するものでもあり、安易にこれに乗ってはなりません。

「教育 DX（デジタル・トランスフォーメーション）」は、今後ますます学校教育を支配していくことになります。児美川さんの講演を契機に、考え合っていきましょう。

今日、ここに集まった私たちは、「子どもたちを再び戦場に送らない」ために現職教員や保護者・市民にはたらきかけ、ともに行動していきましょう。

以上、決議します。

２０２３年7月２３日　　参加者一同

2023文科省交渉記録

「日の丸･君が代」問題等全国学習･交流集会　実行委員会
2023年7月24日　10:00～11:30　衆院第2議員会館

Ⅰ.「日の丸･君が代」に関する質問

【文科省回答者】○高草木　伸　　大臣官房国際課国際協力企画室長補佐
○大坪彩子　　初等中等教育局初等中等教育企画課専門職
○土橋　廉　　初等中等教育局教育課程課企画調査係長
○岩村成興　　初等中等教育局特別支援教育課企画調査係長

事前質問に対する口頭回答

1. 自由権規約「第7回総括所見」(2022年11月3日)に関する質問

（１）　自由権規約日本政府報告審査「第７回総括所見」（2022年11月３日）の翻訳は、文科省内及びその所管する地方教育委員会や各学校に、広報周知されていますか。もし、まだだったら、いつ周知されますか。なお、パラグラフ４６には、広く普及させるべきことが勧告されています。

【回答】　高草木 伸　大臣官房国際課国際協力企画室長補佐

自由権規約の広報周知についてでございますけど、こちらについては和訳も含めまして、基本的には外務省ホームページに載せることになっていますが、今後掲載予定と聞いております。今調整中のようです。文科省としましては、従来人権教育の観点からホームページに外務省へのリンクも張りながら、情報を掲載して周知しているというところでございます。

（２）　第７回総括所見のパラグラフ３８には「生徒への起立強制」（application of force to compel students to stand during ceremonies）についての言及があります。この事例を把握されていますか。未確認なら調査して、もし事実なら生徒の人権を保障するよう指導する必要があるのではないですか。また調査の結果、そのような事実がないことが明らかなら、委員会に対して反論して訂正を求めるべきではありませんか。

【回答】　土橋 廉　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

生徒への国旗国歌の指導に関する質問というふうに承りました。例年私の前任や前々任が答えている内容と重複するかも知れませんが、児童生徒への国歌の指導に関しましては、児童生徒の内心にまで立ち入ることなく、強制をしようとする趣旨ではない、あくまで教育指導上の課題として各学校に取り扱っていただくというのが、統一見解でございます。当該指導は、児童生徒にわが国の国旗国歌の意義を理解いただき、これを尊重する態度を育てていくために行っているものであるためその趣旨に添って、各学校にお

いて、今後とも適切に指導を行っていただきたいと考えているところでございます。

（３） このように（総括所見と最高裁判決)、思想及び良心の自由に関する国際人権機関の勧告と国内司法の判断が食い違う場合、国民への人権保障として、どちらの判断が優先されるのか。憲法９８条２項を踏まえた見解をお示し下さい。

【回答】大坪彩子　初等中等教育局初等中等教育企画課専門職

国際人権機関の勧告と国内司法の判断について、どちらが優先されるのか、と言うところでご質問をいただきました。政府の見解としては、国連機関、国連委員会による総括所見、勧告ですね、こちらは法的義務を生じず、司法最高裁判決としての憲法19条に違反するとは言えないと解するのが相当という判断が優先するというところが、政府の見解でございます。

2.『学習指導要領』の「国旗及び国歌の取扱い」と都教委「１０･２３通達」との整合性に関する質問

【回答】大坪彩子　初等中等教育局初等中等教育企画課専門職

それでは、２についてご回答させていただきます。まず、学校における児童生徒に対する国旗国歌の指導については学習指導要領で、入学式や卒業式においては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう指導するものとするなどと記載されていることに基づき実施されておりまして、このことは児童生徒の内心に立ち入って強制しようとする趣旨のものではなくあくまでも教育指導上の課題として指導を進めていくことを意味しております。

一般的に公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務していますため法令それから上司の職務上の命令に従わなければいけないというところでございます。同様に都立学校の教職員も法令や上司の職務命令に従って生徒指導を行う職務上の責務を負うものであって、上司である校長が、学校教育法及び同法施行規則の規定の委任に基づいて定められた教育課程の基準である学習指導要領に則り、入学式等の式典において、国歌及び国旗の指導を行うよう、当該教職員に命ずる場合には、これに従う職務上の責務を持っているという風に考えられます。この点については、2011年６月６日の最高裁判決においても、卒業式等の式典で慣例上の儀礼的な所作として国歌斉唱の際の起立斉唱を求めることを内容とする職務命令はその目的および内容に従ってこれによってもたらされる制約の様態等を総合的に考慮すれば、制約を許容しうる程度の必要性・合理性が認められるものと判示されております。

東京都のいわゆる「１０・２３通達」については、懲戒処分は地方公務員法や各自治体の懲戒処分に関する基準等に従って、任命権者である教育委員会の権限と責任において、適切に判断されるべきものであると考えておりますので､当該通達を撤回するように都教委を指導することは検討していないところです。

3. 大阪府の「不起立･不斉唱の判断基準」と特別支援学校の卒･入学式について

質問：① 子どもの命に関わる問題について、教育委員会が対応しない場合、それに「指導・助言」を行うのは貴省の役割ではないか。昨年以上の誠実な回答をお願いしたい。

② 障がいを持つ生徒への配慮も含む学校教育がよりよくなっていく為にも、教員の行為が教育的であったかどうか判断する第三者組織が必要であると思うが、現状を文科省はどう考えるか。

③ 特別支援学校におけ「卒・入学式での注意事項などの参考文書はあるのか（文科省作成のもので)。

【回答】大坪彩子　初等中等教育局初等中等教育企画課専門職

まず一般的に、国旗を掲揚し国歌を斉唱するように、教育委員会や校長から職務命令を発せられた場合については、教職員はその職務命令に従う義務があるというところでございます。

一方例えば生徒の発作などが起こってしまったという緊急時においては、生徒の命や安全を優先させると言うことが必要であり、校長等が緊急時にどういうふうに対応するのかという、事前の対応について予め決めてその内容を公表しておくということが考えられます。

そう言った緊急時の対応も含めて、式の実施方法とか個々の具体的な場面においてどういうふうに対応すべきかといったところについては、教育委員会や学校長が適切に判断するものであると考えているところでございます。

4.「君が代」を起立･斉唱したくないと申し出た児童生徒への学校側の対応の事例について

＜質問. １＞ 「君が代」を起立・斉唱したくないと申し出た子どもに、学校側が「あなたが起立斉唱しないと周りのみんなが驚く」「せっかくの卒業式を台無しにしてしまうかもしれない」「みんなで練習してきたのに、みんなに迷惑がかかる」と言って起立・斉唱させようとしたことに対する見解はどうか。子どもの権利条約違反ではないか。

＜質問．２＞　「ぜひ、「君が代」の歴史をきちんと伝え、児童・生徒が自分の考えを深められるよう援助してください。子どもたちの意見を聞き、嫌だという子に強制することがないようにお願いいたします。」という保護者の要請に学校がどう対応すべきか、見解を示してください。「児童生徒が自分の考えを深められるよう援助する」立場は、「君が代」起立斉唱も含めて、国旗国歌をどう考え、どう行動するかは児童生徒それぞれが深め、決めることという立場であると考えられる。学校がそう言っていいか。

【回答】土橋　廉　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

４（１）（２）について私の方からお話しさせていただければと思います。ここに書いてあるやりとり等すべて読ませていただきました。その上で、まず（１）につきましては、児童の権利条約との関係に関して記載されているものと承知してございます。ここで該当する第14条思想良心の自由に関してですけど、これについては一般に、内心について国家はそれを制限したり禁止したりすることは許されない意味であると解されていると承知してございます。学校における国旗国歌の指導に関しましては、先ほども申しましたけれど、児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではない、というのが統一見解となってございます。あくまで、教育指導上の課題として指導を進めていくものであるという風に認識してございます。当該指導は児童生徒にわが国の国旗国歌の意義を理解していただき、これを尊重する態度を育てていくために行っているものでございますので、その趣旨に添って各学校において引き続き、適切に説明を行っていただきたいと考えてございます。

次に質問（２）の方に関して、こちらについても、大体記載されている内容に関して拝見させていただきました。その上で、『学習指導要領解説』、おそらく去年もその前も私の前任等々が申していますので、細かいところまでは申しませんけれども、『学習指導要領解説』、文科省の『学習指導要領』の「参考資料」におきましては、例えば社会の授業では、わが国の国旗国歌はそれぞれの歴史を背景に、法律に定められている、そういったことを理解するという記載があるとともに、例えば音楽の授業ではその指導に当たっては、国旗国歌が日本国及び日本国民統合の象徴であるというそういったこと、平和・繁栄そういったものを含めて祈念した歌であるといったことを子どもたちが理解できるように指導するようにといった記載があるところでございます。

各学校において適切に指導いただいているかと認識してございますけど、あくまで繰り返しなんですけど、児童生徒がこれからの世の中、これからの時代を生きて行く上で、わが国の国旗国歌の意義を理解していただき、尊重する態度を育むといったことが最も大事でございますので、その趣旨に添って、各学校において、適切に指導していただきたいと考えてございます。

質疑応答

Q（花輪）　まず１（１）について、今後掲載される予定と言うことですが、それは何時頃なのか、なぜ遅れているか理由は何か聞いていますか。前回第６回の時には、３ヶ月でＨＰに載ったのに、今、翻訳はおろか１１月の英文も載っていない状態なんですけど、理由分かりますか。

１（２）について、こういうことが国際社会の公文書に記載されてしまったのですよね。それについて、あったのかなかったのか、それも把握していないということでしょうか。把握していないのなら、調査すべきだと思うのですが、いかがですか。

２の「１０・２３通達」が学習指導要領に則っているかどうかを、きちんと検討なさっていますか。学習指導要領には「起立」という文言は出てこないわけですよね。それを生徒には指導し、教員には職務命令で強制する、これ学習指導要領の趣旨に則っているという言い方できるでしょうか。もう一度、聞かせて下さい。

Q（松田）　４（１）と（２）について今言われたのは、（１）の方は、内心に踏み込めない、適切にと言うことですが、ここで聞いているのは、こういう指導、指導というのは、要するに廻りが迷惑する、みんなが困るから止めるようにと言う、圧力を加えて起立させようとするような指導、だからこれは適切にということですが、適切なのかどうなのか、子どもの権利条約違反なのかどうなのか、さっき14条言われましたが、ここについての見解を求めています。そこに直接のお答えがなかったので、お願いします。

（２）の方ですが、こちらも指導要領に則って適切にということですが、ここに具体的に保護者から学校に要望があるわけですよ。中味は、ここに書いてありますように、君が代の歴史をキチンと伝え、児童生徒が自分の考えを深められるよう援助して下さい、と言われています。これにどう答えたら良い

か、ということについての見解、それはもう一つ具体的に聞きたいことを書いています。援助する立場というのは、君が代起立斉唱も含めて国旗国歌をどう考えどう行動するか児童それぞれが、深め決めるという立場である、で、決めていいんだよと言っていいのかどうか。学校として適切にという場合に、そういうふうに言って良いのかどうか、ここを具体的に聞いているのですが、直接のお答えがないのでお願いします。

Q（井前）　３の回答について、緊急時の特に支援学校等の対応について、一昨年の回答から基本的にほとんど変わっていない、という中味の回答でした。一昨年初めて具体的に本当の緊急時の対応についての回答があって、その時には、校長によって一旦職務命令を解除し、と回答されました。基本的に今日の回答もそれと同じで、緊急の対応について予め決めておくことが必要であると、予め校長等が決めておく、そしてまたその場合場合に応じて校長が適切に判断すること、回答ありました。

そしたら緊急時というのはありえない事態ってこともありうるわけで、突発的な事態については想定外というのは当たり前のことです。想定外の場合にも、教職員はその場で自身が判断してはならないという回答になるかと思うんですけど、２点ですよね、予め決めておくことと、適切に校長が判断すること、校長以外は咄嗟の判断については判断してはならないと、それをやる場合は教職員は処分を覚悟した上でやれと、こういう回答になっていると思いますけど、具体的な回答をお願いします。

Q（志水）　簡単な質問です。４（２）質問に対して、『学習指導要領解説』社会科を例示として挙げられました。『学習指導要領』は言うまでもなく文科省の告示であり、司法の場でも一定法的拘束力が認められています。しかし、『学習指導要領解説』は、文科省から同じように出されていても、解説には法的拘束力がないというのが一般的な解釈だと把握しています。その点について、解説には法的拘束力がないことを一般論としてで結構ですから、確認していただきたいと思います。

Q（奥野）　３の件について、先ほど出た質問とかぶるところあるんですけど、本当に前回から変わっていない回答なんですね。緊急時にどうするか、事前に校長がどんな判断するか決めておくということ、任されてないで本当に咄嗟のことで起こった場合の担任の判断は学校現場で一杯あるわけですけど、その後その判断が正しかったかどうかと言うことを考える場所が必要だと思うのですが、その場合文科省の基準なりが各教育委員会に示されていないと、起立斉唱をすべきだというのと、生徒の安全を守るべきだという全然レベルの違う問題をどう扱っていくのか分からないのに、起立斉唱を優先している。これはこの間の全国一斉休校の場合も言えるんですが、特別支援教育の場合は一斉休校して問題ないのかという配慮が文科省から全然出なかったので、各教育委員会はただ単に一斉休校しなさいということで、現場で大きな混乱が起きてます。

そう言う意味では文科省言いっぱなしではなくて、例えば特別支援学校においては、どういう問題があるのかというのを、特に私が言いたいのは、卒業式・入学式で起てない生徒、言葉の意味を伝えるにはすごい時間を掛けて歌詞の意味を伝えなければならない生徒に対してどうして一斉に起立斉唱する学校現場のままでいいのか、どうか研究して調査して、本気なら、おざなりにするんじゃなくて、本当はなくして欲しいんだけど、問題が無いかチェックしてほしいです。特別支援学校の卒業式・入学式について。

Q（永野）　先ほど、内心の自由に介入するものではないと仰いましたが、尊重する態度を養う、というのは内心の自由に入っていると思います。いかがでしょうか。

それからもう一つ、平和を祈念する歌と解説にある、先ほど志水さんも仰いましたが、勝手な文科省の解釈じゃないでしょうか。君主・天皇の時代が1000年8000年続いて下さいっていうのは主権在民に反しているのに、なぜ平和なんでしょうか。以上２点お答え下さい。

A（土橋）　１（２）の関係。実態を把握しているのか、と言う点については、こういった式典において国歌斉唱の際に生徒に起立を強制するためにこっちから立たせるとかですね、そういった事例に関しては把握してございません。調査もしていません。

次に、２の関係ですね。学習指導要領に起立させることが書いていないので、起立させることが学習指導要領を逸脱していないかと言う点に関しましては、指導要領には確かに起立することが書いてございません。書いてない言葉、それを全くやってはいけないか、そこまで学校を縛っているか、というと現行指導要領はそこまで縛っていない、あくまでその趣旨に添って適切に各学校長の下で、教育課程を編成頂いて、指導頂きたい、それが今の現行の教育になっているところでございます。

例えば、４（１）の関係ですね。この具体的に書かれている項目、私も全部何回も拝見いたしました。まず最初に役人的な配慮になってしまって大変申し訳ないのですけれど、個別の事例に関しましては、

個別具体の判断をどうしてもしなければならないので、この文言だけ見てどうかって言うのは、すみません。申し上げられない。ただ、ここの文言だけを見て例えば、この先生が子どもに対して、実際に力を行使するもしくは威圧する強制する脅すとかそういった行為を通じて指導するっていうのはあってはならないと思っています。子どもに対して力を振るって何で歌わないんだ、口を開けるとかもしくは脅しをするのは言語道断だと思っています。逆にここの文言だけ見て、権利条約違反だと申すのは、なかなか個別判断が難しいので、あくまで一般論になりますけど、そういった強制力を使った指導はあってはならないと考えています。

次行きましょうか、4（2）ですね。実際ここに書いてあるのは、親御さんが学校に対してこういうことをお願いしている状況であるというふうに認識いたしましたが、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますけど、各学校がその個別の児童生徒のおかれている状況を踏まえつつ、どういった指導を行うのが適切かという判断から、教育課程を編成頂いて、学習者に当たって頂いているということを踏まえると、こういった保護者の方の声等も踏まえながら、各学校において、学習指導要領の趣旨に基づき、適切に指導に当たって頂きたいというのが回答でございます。

（いじめに遭うかも知れないから起ちなさいと言うのは脅しですか）

適切ではないと思いますね。なぜ式典においてこういった指導が必要なのか、こういった歌に関してはこういった趣旨背景があるんだってことを、指導するのが本来の形だと思いますので、そういったことを飛ばしていきなり外形的な言葉や行為によって強制することは適切でないと考えてございます。

（そう言って良いのか、を聞いているんですが、それはどうですか。）

それは各学校で判断いただければと思います。

それから、『学習指導要領解説』の位置づけですが、仰るとおり、私がさっき参考の資料と申したと思うんですけど、あくまで解説は「」指導上の参考資料」です。あくまで法的効力があるのは指導要領本体になってます。

A（大坪）　3のところ、予め校長が決めておくということ、それと教職員が自分で判断しちゃいけないのか、というご質問をいただきましたけれど、私の方から回答させて頂いた内容としては、一般的に職務命令に従う義務はありますと、一方で例えばその生徒の緊急時の安全確保する必要がある場合においては、その生徒の命であったりとか、安全を優先することは必要であるという風に考えております。

そういった時に動きがスムーズになるように、校長等が予め全員の認識を共有しておくという意味で予め決めてその内容を公表しておくことも考えられますという言い方をさせて頂きました。何かその中でそういう対応を取ると言うことも含めて学校の判断で、適切に対応いただく、学校の責任と権限のもとで対応していただくというところが必要かな、というふうに思っています。

Q（井前）　緊急事態が起こってでも自分が判断行動した時に、大事に至るかも知れない、大事に至らなかったら自分は処分されるかも知れない、という葛藤が生ずるわけですよ。

A（大坪）　そういった咄嗟に判断できないような事態を減らしていくために、その学校や教育委員会において、予め対応を決めておくというのがありうると考えているところです。

Q（井前）　作られていないと認められないということですね。マニュアル外のことが起こった場合には自己判断してはならないとも取れるんですけど。

A（大坪）　いえ、そうではなくて、そういったことも考えられる、それがまあ動きやすくなると言うことで、予め決めておくことで、共通認識がはかられ動きやすくなるといったことも考えられるということです。

Q（永井）　特別支援学校というのは、いろんな事があって、色んな子どもが居て、いろんな問題が起きるんで、簡単にそういう風に言えるようなことじゃなくて、具体的に現場を見て、やっぱりね文科省はやるべきだってことを切に思いますよ。そんな簡単なもんじゃないんだ現場は。

Q（奥野）　今のは教員の組織見て言われてるんですよ。子どもを見て言って欲しい。特別支援教育課はこの問題をどう捉えていこうと思っているのか、そういうのを知りたいです。だから職務命令を守れというのは、公務員だから守れというのはもう散々言われています。だけどもそれが出来ない場合、特別支援教育課の考えが知りたいです。

A（岩村）　特別支援教育課の岩村と申します。今の件につきましても、先ほどの職務命令の話とも関係するんですけど、やはり地域や学校の実情に応じて各教育委員会・学校の権限と責任で、ご判断いただくところが主になってきまして、先ほども仰っていただいているマニュアル外のことが起きた場合とかも含めて、そのマニュアル外のことが起きた場合のマニュアルではないですけど、各教職員の方々にどういったご判断を、想定していない事態が起きたところも想定するなども考えられるかと思うんですけ

ど、そう言ったことも含めてまずは各教育委員会・学校において適切にご判断・対応等いただければと思います。

Q（奥野）　現場で判断して良いのか、あかんのかいいのかを、イエスかどうか、ハッキリ言って下さい。お二人とも言われてないんじゃない。

A（岩村）　そういったことも、こちらから申し上げることではなくて、その各学校とかが。

Q（永井）　文科省は、特別支援学校の日の丸・君が代指導についても、もっと考えてみてください。

最後の所お願いします。

Q（青木）　いやまだちょっとある。学習指導についてさきほど、教員は全体の奉仕者であるから、上司の職務上の命令に従って教育指導を行うという言い方を小耳に挟んだんですけど、どの範囲を指導命令の範囲と考えているのか、教科指導まで含むのかどうか、そうなってくると全く教員は手足になってしまうわけで、教育の自立性がどうなってしまうのかと非常に大きな問題がありますがそれについて答えてくれた人はさっき、お願いします、その後のことも関係するので、

A（土橋）　さっき全体の奉仕者と私が答弁したのではないのですが、一応学習指導を担当している係長で、私から、あくまで私の考えですけど、日本の教育、おそらく最大限学校の先生だと思っていまして目の前の子どもたちにどういった指導が有効であるか、これからの未来を生きる子どもたちにとって、どういった教育をすることが大事かって言うことを学校の先生が提示いただいて、各学校長のマネジメントの下で日々いただいているという認識でございますので、そこは学習指導に基づいて各学校の創意工夫の中で指導していただきたいと思っているところでございます。

A（青木）　教員も当然、創意工夫するべきだっていうことですよね。間違いないですよね。

A（土橋）　もちろん、私もこれまで子ども時代を過ごしてきましたけど、小学校の各先生によってその教え方は全然違いましたし、ただ違いましたけど、その先生方の創意工夫に基づいてやっていただいたんだなと思ってございますので、そういったところは、これからも是非お願いしたいと考えているところでございます。

Q（小野）　もうちょっと実態をつかんでいただいて、子どもたちがどんなにしんどいところで生きてるかと、指導要領だとか地域や学校でとおっしゃるけれどそのは可能な限り文科省の役人さんとしてつかんでいただきたい。長いこと学校現場にいた人間からすると本当にしんどいところで生きている子ども達に出来るだけ寄り添う姿勢をぜひ持っていただきたい。

Q（永井）　適切に指導していただくという言葉が出てくるんだけど、適切でないことばっかりがあるんだよね。そういったことでやっぱり具体的に色々子どものことを考えて文部行政というのをやっていただきたいことは、常にお願いしたいところでございます。

Ⅱ. 教育政策一般に関わる質問＜A＞

【文科省回答者】○兒島紗季　総合教育政策局教育ＤＸ推進室教育ＤＸ企画係長
○井上翔太　総合教育政策局政策課企画調整係長
○吉木理沙子　総合教育政策局調査企画課学力調査室専門職
○山田哲也　初等中等教育局初等中等教育企画課企画係長
○木下聡子　初等中等教育局教育課程課教育課程企画室専門職
○岩村成興　初等中等教育局特別支援教育課企画調査係長
○小宮山雄輝　初等中等教育局修学支援・教材課庶務・助成係長
○荒川優子　初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム情報教育振興室情報教育振興第一係長
○佐々木　葵　初等中等教育局教科書課課長補佐

事前質問に対する口頭回答

1. ICT、個人情報保護関係関係の質問

（1）～（5）への回答

【回答】兒島紗季　総合教育政策局教育DX推進室教育DX企画係長

１．の個人情報保護関係の質問にお答えさせていただきます。教育データの利活用について子どもの多面的な理解だったりとか先生方にとっても子どもたちのきめ細かい支援が出来るようになるみたいな形で、教育の質の向上に繋げていくというところにとっては教育データの利活用は必要なことだと考えおり

ます。実際に、いくつかの自治体さんの方で利活用を始めていらっしゃるところでは、進めてきたことで先生方の負担も減ったりとか、より子どもたちの方にいれるようになったというところで、好意的な言葉をいただいている部分もあります。

一方、ご指摘の通り、データ利活用ロードマップにも記載がございますけれども、個人情報とか、セキュリティとか、プライバシーの問題は、大変重要なので、当然認識をしております。ご質問の中でもいただいております、教育データの利活用にかかる留意事項は、本年３月に当文科省の方から出されましたけど、こちらについては、令和５年４月に、改正個人情報保護法が施行されまして、そのまで2000個問題といわれていた行政機関ごとに個人情報保護条例を作っていたところが、個人情報保護委員会の所管する個人情報保護法に一本化されるという改正が令和５年４月に施行されましたので、それを踏まえまして、学校や教育委員会で教育データの利活用を行う際において、個人情報保護法上守るべきルールとかをメインに解説しているものでございます。利用目的の特定とか明示についてご質問いただいている部分もございます。基本的には個人情報保護法を守った方法で進めていただくというところが、行政機関、学校や教育委員会が行政機関の一つである以上大前提と考えておりまして、これについては留意事項において個人情報保護法の解説を行ったという風にご理解をいただければと思いますので新たなルールというよりは法律についての解説というふうにご理解いただければと思います。

ただ、今後教育データの利活用が進むにつれて新たな課題だったりとか、どんどん新しい技術が出る中で新たな課題とか論点についての議論は深まっていくんだろうなというところを我々も想定しておりますので、こうした動向を注視して、留意事項をこの後改訂するかなどの検討を行って参りたいと考えております。

（６）への回答（独立した監視機関）

【回答】井上翔太　総合教育政策局政策課企画調整係長

今しがた兒島の方からお話ししましたけど、大きい１の（６）デジタル環境での子どもの権利の保護についてご質問をいただいているかなと思っております。子どもの権利の擁護でございますけれども、デジタル環境も含めそれ全般についてはこども家庭庁の所掌事務のところにしっかり明記されておりまして、こども家庭庁と文部科学省の方で連携をしながら取り組んでいくべき問題と思ってますので、そういったかたちで、こども家庭庁とも協力しながらしっかり進めていきたいなと思っているところでございます。

2. 文科省「学びの保障オンライン学習システム（MEXCBT）」と「学習eポータル」に関しての質問

【回答】　兒島紗季　総合教育政策局教育ＤＸ推進室教育ＤＸ企画係長

それでは2番ですね。簡潔に答えますと、教育データ利活用ロードマップでは、教育のデジタル化のミッションとして、誰もが、いつでも、どこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会というのを掲げておりまして、われわれとしてもこの趣旨を目指して着実に取り組みを進めていきたいと考えおります。

【回答】　小宮山雄輝　初等中等教育局修学支援･教材課庶務･助成係長

２（２）について回答させていただきます。端的にと言うことで短めになるかと思うんですけど、ご期待いただいているような例えば指導者用の端末のご指摘であったり、接続速度のご指摘については、ご記載の通りなんですけど、まさに今後端末についてはほぼ完了したというぐらい義務教育段階については整備が進んでおります。まさに利活用の段階になっておりますので、教育現場の条件整備の最優先課題についてなんですけど、まさにこの利活用をどう進めていくかということが重要になってきております。

その中でも、例えばご指摘にも少しあるんですけど、通信環境のネットワーク、せっかく端末があっても、例えば動画がカチカチして動かないだとか、ネットワークに接続できない、こういった状況というのはやはり避けなければいけませんので、私共もネットワーク・アセスメントと言って、簡単に言うと、ネットワークの診断ということでして、どういったところに不具合があるかとか、そういったことをやることを、自治体さんに推奨しております。現時点においては、まだ半数程度の学校さんでしかこう言ったこと出来ておりませんので、まずはこういったところを全国でしっかり進めていくように呼びかけていきたいと考えております。

【回答】兒島紗季　総合教育政策局教育ＤＸ推進室教育ＤＸ企画係長

２（３）について、子どもに関する情報データ連携についても質問いただいておりますけれど、こちらこども家庭庁において議論が中心になって進められていて、今年度子どもに関するデータ連携を行うような事業というところをこども家庭庁で行うと我々も聞いておりまして、文科省としても連携をしながら、

応援というか一緒に取り組みを進めていきたいと考えております。

3. 悉皆方式で行われている現行の全国学力･学習状況調査について

4. インクルーシブ教育の観点から全国学力テストの問題点を問う

【回答】　吉木理沙子　総合教育政策局調査企画課学力調査室専門職

続いて3.4.全国学力学習状況調査の件についてお答えいたします。まず3.の方ですけれども、全国学力学習状況調査が、教育基本法16条第１項に違反するものとは、文科省としては考えておりません。

全国学力学習状況調査というものは、地方の教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定に基づきまして、教育委員会の職務権限といたしまして実施しているものでございます。これはどういうことかと言いますと、この質問で引用されている旭川学テ訴訟で争われた昭和36年度調査が、文部大臣の実施の要求に応じて教育委員会が実施したものでしたけれども、それとは異なって参加主体である教育委員会の参加意向確認を経て実施しているものです。それ故国公私立を問わず実施率が100%というわけではなくて、現に毎年様々な理由例えば、学校行事とかぶってしまったとか、そういった理由で、調査日当日に調査に参加しないですとか、或いは調査そのものに参加しないという例も、一定数見られるところです。それに対して何か文科省が申し上げているというところでもございません。というのが３番に対するお答えになります。

それから、４番ですけれども、そもそも全国学力学習状況調査において、障害のある児童生徒を排除しているという事実はございません。もちろん調査における出題範囲に鑑みまして、他学年の内容などに代替して授業の指導を受けている児童生徒ですとか、そういった児童生徒については調査の対象としないことを原則とはしてるんですけども、ただ参加することを禁止する趣旨ではなくて、本人や設置者の判断によって受けることも可能です。そもそも我々参加意向調査先ほど申し上げた意向調査の時に児童生徒それぞれの障がいの有無などは聞いていないので、禁止すると言うことが出来る仕組みにもしていないところです。こちらに引用されている知的障害みたいなものに限らず、様々な児童生徒が調査を受けられるように、点字問題ですとか、拡大文字にするバリアフリーの問題用紙を用意したりですとか代筆解答用紙の使用を認めていたりですとか、或いは別室受験、調査時間の延長など様々な配慮を可能としているところです。今年度実施した、英語を話すこと調査については、まさに引用いただいているように、あくまで平均聴力レベル60db 以上の児童生徒を調査の対象としないとすることが出来ると言っているまで、できる規定でして、こうした児童生徒の調査への参加を排除しているものではございません。実際今回の調査においても、こうした生徒さんが話すこと調査に参加することも出来るように、英語を話すことで流れる音声をスクリプト表示するようなプログラムも提供したところです。ここまで申し上げたように、調査を受けたい生徒が可能な限り受けることが出来るように調査への参加を禁止とはせず、また配慮資材も提供しているところでして、インクルーシブ教育に反しているとの指摘は当たらないというふうに認識しております。

5. 学習指導要領、デジタル教科書について

【回答】　荒川優子 初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム情報教育振興室情報教育振興第一係長

5番でいただいておりますＩＣＴの教育としてのタブレットの関連機器の件ですけれども、（１）ですけど記載いただいております通りタブレット等のＩＣＴ機器は、学校現場の教師が学習指導要領に沿った教育指導を行う際に効果的であると判断する場合に、適切に活用するものとしておりますので、ご回答申し上げます。

【回答】　木下聡子　初等中等教育局教育課程課教育課程企画室専門職

５（２）について、お答え申し上げます。ご指摘にあります通り、ＩＣＴ教育の推進を名目に多様な学習の形態が失われることはあってはならないと考えております。ＩＣＴをうまく活用しながら、例えば補充的な学習であったりとか発展的な学習を取り入れる工夫がより実施しやすい環境になっていると考えております。こうした学習指導要領の着実な実施を通じて、引き続き学校活動の充実を図ることが重要だと考えております。以上です。

【回答】　佐々木 葵　初等中等教育局教科書課課長補佐

（３）について、お答えいたします。デジタル教科書については、今回の資料にも書かれていらっしゃる通り、まさに紙とデジタルとのそれぞれの良さがあると私共としても思っております。去年の中教審の報告においても、紙とデジタルと両方あることが、子どもの学びの充実に大事だというところも出ており

まして、当面の間は紙の教科書と併用というところの方向性もしっかりと打ち出しているところでございました。以上です。

質疑応答

Q（外山）　神奈川から来た外山です。一番に関しては、個人情報保護法に沿ったものを解説しただけの話で、全部こちらの質問に対して答えていただけない形になっているんですけど、それはとっても不親切だと思っています。とても心配な状況、個人情報保護は大切といいながら、全然答えないということ自体が、問題だと考えますが、個別最適な学びというのは、ずっと文科省言っていて、それをやるなら、プロファイリングをせざるを得ないと思っていて、それに対して要するに機械で生徒を評価することはどうなんだと言うことに対して、全然お答えになっていない、それに対してもし拒否する子どもが居たらどうするんだという対応措置も全然言っていない、それに対してきちんと答えてもらいたい。

それから、情報の保持期間それについてデジタル庁のロードマップは、ほとんど一生のデータを保存しておくという書き方してますけど、文科省の方は一定期間、東京都はこの間6月30日のあれだと５年というふうに言ってますよね。そうするとそこで期限が違っているわけですよ。文科省とデジタル庁は、それぞれ別個に生徒のデータを扱うのかどうか、そこをお答え願いたいと思います。

Q（志水）　３と４、全国学力テストについてお聞きします。まず、確かに参加形態は、現在は市町村教委が、参加協力の意向を示した上で実施しています。回答の中に、調査日当日に行わない学校、調査そのものに参加しない学校、があると言われたので、まず質問の１点目です。2023年度は、参加しない学校は何校あったのか、またそれはＨＰ等で確認できるのか。

そして、４番に関して、なかなかこれ難しいんですけど、インクルーシブ教育において、配慮することが実質的には排除になるということは得てしてありがちなことなんです。そこでお聞きします。禁止はしていない、当然禁止したらとんでもないことになると思うんですよね、で、行政調査として行われているわけですよね。子どもたちの学力を確認する。では、知的障害のある子たちの学力は無いと思われているのか、それとも、あるのならどういう形で行政調査として実施されているか、ということを改めてお聞きします。以上です。

Q（井前）　１（６）の国連子ども権利委員会の一般的意見に関する質問に対する回答なんですけど、こども家庭庁の管轄で連携して今後進めていくとありますけども、何を進めるのかの回答がなかった。こども家庭庁において独立した監視機関ということが具体的に一般的意見として確認されているけど、これについて進めるのか進めないのか、こども家庭庁はこれについてどういう見解を持っているのか、文科省としてはどうなのか、ということをお聞きしたいと思って質問してるけども回答がありませんでした。

２番の（１）ですが、将来の学校像及び教職員の役割について、大きく変わりますけど、そこについての認識についてお聞きしたいと言ったんですが、文科省として、これも従来の学校のあり方と大きく変わる状況の中で、たとえば、教員定数の問題とか、非常に働き方の問題等もあって、今問題になってますけど、教員を増やすと言うことについて、今進められているデジタル化の問題とどういう風に整合性を取ろうとしているのか、ということをお聞きしたい。

それからもう一点、２のところで、ネットワークアセスメントについての対応できている自治体は半数と回答されましたけど、半数しか出来ていない状況の中で、ことはどんどん進んで行っている、そもそも遅れてますよね、今のロードマップの計画から言えば、遅れている状況にあると思いますが、ロードマップ通り進めていくとすれば、出来ていない部分がある状況の中で、さらに進めるということになったら、コロナの時もそうでしたけど、大混乱が起こってきます。現に今いっぱい混乱が現場では起こっています。その状態で進めろという見解かどうか、お聞きしたいと思います。

Q（志水）　すみません。１点だけ、さっきの質問に付け加えます。全国学力テストは行政調査として行われているわけですけど、個人情報保護の話がありました。児童生徒なり保護者なりが、今の学力テストのあり方では、子どもの個人情報を保護することに不安があるということで受けない、うちの子どもは受けないということはあり得ることだと思うんですけれど、それで何かペナルティーを受けたりだとか、学校の方から受けてくれと奨められることはないという確認でよろしいでしょうか。以上。

Q（青木）　５（１）（２）（３）、基本的なことでお尋ねしたいんですけど、なんか口を開くとデジタルデジタルと至る所で、文科省も最近言ってるし、何のためのデジタルかっていうこと、どういう風に考えて

いるんですか、まず。

デジタルが教育に進むと欠陥の方が多いと思っているんですよ。たとえば、文字書かなくなりますよ。日本人が連綿と持ってきた文字を書くという伝統、これが代々親から子に受け継がれ、学校にも受け継がれてきた文字を書くという伝統がなくなるわけですよ。文化史的にも非常に大きな転換点であるような気がして、経産省はやるのは分かるけど、文科省はそうじゃないでしょ。あくまでも、文化と（簡潔にお願いします）・・・いや大事な話なんで、どう考えているか聞きたいんですよ。デジタルによって失われていくものがないと考えているのかどうか、その点については検討しているのかどうか、現に聞いたところによるともう生徒はデジタルに飽きているんですよ、ハッキリ言って、もうパソコン見るのに拒否反応起こしている生徒だって居ると聞いているわけですよ。そういったことは把握しているのかどうか、お尋ねしたいんです。まず、何のためのデジタルかという根本問題に答えてもらいたいと思います。

Q（近）　千葉で高校の教員をしてました近と言います。今の話と関係するんですけど、２番の答の中にもＩＣＴ教育と簡単に書いてありますが、今、学校だけではなく、社会全体で、コミュニケーション能力の低下というのは大問題なんですね。ＩＣＴ教育の「Ｃ」の部分て、充実してきているんですか。どう考えているんですか。

今のと関連しますけども、失われていること非常に大きいような気がします。この「Ｃ」の部分ですね、簡単にＩＣＴ教育というようになりましたけど、まだＩＣＴ教育にはほど遠い状況があるんじゃないかと思いますので、その辺これからどうするつもりというのは答えられないかもしれませんが、どう考えているのかちょっとお願いします。

Ａ（兒島）　最初ですね、１．外山様からのご質問だったと思います。時間もないところだと思うので、簡潔にお答えさせていただきたいと思います。

プロファイリングについては、今回の留意事項というところは個人情報保護法の解説を主にしたものでして、個人情報保護法で現時点でプロファイリングについて具体の規定はないとは理解しているんですが、ただＧＤＰＲなどにおいてそういったことが規定されているというところは理解をしておりまして、ＧＤＰＲなどで示されるような論点というのはある意味世界的な潮流であるとして我々も理解しておりまして勉強しておりますので、今後留意事項をこの後どうしていくかという議論を進める際に論点として必ず留意していくポイントだと理解しております。

保存期間についてですが、教育データの利活用ロードマップで一生涯と書いてあるのですね。個人が個人として一生涯持つと規定しておりまして、留意事項での保存期間が一定の期間ていうところは、学校や教育委員会や行政機関として個人情報を保持するというところを規定しているので、持つ場所が異なるとご理解いただければと思います。東京都に関して５年というのも多分、東京都で持つのが５年で、その後もしかして個人に返せば個人は一生涯持っていくことができる自分のデータは自分でコントロールして生涯持っていきましょうというのがデジタル庁の考えで、我々としては、じゃあ学校や教育委員会としてはどれくらい持ちますか、というところを規定していることをご理解いただければと考えております。

（どこで保存してある）

個人はですね、パーソナルデータストアという概念がございまして、こちら総務省において主に議論を進めているんですが、そういったところに将来データのお財布みたいなものを個人が持って、将来自分のデータを一生涯持って行くことができないか、というのがデジタル庁のロードマップの言っていることですね。まだ何か決まっているわけではなくて、ロードマップではそういうことができないかとデジタル庁が考えているところなので、一生涯というのはそうご理解いただければ。

（総務省の管理下ですね）

はい、いま総務省で議論を進めております。

Ａ（吉木）　続いて、３番、志水様からいただいたご質問ですけれども、調査当日に参加しない学校が何校程度あったのか、というところですが、そもそも全国学テは、さきほど申し上げたように、参加意向調査を経て実施するものなので、そもそもその参加する学校数自体が例年おおよそ９５％程度です。その残りの参加しない自治体に対して、なんで参加しないのかとかっていったことは聞いていないので、細かい理由はそれぞれ設置者のご判断だと思うんですけど、その上で、参加はするんだけれども、調査日当日、今年で言えば４月１８日に参加しないと言った学校は、100校程度ですね。それは例えば、遠足ですとか、集団宿泊的行事がかぶったですとか、それ以外の学校行事がかぶってしまっただとか、あとコロナウィルス・インフルエンザなどそういった感染症関連ですとか或いは何か体調崩されるとか、そういった様々な理由で調査当日に参加しないとされている学校もあるところです。

これらについては、報道発表もしておりますので

当時報道もなされたかなというふうに思っております。それは学校数ベースで見ているので、われわれ調査実施の時に参加意向調査をする時はそれぞれの学校さんが何人参加しますかっていうことを聞いていて、全員が参加することを前提とまでしているものではないので、５％参加しないとしている学校のほか９５％の中にも学校としては参加するんだけど、児童生徒としては参加しないというような場合ももちろんあります。ただそれらは意向調査によって取っているものなので、われわれがそこに理由とか深掘りしているものではないです。それぞれのご判断で。

もちろん悉皆調査ですし、調査の趣旨に鑑みれば、国としては参加していただきたいなと思っているのは事実です。ただ一方で、強制できるものではないというか、あくまで地教行法に基づいて、教育委員会の職務権限として実施しているものなので、われわれが参加しないことに対して責めたりだとか、理由を深掘ったりだとかそういったことはしておりません。

（不利な扱いはないですよね）

そうですね。そもそも公表していないので、どの学校が参加していないとか、われわれもどの児童生徒が参加していないとか、全く把握していないので、それによって不利な扱いを受けるということはございません。

（「受けない」と言った場合に、教員は強制できませんよね）

そこは設置者の判断ですので、設置者毎にお考えいただいていると思うんですけど、われわれとしてはあくまで強制的にやらせるものではない、というふうに認識しています。今年度はございませんけど、たとえそういう自治体があったとしても、こちらから責めに帰すようなことはないというところですね。

それから、知的障害を持たれている方というところで、こちらについてもそのわれわれそれぞれの障害種ごとに受けている人数を把握しているわけではないので、そもそも知的障害の方であっても、われわれが知らないうちに受験されていることはあるんですね。なのでわれわれも、その知的障害を持たれている方に学力がないと全く考えてなくて、それぞれのご判断で、受験されたいと思われる方は受けていただいているというところです。

それから個人情報保護の観点なんですけど、われわれは受験される方氏名とか収集してなくて、われわれ自身が、個人の情報と調査の結果というのは、紐付けることは出来ない仕組みにしてるんですね。そこは学校まで届かないと学校にしか判断できない仕組みにしておりますので、そもそも個人情報保護法の適用外なんです。われわれとしては個人情報は一切持っていない。それは業者も同じことで、業者も受けている児童生徒個人の名前は把握していないので、そのＩＤというか全く何とも紐付いていない番号として把握をしているのみで、特段個人情報というものは、業者われわれ含め持っていないというところです。

Ｑ（志水）　ＣＢＴ方式になって、MEXCBT になった以上、多くの子ども・保護者達は自分たちの情報が民間に流れていくのでないかというこは非常に不安に思われてます。

Ａ（井上）　さきほど井前様からご質問いただきました１（６）独立した監視機関の件でお答えさせていただきます。先ほど申し上げたとおりでございまして、こども家庭庁のところの所掌業務の中に子どもの権利の擁護、と言うことが入っておりまして、文科省として協力してしっかりやっていくと。その上でこの家庭庁設置法上に第三者機関として子ども家庭審議会という外部有識者で構成される審議会が設置されておりまして、そちらの所掌事務の中で子どもの権利擁護に関するもの含めて広く子ども施策でございますけど、そちらの重要事項について自発的に議論して、最終的に文科大臣も含めて関係大臣の方に、不足があれば少ししっかりしろというところで意見を申し伝えるという形で第三者機関の設置もなされているところでございまして、そういった現在の態勢の中でしっかりと子どもの権利擁護を進めていって、引き続きどういった対応が今後必要になってくるのかも含めて、検討していくものかなというふうに思ってございます。

（デジタルは含まないですか）

デジタルの権利も含めて、全体を子ども家庭審議会という第三者機関もございますので、そういった機関とも連携しながら、しっかりやっていく必要があるのかなと考えております。

（先ほど言われたパソナルデータストアと子どもの権利との関係で、民間企業に個人のデータが渡される時に、例えば就活の場合とかパソナルデータストアを介して企業から新たなデータを下さいと入社に際して言われた時に抵抗できないと思いますよ。そこらあたりの人権の問題について規制を掛ける必要があると思いますけど、具体的に問題にされてますか）

Ａ（兒島）　ご指摘のテーマは、本当に色んな方からご懸念いただいてまして、ＰＤＳの議論は総務省ですすめているとは言いつつ、基本的に、ちょっと私も

文科省として検討しているわけでないので、あんまり言うといかんかな、総務省としては自分のものとして検討しているので、自分の意志がないところで勝手にその情報が取られていくみたいなことは基本的にないという前提ですすめていると考えておりますし、そもそもＰＤＳそのものが今あるものではなくて、そういったものがあり得るとしたらどういった形があり得るのか、ていうのを検討している段階なので、そういった観点も含めて検討していると考えています。

（強制に渡ることは十分に考えられるので・・・）

強制にはわたらないという形で考えていくんだと思います。

Q（永井）　申し訳ないが、時間がありませんので、次のコーナーに行きたいと思います。

A（佐々木）　5．デジタルの話を答えてもよろしいですか。一応デジタルにとってか、何を目的としてデジタルを導入しているのか、というとこなんですが、去年教科書の関係で、紙とデジタルかなり議論になっておりまして、そこの中で、ちょっと教科書課の佐々木からお答えさせていただきます。

何のためにデジタルを導入するのかっていうところは、今日この資料にも書かれている、主体的対話的で深い学びの実現、要は児童生徒の学びの充実のためにデジタルを導入しましょうっていうお話しなんですね。当然全部デジタルに切り替えていいのかっていうのが、教科書の議論の中でも出て来ていました。

その中では、いやいや紙の教科書の良さっていうのもあるでしょうと、一覧性だとか、これまでの教育がずっと紙でされてきたっていうところもあるので、デジタルがあることの良さもありますのね、例えばそこで書き込みが簡単に書いたり消したりすることができて、今まで書くことに困難を抱えていた子どもたちが、デジタルが入ったことで、自分の意見を言えるようになった、そんなケースも出て来ているところです。そういった中で、一方で紙の方が学びやすいってお子さんもいると、そういった中で、紙とデジタルを両方やることが子どもの学びにとって充実であるとなっているところでございました。

Q（永井）　じゃ、時間もオーバーしているので、このへんで良いでしょうか。

Ⅲ. 教育政策一般に関わる質問＜B＞

【文科省回答者】○井上翔太　総合教育政策局　政策課　企画調整係長
○田端紳　総合教育政策局　教育人材政策課　企画係長
○高井　修　総合教育政策局　教育人材政策課　教員免許・研修企画室教員研修推進専門官
○清水しほの　総合教育政策局　地域学習推進課　法規係長
○桜井梨那　総合教育政策局　男女共同参画共生社会学習・安全課　男女共同参画学習室男女共同参画企画係長
○濱田真旗　総合教育政策局　男女共同参画共生社会学習・安全課　共生社会学習企画係
○栗林啓介　総合教育政策局　男女共同参画共生社会学習・安全課　共生社会学習企画係
○窪田　徹　初等中等教育局　財務課　企画調査係長　（代理：菊池）
○井川恭輔　初等中等教育局　財務課　校務調整係長
○岩村成興　初等中等教育局　児童生徒課　生徒指導室生徒指導調査官
○玉川雄大　初等中等教育局　特別支援教育課　企画調査係長高等教育局学生支援課厚生係長

1.「入管法改正」によって、難民として保護すべき対象の人々やその子どもたちが、命の危険が待っている国に強制送還させられる可能性が出てくることについて

【回答】井上翔太　総合教育政策局政策課企画調整係長

それではお時間もないということでございますので、1．について手短にお答えさせていただきます。井上です。まず１番のところでございます。入管法改正でご質問をいただいているかなと認識をしております。その上で、入管法の改正案につきましては法務省の方で検討されているところにございますので、法律の中味のところで文科省がなかなか言うことは難しいかなというところでございますけど、その上で、

日本に在住しておられる外国人のお子さんの皆さんにつきましては、基本的に日本人の児童生徒と同様に無償で教育を受けいれまして、日本人と同一の教育を受ける機会をまず確保しているというところで、日本政府としては外国人の児童生徒の皆さんへの取り組みとしてすすめているところでございます。以上になります。

2.「こども家庭教育庁」と文部科学省の組織的関係と文科省の基本的構えについて

【回答】井上翔太　総合教育政策局政策課企画調整係長

２①②、引き続き井上と申します。こども家庭庁と文部科学省との連携というところで、いくつかご質問いただいておりますが、まず私の方からこども家庭庁と文部科学省の関係について全般的なところになりますけれどもそちらについてお答えを差し上げたいと思っております。

まず文部科学省としましても、政府全体として子どもの権利擁護に取り組んでいくということは非常に大事かなというふうに思っておりまして、そのことが明確に所掌上としてしっかり明記されたこども家庭庁が設置されたということは非常に大きいことかなと考えております。その上で、こども家庭庁の所掌事務というところであげていただいているこども家庭庁設置法の１４条第１項の16号から18号まで、規定されているところでございますけど､そういったものを踏まえながらしっかりこども家庭庁と連携しながら、いじめ問題をはじめ取り組んでいきたいというふうに思っております。その上で、こども家庭庁を所管しております内閣府の特命担当大臣は文部科学省の所掌に属する政策についても、勧告をする権利を有しているというところになっておりますので、16号から18号まで、そういった形で文科省の施策についても、一定勧告をいただけるような関係性になっているかなというふうに理解をしております。

【回答】　井川恭輔　初等中等教育局財務課校務調整係長

２③。いじめと虐待を担当していますので、その観点でご説明いたします。まず、こども家庭庁が出来たことに伴いまして、今までいじめの重大事態については、それぞれの自治体の方に提出していたところだったんですけれども、今年の4月以降、各地方自治体の長に報告していたいじめの重大事態、生命・身心・財産とかいじめによって不登校になった事案とか、そういったことを国の方にも報告を求めて、文科省とこども家庭庁の方でその情報を共有して、分析・対策の取り組みを進めていこうと思っております。

虐待についても、今まで厚労省にあった虐待の担当課がこども家庭庁に行きましたので、当然学校は虐待を発見しやすい場でもあるということでございますので、引き続き学校で虐待に関するものを見つけた場合には速やかに児童相談所に通告する、これはもう従来からも求めているところですけれど、引き続きやっていきたいと思っております。以上です。

【回答】　桜井梨那　総合教育政策局男女共同参画共生社会学習･安全課男女共同参画学習室男女共同参画企画係長

２④の性犯罪性暴力対策の観点でお答えさせていただきます｡子どもを性犯罪から守るというところで、関係省庁、子ども庁さんはじめとして連携して取り組んでいるところです。今年３月には政府全体で、性犯罪性暴力対策のさらなる強化の方針というのをまとめまして、これに基づいて取り組みを進めているところになります。

【回答】　清水しほの　総合教育政策局地域学習推進課法規係長（代打:藤野）

清水が、体調不良で代打で藤野の方が来させていただいています。

続いて２④の居場所のところについて、答えさせていただきます。まず居場所に関してですけれども、まずこども家庭庁さんの方で居場所の指標の方を今検討を行っているところと承知して居るところです。その会議の中でまさに民間の支援団体さんを含めヒアリングを行っているところでございまして、文科省としてもそのヒアリングの方に協力させていただいているところです。今後その指標の方が作成されていくにつれて、こども家庭庁さんとも含めていろいろどう協力していくかというところも含めて今後検討していこうかな、というふうに思っています。

3. 内閣府の「子どもの貧困に関する全国調査」の結果について

【回答】　濱田真旗　総合教育政策局男女共同参画共生社会学習･安全課共生社会学習企画係

３．子どもの貧困の観点から答えさせていただきます｡わが国の子どもの貧困率は、平成30年時点で13.5%となっております。家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもたちが安心して育ち学べる環境整備を行うことは、文部科学省としても大変重要であるというふうに考えておまります。このため文科省としましては、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担の軽減、貧困による教育格差

の解消のための教員定数の加配措置やスクールワーカーの配置充実等の学校をプラットフォームとした子どもの貧困、また小中高校生への学習支援の充実や高校中退者に対する学習相談、学習支援の促進等の地域の教育資源を活用した子どもの貧困対策、などに取り組んでおり、子どもの貧困対策に関する取り組みのさらなる充実のために必要な経費を計上しております。文部科学省としてはすべての子どもたちが、それぞれの夢にチャレンジできる社会の実現に向けて、関係省庁とも緊密に連携して全力で取り組んでまいります。以上です。

4. 国連による日本政府への「特別支援教育」中止の勧告を受けて

【回答】　岩村成興　初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導調査官

４（１）の国連の勧告について、①から⑧にかけて、まず①をお答えいたします。

①で、定義のところですけど、インクルーシブ教育システムとは、障がい者権利条約に規定された教育についての障がい者の権利を、差別なくかつ機会の均等を基礎として実現するために行われる障がい者を抱擁する教育制度であること、また潜在能力についての意識を十分に発達させることや、多様性の尊重の強化などが目的であると認識しているところでございます。

続いて②ですけれど、インクルーシブ教育システムの実現に向けて文科省としましては、障害のある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と同時に一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を両輪で進めることが重要と考えております。

③ですけれど、特別支援学校や支援学級に在籍する子どもが増えている中、現在多様な学びの場において行われている特別支援教育を中止することは考えておりませんが、引き続き勧告の趣旨を踏まえ、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みを進めて参りたいと考えております。

④ですけれど、障害のある子どもの就学先につきましては、既に障害のある子どもの障害の状態のみに着目した検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズですとか、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して個別に判断・決定する仕組みになっているところでございます。

⑤2022年4月27日の通知ですけど、こちらは特別支援学級で半分以上学ぶ必要がない児童生徒については、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに特別支援学級在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子どもに限るといったことをお示ししているもので、むしろインクルーシブ教育システムを促進するための通知でございまして、通知の撤回等は考えていないところでございます。

⑥につきましては、改正障がい者差別解消法が来年の４月から施行されることになっておりますけど、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が、これにより義務となりますので、この趣旨の周知徹底に努めて参りたいと考えております。

⑦につきましては、国立特別支援綜合研究所において、学びラボというインターネットによる講義配信がございまして、こちらを通じてインクルーシブ教育システムに関する研修を実施しているところでございまして、この研修について引き続き周知をしていきたいと考えております。

⑧ですけれど、令和3年に改訂した「障害のある子どもの教育支援の手引き」において聴覚障害をはじめとする各障がい者ごとの対応についてお示ししているところでございまして、各教育委員会にこの内容通知しているほか、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費について措置をしているところでございまして、現在拡充を図っているところでございます。

【回答】　玉川雄大　初等中等教育局特別支援教育課企画調査係長高等教育局学生支援課厚生係長

続いて４（１）⑨、私がお答えします。障害者基本法に基づきまして、政府において策定している「障がい者基本計画」におきまして、大学の入試であったりだとか、学習過程における合理的配慮の実施などを含めまして、高等教育における障害のある学生の支援の推進について定めておるところでございます。引き続き、総括所見の趣旨も踏まえつつ、基本計画等に基づいて、障害のある学生の支援を適切に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【回答】　岩村成興　初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導調査官

続いて４（２）（３）のところですけど、現在障害のある児童生徒については一人一人の教育的ニーズに応じ、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、適切な指導や必要な支援を受けながら学んでいるという実態がございます。こうした現状から、特別支援学校・特別支援学級をなくすことですとか、通知の撤回等は考えておりませんが、国連の勧告の趣旨も踏まえて、引き続きインクルーシブ教育システムの推進に勤めて参りたいと考

えております。

続きまして4（4）ですけど、「427通知」ですけど、こちらは先ほども申し上げた内容ですけど、特別支援学級で半分以上学ぶ必要のない児童生徒については、通常の学級に在籍を変更することを促すということとともに、特別支援学級在籍者の範囲を、特別支援学級での授業が半分以上必要な子どもに限ることを目的としたような通知になっておりまして、インクルーシブ教育システムの推進を図ったものでございます。また実施した実態調査におきまして、特別支援学級に在籍する児童生徒が大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障がいの状態や特性、心身の発達の段階に応じた指導を十分に受けられていない事例があることを把握しております。こうした実態も踏まえまして、文部科学省がこれまで既に示してきた内容をより明確化した上で、改めて周知することを主な目的として通知を発出したところでございまして、大阪府においても、通知の内容を踏まえた取り組みを進めていただきたいと考えております。以上でございます。

5.教員不足と教員の働き方改革について

【回答】　田端紳　総合教育政策局教育人材政策課企画係長

5（1）の教員不足と教員の働き方改革につきまして、田端がお答えさせていただきます。

ここに記載していただいておりますが、文部科学省が昨年公表しました「教員不足に関する実態調査」では、令和3年度年度当初時点で、2500人以上の教師不足が発生していたこと、その後昨年度今年度につきましては、網羅的な調査という形では実施していないものの、全都道府県・政令市に対して行ったヒアリングやアンケートでは、多くの自治体で、依然として厳しいという報告があったこと、複数の民間調査でもこういった厳しいという報告があったことは承知しています。このことについては文部科学省でも危機感を持って受けとめているところでございます。

教員不足の根本的な原因についてでございますが、「教師不足に関する実態調査」や各自治体のアンケート等でも、近年教員の大量退職・大量採用により若年層の教師が増加して、産休・育休取得者が増加したこと、また特別支援学級が見込み以上に増加したことなどにより、臨時的任用教員の需要と見込み以上に増加した一方で、元々臨時的任用教員として勤務していた方の正規教員としての採用も進んでおり、そういった講師の方のなり手が不足しているという構造的な問題が発生しているということが主な原因であると認識しております。このような構造的な問題があることもあり、現下の教師不足の責任を特定の主体に帰着することはできないと考えているものの、国・教育委員会・大学等がそれぞれ危機感を持って教師の確保に対応していく必要があると考えております。以上。

【回答】窪田　徹　初等中等教育局財務課企画調査係長（代打：菊池）

5（2）について。窪田で登録させていただいていたのですが、菊池が代わりに回答させていただきます。

「教員勤務実態調査」の速報値の結果からは、平成28年度に実施した前回調査と比較してすべての職種で平日・土日とも在校等時間が減少していること、業務内容別では、成績処理や学年学級経営・学校行事・部活動などの様々な業務で減少が見られること、働き方改革の取り組みに一定の進捗が見られることなど、明らかになったものと考えております。

一方で依然として長時間勤務の教師も多く、引き続き取り組みを加速させていく必要があると認識しており、現在も中央教育審議会における検討をしているところです。教育の質の向上に向けて、働き方改革・処遇の改善・学校の指導運営体制の充実を一体的に進めていきたいと考えております。

【回答】　栗林啓介　総合教育政策局男女共同参画共生社会学習･安全課共生社会学習企画係

続いて5（3）についてお答えさせていただきます。今、菊池の方からも少し言及がありましたとおり、今年の5月文部科学大臣から中央教育審議会に対し、さらなる学校における働き方改革のあり方・教師の処遇改善のあり方及び学校の指導運営体制の充実のあり方、これらについて諮問が行われ、先月より中央教育審議会において具体の議論が始まったところでございます。こちら5（3）にお示しいただいている教職調整額のあり方も含めた給特法の位置づけ等についても、今後中央教育審議会においてご議論いただくものというふうに考えているところでございます。以上です。

6. 教員研修制度について

【回答】　髙井　修　総合教育政策局教育人材政策課教員免許･研修企画室教員研修推進専門官

６の教員研修制度について、まず（１）（２）が個人情報の関係ですね。

６（１）の研修履歴の記録につきましては、その対象となる教員教師にかかる個人情報に該当するものであり、その履歴閲覧につきましても、本人同意なども規定する「個人情報の保護に関する法律」ですとか、条例・規定・規則等に基づき、適切に取り扱う必要があると認識しております。この点でございますが、デジタル社会の形成を図るための法律、関係法律の整備にかかる法律によって個人情報保護法の改正が行われております。こちらによって令和5年の4月1日以降も、この法律の規定が地方公共団体の機関にも直接適用されるようになっております。

６（２）でございますが、研修履歴の記録につきましては、教育公務員特例法第22条の5の第３項の規定に基づきまして、任命権者から指導助言者である教育委員会に適用されます。なお、先ほどお伝えしましたように、研修履歴の閲覧につきましては、個人情報の保護に関する法律などに基づきまして適切に取り扱う必要があるというふうに認識しております。

６（３）でございます。研修履歴を活用した対話の話でございますが、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の前提となる新たな教師の学びの姿として求められているもの、これは中教審などでも指摘されているように、一人一人の教師が自らの専門職性を高めていく営みであるというふうに、先生一人一人が自覚をしながら、誇りを持って、主体的に研修に打ち込むことというのが、新たな教師の学びの姿でございます。また、その鍵となりますのが、教師の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた主体的対話的で深い学びの実現ということですが、これについては、児童生徒の学びのロールモデルに先生の学び自体が繋がるというものでございます。こう言った意味で、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の意義というのは、研修の管理を強化するものではないというふうに認識しております。管理を強化するものではなくて、あくまでもその教師と学校の管理職とが、この研修履歴を活用しながら、対話を繰り返す中で、先生達一人一人が自らの研修ニーズですとか、自分の強味弱味、今後伸ばすべき部分や、学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要に応じて主体的に研修を受けていくというところになります。なので、研修履歴を記録管理すること自体を目的化しないということを、われわれも普段から申しておりますが、目的化しない意義というのを十分に持って指標や計画を元に、適切な自分の状況を踏まえた上で研修を受けていくその手段としてこの研修履歴を活用していただくことが重要だというふうに認識しているところでございます。

最後、６（４）研修と多忙の話でございますが、さきほどもお伝えしましたとおり、この研修履歴を活用して対話に基づく受講奨励をするという意義は、先生達一人一人が自分の研修ニーズとか強味弱味を把握して今後どう伸ばしていくかということを、主体的に考えていくと言うところにあります。研修履歴を記録管理すること自体が目的化してはならないということは、われわれも普段言っていることは先ほどもお伝えしたとおりです。そういった観点からも、研修のリポートなどを教師個人から報告を求めるというものは真に必要なものに厳選をして、できる限り教師個人の負担にならないような効果的な記録の方法を計るようにと言うことを、普段からわれわれも自治体さんとお話しさせていただいていることで、そういったことが重要だというふうに認識しております。研修については以上です。

質疑応答

Q（青木）　文科省から回答もらいましたが、まだ不十分な点もあろうかと思いますので、ここで若干質疑応答をしたいと思います。ちょっと手を挙げていただけますか。私も含めて5人と言うことで。

Q（小野）　名古屋から来た小野と申します。35年小学校の現場におりました。１・２・３まとめてお答えいただいたので、それについて質問したいと思います。

改正入管法が出来ましたけど、井上さんは、法律の中味はここでは回答できないけれども、基本的には無償教育の保障とか日本人と同じとか仰ったんですが、それだけなんですね、実は去年の末時点で4333人が帰国が出来ない人たち、その内の18歳未満が201人、７歳から12歳が79人、13歳から15歳が40人、書きましたけど。そしてほとんどの子どもたちは、仮放免の状態です。仮放免になるとご存知だと思いますが、ご存知出ない方もおられる他の役職で、あのバイトできません、それから例えば東京に出てくるのに埼玉や千葉にいる人たちは一時届を出さないと部活でも何でもできないんですね。結局子どもた

ちは、一応学校に行けば教育を受けることは出来ます。日本人と同じように、しかしながら、実際には部活とかに参加できない子も結構居るんですね。たぶん調べてないと思うんですが、数は、実際一杯いると言うことで私たち子どもたちに聞いています。子どもの権利条約は、今日ずっと問題になってますけれども、子どもの最善の利益を考慮するというのが第３条にありますし、子どもがその父母の意思に反して父母から分離されないことを確保する、９条にも書かれていますが、実際には親から引き離す、私も学校現場にいる時に、退職しましたけれども、子どもが入管の職員によって家の周りを囲まれて、私に連絡がありまして、飛んでいきました。学校からとんでいったんですけど、朝早くでした。早く学校にいってて、実はそうやって強制送還するという、子どもの居るところで、子どもの目の前で捕まえようとしたから、それは止めてくれということで、一緒に行くからって確実に保証するからということで、入管まで一緒に行って、最終的にはその子どもはフィリピンに、パキスタン人のお父さんとフィリピン人のお母さんだったんですけれど、帰されてしまいました。教育の権利がやっぱり奪われてしまった。本当は残したかった。真面目な労働者だったんですね。そこの社長もそういうふうにずっと言ってましたけど。

そういったことが、さっき言った子どもたちに起こりうるわけですよ。それは法務省の管轄ですから、という問題じゃ私はないと思うんですね。教育に関するものを司る文科省が、そのこと事実を知らなきゃいかんし、そういうことをなくすためにはどうするかということは、法務省に対して働きかけなきゃいけないというのが文科省の役割だろうと思うんですね。そういうことをぜひやっていただきたい。しかしさっきの話だと、色々な事情があってと言うことで、それはよく分かります、そうなんです。ところが、そうじゃない事態が起きうると言いましょうか、で何とか検討するとか言ってるんですが、斉藤法務大臣も、実際は何もまだ進んでいません。そのために文科省が是非法務省に働きかけを行っていただきたいと思います。それについていかがでしょうか。まず

Q（青木）　この問題関連した質問はないですよね。

Q（小野）　ついでに言っておきます。入管法以外のやつで言うと、２つめの部活でちょっと、さっきから何人かお答えいただいていますが、実際には、こども家庭庁が出来て動き出しているわけですが、文科省が本来やらなきゃいけないことをこども家庭庁が所管すると言う形になっている部分があったり、連係プレーを行うという風にさっきおっしゃいましたけれども、実際には４月から今は７月の末なんですけど、実態がどうなっているかというと非常に弱い、例えば自殺の問題、今回質問に入れませんでしたが、相当多くの子どもの自殺者が出ている、教員の自殺者も出ている、それが例えば子どもの自殺のことをこんだけ増えてて東京都もこんだけ増えているのにこども家庭庁がというかもしれませんが、（青木：簡潔にお願いします）そのあたりのことをこども家庭庁に対してきちんと、ＮＰＯなんかのヒアリングもやってますけど、もうちょっと積極的にそれをやっていただきたいな、そのあたりをどう思うか。

最後、３、貧困の問題ですが、さっきも言われましたが、貧困率相当上がっておりまして、相対的貧困率、子どもはどんどん若干あれですが、子どもの貧困率は11.5%ですが、一人親世帯、皆さんの中にはおられないかもしれないけど、その子どもたち44.5%が貧困の状態でいるわけですね。学校には通えているけど、色んな部活のあれがお金がなくて部活には入れないとか、そういうこと含めて、私もそういうことはずっと見てきましたけど、（青木：簡潔にお願いします）　もう一つ、子ども食堂が7000個ぐらいで、私も一杯関わってますが、愛知県内で、実際にはそこに通っていること子どもの貧困世帯のうちの３％ぐらいしかないんです。総務省の調査でご存知の方もおられると思うんですが、子ども食堂があればいいという問題でもないんで、そのあたりのことを、もうちょっとどういうふうに考えておられるか、具体的な支援を或いは住宅の支援やその様々な個別的な実際使うものの支援をやっていかなきゃいけないと思うんですが、非常に子どもへの支援が弱いと思うんですが、いかがでしょうか。

Q（青木）　じゃあ関連する質問、簡潔にお願いします

Q（垣内）　国連経済社会理事会特別協議資格を持ちます言論表現の自由を守る会ＮＧＯの事務局長垣内と申します。３点質問させていただきますので、挙手で答えていただけますか、時間短縮で、

今年１月31日に人権理事会におきまして、第４回ＵＰＲ日本政府審査というものが行われました。その中で、子どもの権利条約の個人通報制度、これ選択議定書という別名もありますが、それについて勧告が出ておりますけれど、このことについて、ご存知の方は挙手をお願いします。

（無反応）

（青木：質問だけにして下さい。）

ＵＰＲ審査が行われたこと、いけない、端的にこれだけでいいの、

（０だよ）

あ、ゼロね。そして2012年第2回日本政府審査の時、私サイドイベント最初に１回目を行いまして、その前の予備審査で、子どもたち1000人1年間に自殺をしているんだと、でこの根本には貧困問題があります。だから社会権規約13条2の b,c 項留保を直ちに撤回するよう日本政府に勧告して下さいと予備審査で提案しましたら、日本に帰ったら政府が閣議決定してるんです。そのことについて、皆さんご存知ですよね。ご存知でしょうか。

（反応なし）

そうですのね。そして子どもの権利条約の第１条、今小野さんの質問、そして様々子どもの権利条約について質問がありますけど、その第１条の意味を正しくご理解されているのかとても心配なんですね。認識してやっていらっしゃらないということは、もうこの間の回答で分かってますけれども、申し上げます。すべての子どもたちとする第１条の子どもの権利条約の対象ですね、児童ではなく子どもです。18歳以下のすべてのものとする、この意味です。

それは国籍を問わないです。外国人の労働者、そして入管に入っているご家庭のお子さんとか、すべての日本に居る18歳以下、そして先日この間も犯罪を犯してらっしゃる若者もいるわけですね、子どもたちも。だから、この18歳以下の子どもの権利条約の対象そのことについてきちんと、質問の仕方が悪いと言うことなので、一応もし答えていただけるようでしたら、すべての者とするという、そういうふうに理解して教育行政をやっておりますという風にお答えいただける方、もしいらしたら挙手をお願いします。と申しますのは、先ほど回答いただいた方が全く人権理事会についてご理解がなかったの。人権委員会というご認識で、今もう2005年国家の安全保障じゃない人間の安全保障として（青木：質問だけをして下さい。）そういうことで、人権理事会でＵＰＲ勧告が出ていると言うことを踏まえて質問しました。ありがとう。

Q（青木）　多岐にわたりましたけど、文科省の方、適当に順を追って。

A（井上）　私からお答えを差し上げたいという風に思います。１つめのことです。ご質問をいただきつつ、いろいろなことも教えていただいて、大変勉強になるところがございました。私も状況なかなかつぶさに把握出来ていないところもございますので、質問状の中にも、色々と苦しい状況があるということも入れていただいて、非常にそういったところは勉強になったというところで、この場でいただいたことも踏まえて、しっかりやっていきたいなと思っているところでございますけど、

その上で、子どもの権利というところでございますけど、子ども基本法であったりとか、今般日本国内でも成立いたしました、その上でこども家庭庁設置法上でも、子どもの権利擁護というところが明確に所掌事務としても明記されたというところになってございますので、しっかりと子どもの擁護に取り組んでいくという文科省もしっかりやっていかないといけないころかなというふうに思っております。その上で、外国人のお子さんだけではなくて、ある程度大人の方も含めてというところでございますけれども、そういったかたたちがしっかりと日本の中で生活できるようにというところで、法務省ともしっかり連携していきながら、法務省の制度もございますので、どこまでできるのかというところで、協力しながらやっていく必要があるのかな、と思ってございます。以上でございます。

A（井川）　続いて、自殺についてご質問がございました。自殺について、まさに令和4年2022年に過去最多になっているところでございまして、こども家庭庁との連携というところなんですけど、まさにこども家庭庁が司令塔になって、文科省それから厚生労働省それから警察庁などと連携して今年の6月2日に、政府として自殺対策、「子ども自殺予防対策プラン」を出しております。その中で、自殺の要因ってかなり複雑で多岐にわたっているので、その要因の分析ですとか、あとはまさに児童生徒の悩みとか苦しみとか困難さが色んな形になって現れていると思うので、子どもの心の状態というか、危機に陥っていることを早期に発見して対応できるような対策について取り組むというプランになってございますので、文科省としてもやっていきたいと思っております。以上です。

A（濱田）　３、貧困のことについてお答えさせていただきます。まず一人親のことについて、ご指摘がございましたが、おっしゃるように、やはり一人親の家庭の子どもは、貧困率が非常に高いですので、そこはご指摘のように、支援がより一層必要になっているというふうに認識しております。

このため文科省としては３点大きな取り組みがございまして、教育負担の軽減が１点、もう１点はスクールソーシャルワーカーの配置充実であったりといった学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策で、もう一つは、地域や家庭との連携といった地域の教育資源を活用した子どもの貧困対策など、様々なパッケージとして貧困対策に取り組んでいるところでございます。

続いて、子ども食堂の件でございますが、子ども食堂の事業自体はこども家庭庁が主体として行って

いるものではございますが、やっぱり文科省としても、学校で関連は強いものでございますので、連携は密にとらせていただいて、より協力して進めていきたいと思っております。以上でございます。

Q（青木）　国際人権との関係でこの問題で答がないんですが、・・じゃこれでいいんですね。

Q（小野）　ウィシュマさんが、名古屋入管で殺されて死んだんですけど、飢餓状態で、ご存知だと思いますが、裁判所でカットされていないビデオを見ましたが、本当に厳しい状態にあって、皆さんだってあの場面見たら、許せないと思うんですが、妹さん達が頑張っているんですが、今度子どもたちが200何人ですか、今のところは、この子達が強制送還されるようなことになったら、本当に命に関わるんですよね。ぜひそれを分かっていただいて、言葉だけの責任じゃなくて文科省として日本に居る子どもたちですよ。もうちょっと頑張って、法務省にも働きかけるしみなさんもせっかく担当からだけじゃなくて文科省としてぜひやっていただきたい。私もずっとこども育ててやってきましたけれどもやっぱり皆さんが気持ちを込めて、語っていただきたいなと思います。要望です。

Q（東田）　質問書の5（働き方改革）と6（研修制度）について2点に絞って質問させていただきます。

当局の方が、5（2）の中で在校等時間は少し減少したと、けれどもまだ働き方改革が道半ばだと言われた、文科大臣もそういう風に言われてたんですが、在校等時間の減少と言うことの一方で、調査になっていない持ち帰り残業時間、それについては調査されてないんですよね。実際にやはり家に持ち帰って、子どもの育児もして子どもが寝てから残業して教材研究するという実態がある。その実態調査を文科省がなぜされないのかということで、質問は、在校等時間の中に、またそれ以外の項目入れてもいいんですが、持ち帰り残業時間を調査する必要があると思われているのか、必要ないんだったらなぜ必要ないと考えられているのか、簡潔にお答えいただきたい、それ一点。

２点目は、6．教員研修制度の問題です。文科省として、研修ということをどういう定義で考えられているかというのは、私は分からないので質問させてもらいます。フィンランドの教育で、おそらく文科省の方当然ご存知だと思うんだけども、フィンランドの教育が豊かなのは、教員同士が学校で授業の時間だけじゃなくて、お互いに授業が終わった後、生徒からこんな質問があったけど、あんたやったらどういう風に教える？ということを、普段から、それ自身を研修として学校の中の時間で出来ているんですね。忙しい中で、官製研修でどっか遠いところ行って、交通費使ってとか、そういうことじゃなくても、現場で教員同士が語り合う、それと教員養成大学を卒業する人たちが集まったところで、あななたちにとって明日からの先生は誰ですか、というふうに聞いたら、何人かの教員養成大学を卒業する学生達が集まったところで聞いたら、生徒が私にとってのこれからの教師なんですと言われたんですね。だから自分のクラスで自分の教科で教えている時に、分からない生徒がいた時に、その生徒と対話していくことも、当然研修で、それこそが生きた研修だし、実際に教育を作っている一番大事な部分なんです。それが文科省としての研修の定義にそれを含んでいるのか、含まないんだったらなぜ含まないのか、それを簡潔にお答えいただきたい。

Q（青木）　それでは、5．働き方改革と6．教員研修の２点にわたる、お答えお願いします。

A（窪田）　5（2）について、菊池がお答えさせていただきます。教員の一日あたりの持ち帰り時間については、前回調査との比較では、小学校が平日８分増の37分、土日32分減の36分、中学校が平日12分増の32分、土日21分減の49分、となっており、調査においても、しっかり調査しているところです。

一方で給特法に基づく指針においては、業務持ち帰りについては本来行わないことが原則であり、仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、教育委員会及び校長は、その実態把握に努めると共に、持ち帰りの縮減に向けた取り組みを進めることとしております。限られた時間の中で、どの教育活動を優先するかを見定め、それを含めた適切な業務量の設定と分掌の分担を図ることが重要であると考えており、こうした趣旨の周知徹底を図って参ります。

Q（東田）　回答になってないですね。文科省は持ち帰り残業時間はないはずだということだから調査する必要ないと言われたというふうにお答えされたという理解でいいですか。

A（菊池）　前回調査と比較しても、先ほど申し上げましたが、持ち帰りについても調査を行っております。

A（高井）　文部科学省の高井でございます。6．教員研修は、今ご指摘がありましたように、学校から出向くような従来型の研修というのももちろん重要ではあるんですけど、校内において、教員同士が対話をしながら、自分のスキルなどを発見してさらに高めていくなど、自分でどのような研修を受けていくかと言うことを探求していく、こういったものも重要でございまして、これもわれわれとしては校内研修の一環ではないかと考えております。

実際の研修をどのような形で構築していくかということも含めて、こういった研修受講履歴なども見ながら、対話をしていき、また研修がさらに推進されていくということをわれわれとしては願ってます。

Q（青木）　ちょっと確認ですけど、今度の新研修制度は、あくまでも従来の研修と変わらないと、教特法上の研修と変わらないという確認でよろしいですか。命令研修というようなものではないのですよね。

A（高井）　命令研修というか、基本的には自身の自己的な取り組みと言うところは、位置づけとしては変わりませんが、今回の制度改正におきましては、これまで自分がどういったことを研修として学んできたと言うことを抜きに研修を行うのではなくて、そういったこともしっかり記録として作成した上で、それを使いながら対話をしていって下さい、といったことを制度化させていただいたものです。

Q（青木）　管理強化を目指すものではない、と今日答えたと、文科省が、それでよろしいですね。

A（高井）　仰るとおりです。

Q（青木）　現場で管理強化したら、そう言ってないぞと言いますからね。現場で管理強化に使われる可能性が非常に高いのですよ。

A（高井）　自治体が１次的な目的でないことは、普段からわれわれも紹介されていただいております。

Q（青木）　文科省の高井さんが言われたと言うことで、これはあくまでも自主的な研修なんだと言うことで、受け取っておきたいと思うんですが、よろしくお願いします。。

Q（近）　ちょっと地味なんで私。千葉の近ですが、2点だけ簡単に。一つは、一番最初のチームからも答があったんですが、４．国際機関・国連等からの勧告は履行する義務はないと、そういう立て付けだと言うことは立て付けだいとうことはもう毎回おっしゃるんですが、今のところで言えば、インクルーシブ教育についてですけど、無視して良いって話ではないですよね。尊重するくらいのことは言えますよね。その点いかがでしょう。これが一つです。

もう一点は、６．今の研修の話ですが、研修っていうのは研究と修養でいいんですよね。とすると、修養なんてものをどう報告するかというのは、難しくて、これ大論文ですよ。教員はやっぱり Teacher として人間としてしっかりしてないといけないと思うんですよ。だから修養の部分をもっと大事にしないと、今居る教員もこれからの教員もどんどん痩せていっちゃいますよ。もう一度その辺はよく考え直していただきたい。いいたいことは一杯あるんですが、それくらいにしておきます。

Q（永野）　私5番（働き方改革）と6番（教員研修）について、お聞きします。私は中央教育審議会や質の高い教師の確保の特別部会をオンラインで取材をしているものでございます。5番の働き方改革のところについて、2つ聞きたいのは、教員が集まらないのは、やりがいがないからではないでしょうか。王子という校長は、やりがいのことを強調しておりました、部会でも。やはり、君が代を強制したり、上意下達ばかりでは、やりがいがないと思います。やりがいをあるようにしないと募集は増えないと思います。それが一つ。

それからもう一つ、在校時間管理が非常に多いんですけど、私は調査漏れ報告書の多さが問題だと思います。特に、吹田市教育委員会の君が代の歌詞暗記調査のような愚かな政治色の濃い、自民党の藤木栄亮（ふじきけいすけ）という議員が勝手に押しつけてくるような調査をやる、本当にやりがいもないと思います。ぜひ調査ものを削るべき、調査ものというのは別に教員が自発的にやるもんじゃないです。文科省が調査を押しつけてきます。いじめなどの必要な調査以外の政治色の濃い君が代の調査文科省はやってませんけど、東京都教育委員会がやっているんでぜひ辞めて欲しい。その２点が質問です。

最後に、高井さんに聞きます。研修履歴管理、中教審ずっと傍聴しておりました。取材しておりましたけども、研修受講奨励ってのやるんですよね。それは校長だけじゃなくて、主幹教諭にもやらせる、主幹教諭にも、あなたこれ研修受けなさい、どうでしょうそれは強制にはなりませんか。特に校長は、受講命令を出すことを平野ひろきという人間が言っておりました。非常に、さっきの青木先生への答弁とは違っています。職務命令をもって研修を受けさせるってはっきりと平野ひろきという男が言っておりましたんで、質問します。

高井さんへの最後の質問です。スクールミッションとか、校長の学校経営計画に基づいてこういう研修を透けなさいって強制してくることはないでしょうか。教員の自発性に任せるべきだと思います。以上大きく４点になります。

A（栗林）　まず、栗林から５．についてお答えさせていただきます。まさに今仰っていただいたとおり、やりがいというのは非常に大事なことだと考えております。そのため文部科学省としては、教師が教師でなければできない業務、まさに授業とか、そういうところが一番中心になるところでございますけれども、そういうところに専念できるよう、様々働き方改革の取り組みというのを進めてきたところでございます。そしてこの度「質の高い教師の確保特別

部会」において、これまで進めてきた働き方改革これをさらに進めていくための方策、それと一体となって、教師の処遇ですとか、指導運営体制、これは教職員定数とか支援スタッフ、そうとうマンパワーのところでございますけど、そういうところについても一体的総合的に検討していくことによって、より教師を取り巻く環境を整備をしていく、これを以て質の高い教師を確保していくための方策、これを議論していただく場ですので、文部科学省としても、まだいつになるかは決まっていませんがこの中教審での議論を踏まえ、必要な施策これに取り組んでいきたいと考えております。調査のことについては、菊池よりお答えいたします。

A（菊池）　5（2）調査のことについてお答えいたします。調査統計等の回答につきましては、文部科学省においてもしっかり、調査を抽出の調査にしたりだとか、内容を簡素化するなど、精選に努めているところであり、教育委員会にも周知をしております。引き続き、学校の負担軽減に向けて、こういった調査の部分も含めて取り組みを進めて参りたいと思います。

A（高井）　6．研修について、お答えさせていただきます。スクールミッションなども含めた上位の目標、そしてそれに基づいて研修計画を立てて、それに基づいて検証していただく、というのが一連の流れになります。その上で今回制度化させていただいたものは、対話と奨励なんですね。対話の中で、どのような研修を受けるかということを、管理職などが奨励をし、そして実際に受ける先生が何を受けるかを決めていくというような一連の流れになります。そういった本来の目的をこれからも各自治体に説明をしていきながら、丁寧にそのような研修が進むように推進していきたいと思っております。

Q（永野）　一点だけ。処遇改善と仰ったけど、この処遇改善とは、主幹教諭の給料をあげるということ。

Q（青木）　制度上何かあるんですか、研修に参加したということの。あれ見てもはっきりしなかったんですけど、法令見ても。

A（高井）　職務研修に関して、受講履歴の記録を作成する。

Q（青木）　職務研修に関して。それは要するに命令研修ということ、つまり出張命令簿・・

A（高井）　そうですね。服務的な処理をした上で、研修を行っていただくものです。

（野次：服務研修には反対という声もあるんですよ。）

Q（青木）　研修は自主的なものであることが前提ですけど、どんどん初任研以来、研修がだんだんだんだん管理が強化されているんですよ実際、5年研10年研とか、そういった方向が強くなりはしないか、ということが懸念なんですよ、ハッキリ言います。でも今高井さんは、そうじゃないように頑張ってくれということですよね。制度はそうかも知れないけれども、否定しなかったからも、現場でできるだけそうならないようにやってくれと、受け取っておきますが、よろしいですね。

Q（永井）　先ほど出ましたけどね、研修は研究と修養で、研究ばっかりがあれで、実は学校現場っていうのは非常に多様な子どもが居て、人格と人格が向き合うということで、修養の部分が非常に重要なんですよね。これが現場の教育力に繋がっていくんですよ。それが全く無視されて、ただ研修研修っていう形になっている。これが非常に大きな問題だと思いますし、教員不足の大きな原因にもなっていると思ってます。以上です。

A（岩村）　4．国連の勧告の部分ですけど、もちろん無視するということはなくて、冒頭もお答え差し上げたんですけど、国連の趣旨も踏まえてインクルーシブ教育システムの推進に取り組んで参りたいというところでございます。

Q（奥野）　特別支援学校を廃止していく方向を目指すということが必要だと思うんですよ。すぐなくすというわけではなく。それが勧告の趣旨やと思うんですけど。共生社会考えたら、それ当たり前やと思うんですけど、どうですか。

A（岩村）　えーと、その部分についても、特別支援学校、あくまで一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場というのは、保護者ですとか、ご本人様希望されてそちらに行くこともございますので、そういった現状も鑑みて、特別支援学校をなくすということは、現状考えておりません。

Q（青木）　今日は長時間にわたりましたけれども、いろいろ文部科学省側の本音も聞けて、面白かったと思います。文科省のみなさん、まだまだこれから行政官としていろいろ勉強していく存在だと思いますので、ひとつわれわれの意見も、至らなかったところもあったと言え、まあ本音の議論が出たということで、聞いていただければなあと思います。じゃ以上で終わります。お疲れさまでした。

賛同団体･個人一覧

【団体】

板橋高校卒業式事件から「表現の自由」をめざす会　奥野さんを支える叫ぶ石の会
学校と地域をむすぶ板橋の会　河原井さんと味噌づくりと憲法学習会　教職員なかまユニオン
グループ ZAZA　国連経済社会理事会特別協議資格 NGO 言論・表現の自由を守る会
個人情報保護条例を活かす会　再雇用拒否撤回を語りつぐ会　多摩島嶼地区教職員組合
千葉学校労働者合同組合　東京・教育の自由裁判をすすめる会　東京都障害児学校労働組合
特別区教職員組合　都教委包囲首都圏ネット　HOWS
「日の丸・君が代」強制に反対し子どもと教育を守る会　「日の丸・君が代」強制反対・大阪ネット
広島教職員100人声明　ひょうたん島研究会　許すな「君が代」全国ネット　予防訴訟をひきつぐ会
（計22団体）

【個人】

相田尭夫　青木茂雄　秋山良一　安達三子男　新井精　新井史子　荒井まり子　石川美紀子　伊豆ハルミ
乾喜美子　今井秀郎　井前幸弘　岩木俊一　岩野政樹　岩本薫　岩本乾治　内山貴夫　梅原聡　海老名剛
大友深雪　大嶽昇一　大塚須美子　大能清子　岡田弥生　奥野泰孝　小野政美　金子恵子　河原井純子
菅野幸枝　雁部平三　北村小夜　倉澤憲司　黒田伊彦　小島昌夫　五十里元子　小西弘泰　小林裕　小綿剛
近藤順一　近藤徹　斎藤義子　坂口興昌　坂本史子　佐藤訓子　佐藤茂美　佐藤信夫　志水博子　志村洋子
高橋智子　辰口滋　辻川庸子　寺尾光身　寺本勉　東矢高明　冨塚元夫　豊巻絹子　外山喜久男　直塚文雄
中沢浩二　永井栄俊　長岡基浩　根津公子　野村尚　長谷川康夫　花輪紅一郎　林　聰　平田泉　深澤裕
福島進　福島博子　ふじのまい　番場豊　間苧谷学　牧江寿子　牧野一恵　桝田幸子　松井雅子　松田幹雄
水野彰　みつはしひさお　光本敏子　宮本茂　牟田口カオル　村上理恵子　村山健一郎　森山薫　山川隆二
山口広　山口洋子　山田光一　山本礼治　湯原清隆　吉村りよみ　米山良江　渡辺一昇　渡部秀清　匿名１
（計97名）

表紙写真：銀座・数寄屋橋デモ

発行日：２０２３年１１月１３日

編集・発行：第１３回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会
162-0823 東京都新宿区神楽河岸１－１
東京ボランティアセンター メールボックス ７５番